

地域計画・災害復興をめぐる
コミュニティ・コンフリクトに関する
グループ・ダイナミックス的研究

永田素彦

地域計画・災害復興をめぐる
コミュニティ・コンフリクトに関する
グループ・ダイナミックス的研究

永田素彦

目次

第1章 序論	5
1.1 本研究の目的	5
1.1.1 ゆたかな社会における地域計画・災害復興	5
1.1.2 グループ・ダイナミックスの基本的視点	8
1.2 本研究の構成	11
第2章 都市開発をめぐるコンフリクト解析：京都駅ビル高層化問題を事例として	15
2.1 概説	15
2.2 コンフリクト解析	15
2.2.1 コンフリクト解析の方法	16
2.2.2 ハイパーゲーム	21
2.3 京都駅ビル高層化問題の経過	23
2.4 京都駅ビル高層化問題のコンフリクト解析	26
2.5 コンフリクト解析の意義	37
2.6 結語	39
第3章 コンフリクト状況のマクロ構造分析：	
長崎大水害後の復興事業をめぐる感度分析	41
3.1 概説	41
3.2 感度分析の方法	42
3.3 長崎大水害後の復興過程の経過：中島川・眼鏡橋復興問題について	46
3.4 長崎大水害後の復興過程のスーパーゲーム分析	49
3.4.1 phase1のコンフリクト解析	50
3.4.2 phase2のコンフリクト解析	54
3.4.3 phase3のコンフリクト解析	58
3.4.4 長崎大水害後の復興事業をめぐるコンフリクトの構造的特徴の推移	61
3.5 長崎大水害後の復興過程をめぐる感度分析	63
3.6 感度分析の意義	65

3.7 結語	68
第4章 災害イメージの間主観的基盤：長崎大水害についての会話分析	71
4.1 概説	71
4.2 災害イメージの構成	72
4.2.1 災害イメージ	72
4.2.2 災害現場と災害イメージ	74
4.2.3 事象－事態：災害イメージの基本的類型	76
4.3 事例報告	79
4.3.1 長崎大水害について	79
4.3.2 4つの会話の場	80
4.4 各グループの長崎大水害をめぐる災害イメージの特徴	88
4.4.1 会話の内容に関する分析	88
4.4.1.1 発話の特徴に関する分析	88
4.4.1.2 単語の使用頻度の分析	95
4.4.2 会話の場の成立過程に関する分析	98
4.5 災害の事象化・事態化の意味：「プレイヤー」の社会的構成	105
4.6 結語	110
第5章 分譲マンション復興をめぐる住民間コンフリクトの動態：	
阪神大震災を事例として	111
5.1 概説	111
5.2 分譲マンション復興の法的ロジック	113
5.3 阪神大震災における分譲マンション復興過程の全貌	114
5.3.1 調査報告	114
5.3.2 事例報告	118
5.4 分譲マンション復興の動態のドキュメンテーション	122
5.4.1 CED ドキュメンテーション技法の概要	122
5.4.2 分譲マンション復興過程の動態の分析	124
5.5 分譲マンション復興の実態：コンフリクト状況の社会的構成	130

5.6 結語	135
第 6 章 結論	137
6.1 研究成果の概要	137
6.2 展望	140
注	142
引用文献	149

第 1 章

序論

1.1 本研究の目的

本研究の目的は、地域計画・災害復興をめぐるコミュニティに生じるコンフリクトについて、その「対立の構図」を明示し、コンフリクト解決へ向けて実践的知見を得ることにある。研究対象としたコンフリクト事例は、具体的には、京都駅ビル高層化問題(1990-92 年)、長崎大水害(1982 年)後の復興過程、阪神大震災(1995 年)後の分譲マンション復興過程、である。これらの事例におけるコミュニティ・コンフリクトの「対立の構図」、および、その動態を、「コンフリクト解析」というゲーム理論を主軸としたいいくつかのモデル——コンフリクト解析、感度分析、会話分析、CED ドキュメンテーション技法——を用いて明示することを試みる。言い換えれば、コミュニティ・コンフリクトの対立の構図およびその動態を的確に捉えるモデルを開発、提示し、その有効性を事例研究を通じて示すこと、そこから地域計画・災害復興をめぐるコミュニティ・コンフリクトの解決へ向けて、実践的知見を得ることが、本研究の目的である。

本節では、本研究全体の前提として、以下のことを述べる。第 1 に、ゆたかな社会における地域計画・災害復興においては、コミュニティ・コンフリクトが不可避であり、その解決・解消が重大問題となっていることを論じる。第 2 に、本研究の基本的視点であるグループ・ダイナミックスについて、その概要を説明する。

1.1.1 ゆたかな社会における地域計画・災害復興

近年、地域計画・災害復興などをめぐって、多数のコンフリクトが発生している。コンフリクトとは、複数の主体間¹⁾で、価値観や利害に対立の生じている状態のことである。最近の新聞紙面を賑している地域計画の例を見ても、飛行場建設問題、ダム建設や河口堰建設などの河川改修問題、万博などの大規模イベント開催をめぐる問題など、枚挙に暇がない。コンフリクトが生じているのは、これら地域開発問題だけではない。大規模災害後の復興過程においても、阪神大震災後の復興過程をはじめ、多

様なコンフリクトが生起している。コンフリクトの存在は、現代日本における地域計画・災害復興の中心的特徴の一つであるようにさえ見える。

もちろん、旧来の地域計画・災害復興には、コンフリクトが発生しなかったわけではない。しかし、旧来の——「ゆたかな社会」到来以前の——コンフリクトと、現代の——「ゆたかな社会」到来以降の——コンフリクトとの間には、質量ともに大きな違いがある。「ゆたかな社会」とは、ほとんど全ての人にとって、明日のパンを思い、明日の寒さをおそれる必要のない社会という意味である(Galbraith, 1984)。それは、70年代には、日本にも到来した。ゆたかな社会の到来は、社会に——したがって、地域計画・災害復興をめぐるコンフリクトにも——さまざまな変貌をもたらした(例えば、山崎, 1984; 飯田, 1980; 暉峻, 1989)。

地域計画をめぐるコンフリクトの特徴の時代的变化を見るには、住民運動史(奥田, 1993)を一瞥するのが好便だろう。住民運動²⁾という言葉が定着したのは、60年代後半のことである。それ以前は、地域計画に対する住民側の関与は、既成の地縁団体(町内会など)による自治体への陳情嘆願という形態であり、コンフリクトという側面は希薄であった。しかし、60年代後半から70年代にかけて、地域開発の大規模化に伴い、公害問題がクローズアップされるようになると、既成の地縁団体が、住民にとって現実に有効な組織として機能しなくなってきた。そのため、特定目的のために新たに組織された任意の住民団体が主体となって、悪環境の原因者(すなわち、開発主体)に抗議したり、あるいは、自治体に具体的な措置を建議して、問題の事前回避を図るようになった。この時期のコンフリクトは、開発主体と、少数の住民運動者との間の、「告発型」コンフリクトと特徴づけることができる。

70年代後半以降、「ゆたかな社会」が到来すると、地域計画をめぐるコンフリクトにもいくつかの大きな変化が現われた。その背景には、地域計画をめぐる、主に2つの価値観の変化がある。第1は、地域計画の目的をめぐる価値観の多様化である。それまでの単線的な開発志向に、住環境問題、景観問題、生態系の保全問題などが新たな中心的争点として加わった。この価値観の変化は、住民運動団体の変化をももたらした。価値観の多様化を背景に、それまでの告発型の運動に代わって、一定の理念の下に緩やかに集合した、新しいタイプの市民組織が現われるようになった。すなわち、コンフリクトに関わる市民運動団体が多様化した。地域計画をめぐる争点の多様化、市民運動団体の多様化は、さらに、コンフリクトの多発化をももたらした。

この価値観の多様化は、災害復興をめぐるコンフリクトにおいては、より明確に見て取ることができる。実際、近年の災害復興においては、被災者の身の安全を最低限保証し、単に災害前の物理的状态を再現するだけの復旧では不十分と見なされるようになっていく。例えば、阪神大震災後の復興過程においても、もちろん最低限の生活基盤の確保を前提とした上で、ある人は「心のケア」の重要性を説き、ある人はさらなる経済的支援を求め、ある人は災害弱者の救援を主張し、ある人は災害を契機に都市計画の大幅な見直しを迫る、というように、その主張はまさに各人各様である。また、防災施策に対しても、完璧な防災施策を求める一方で、防災のために普段の生活が犠牲になることは避けたいという価値観が広まっている(矢守, 1994)。このような中で、行政（をはじめとする復興事業主体）が、一元的な（ないし、最大公約数的な）復旧施策を設定するのは、事実上、不可能となりつつある。

第2は、地域計画・災害復興事業の推進主体をめぐる価値観の変化である。「計画からまちづくりへ」というキャッチフレーズに端的に表現されているように、行政や専門家が地域開発を一方的に主導することに対する疑義が唱えられるようになり、地域住民が自らの価値観に基づいて自らのまちづくりに参画することが重視されるようになってきた(田村, 1999)。このことは、地域計画における世論（サイレント・マジョリティ）の重要性の増大をもたらした。開発主体、住民運動団体の双方にとって、自身の活動を正当化するために（この地域計画（運動）が、地域住民の利益に適うものであることを証拠づけるために）、地域住民の世論を取り込むことが必要となったのである。以上を要するに、ゆたかな社会以降、地域計画・災害復興をめぐるコンフリクトは、次のことを主要な特徴としている――すなわち、多様な次元での価値観が対立していること、世論をも巻き込んだ地域コミュニティ全体がコンフリクトの当事者となっていること、である。

このように、ゆたかな社会が到来した現代においては、地域計画・災害復興をめぐるコミュニティ・コンフリクトは、ほぼ、不可避である。したがって、地域計画や災害復興にあたっては、コミュニティ・コンフリクトを解決することが重大課題となっている。言うまでもなく、コミュニティ・コンフリクトの解決に対して、自然科学の果たす役割は大きい。しかし、一方では、コンフリクトが、いかなる主体間で、いかなる争点をめぐって、いかなるメカニズムによって生起しているのか――すなわち、「対立の構図」はいかなるものであるか――を、人間科学の立場からの的確に捉え、分

析・評価することもきわめて重要である。本研究では、グループ・ダイナミックスの立場から、コミュニティ・コンフリクトの「対立の構図」を検討することを目的としている。次項では、グループ・ダイナミックスの基本的視点を、本論に必要な限りで、概説する。

1.1.2 グループ・ダイナミックスの基本的視点

グループ・ダイナミックスとは、人間の集合体を一つの全体として捉え、その全体的性質（集合性）の動態を研究する学問分野である(杉万, 1995; Sugiman, 1997; 楽学舎編, 2000)³⁾⁴⁾。その研究対象とする集合体は、2 者関係から、組織、群集、国家、「宇宙船地球号」まで、きわめて広範多岐に渡る。

集合性の変化の原動力となるのは、異質な集合体同士の接触である。一般に、一つの集合体は、単一の集合性のみをもつのではなく、多数の集合性を有している（集合性の多層性）。さらに、多くの集合性は、部分的に重なり合いながら存在している（集合性の重複構造）。さて、二つの異質な集合体 A と集合体 B が接触するとき、そこにはその二つの集合体を包む新たな集合性 X が形成される（重複構造の形成）。この新たな集合性 X は、いわば、もとの二つの集合性（A と B）がブレンドされたものとなる。そうすると、集合体 A の性質は、集合性 X を通じて、集合体 B に浸透していくことになるし、集合体 B の性質も集合体 A に浸透していくことになる。すなわち、集合性の重複構造の形成を介して、二つの集合性が変化を遂げることとなる——異質な集合体の接触による、集合性の変化のメカニズムは、以上のようなイメージで描写できる（楽学舎編, 2000）。このようなイメージに基づいて、集合性の動態を明らかにすることが、グループ・ダイナミックスの主要な理論的関心である。

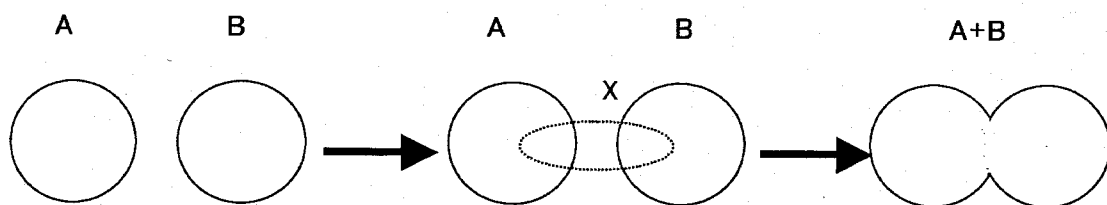


Figure 1-1 重複構造の形成による2つの集合体の集合性の変化

グループ・ダイナミックスが研究対象とする集合体は、集合体メンバー、あるいは、外部者によって一つの集団として認識されている集合体に限定されない。当事者に集団と自覚されていない場合や、複数の集団であっても、その全体を包む集合性を看取できるならば、その（複数）集団は、「一つの」集合体たりうる。利害対立（ないし、利害関係）にある複数の集合体も、まさに「利害対立状況」という集合性に包まれているがゆえに、「一つの」集合体として、グループ・ダイナミックスの重要な研究対象である(杉万, 1995)。すなわち、コンフリクト状況の「対立の構図」も、集合性の一斑に他ならない。それどころか、上述の集合性変化のメカニズムを考えれば、「対立の構図」は、グループ・ダイナミックスにとって、格好の研究対象であると言えるだろう。

グループ・ダイナミックスは、「実践」⁵⁾、すなわち、研究者と当事者との協働的实践を目的とする。協働的实践とは、理論をもつ研究者との協働（ないし、葛藤）によって、当事者の現状認識に変化が生じること（「そうか、自分たちがやってきたことは、そういうことだったのか」）、新たな行動選択肢を生み出すこと（「ならば、明日に向かって、こういう一手もあるじゃないか」）、さらには、ローカルな協働的实践の記録を、その概念の抽象レベルを上げることによって、他のローカルな実践へと伝播させること、である(Sugiman, 1999; 杉万, 1998b)⁶⁾⁷⁾。

協働的实践を目的とすることは、グループ・ダイナミックス的研究に、二重の視座を要請する。すなわち、第三者的・観察者の視座と当事者の視座、である。第 1 に、研究者と当事者との協働的实践が可能であるためには、研究者は、当事者とは異なる視座を持っていなくてはならない。すなわち、第三者的・観察者的に、当事者集合体を俯瞰する理論が必須となる。さらに翻って考えれば、ある当事者集合体が、研究者の関心対象となること自体、その研究者が、当事者集合体に対して、第三者・観察者の位置にいることを示している。第 2 に、研究対象たる現象は、当事者たちの社会的構成の産物に他ならない。したがって、研究者は、当事者集合体の変化によって、いかなる社会的構成がなされるか、そのメカニズムを明らかにすることが求められる。そのためには、研究者は、当事者の視座をも踏まえている必要がある。さらに、協働的实践が成立するということは、研究者と当事者が問題関心を共有し、両者の間に、観察、面接、調査などを通じたコミュニケーションが成立し、研究結果が当事者たちにとって実効的な言説として受け入れられる（あるいは、拒否される）ことである。

このことは、研究者と当事者が、一つの集合性に包まれていることを、言い換えれば、研究者が当事者の視座を共有しなければならないことを、意味している⁸⁾。

本研究は、地域計画・災害復興をめぐるコミュニティ・コンフリクトについて、グループ・ダイナミックスの立場から、その「対立の構図」およびその動態を明らかにすることを通じて、コミュニティ・コンフリクトの解決に対して実践的知見を得ることを目的としている。もちろん、以上述べてきたグループ・ダイナミックスの視点は、本研究を貫く基本的な理論的立場を表すものであり、次章以降の事例研究には、コンフリクト解析というゲーム・モデルを主軸とした分析モデルが、それぞれの事例に即して、提起・適用される。

本節の最後に、本研究がもつであろう意義について、理論的・実践的側面から述べておこう。第 1 に、理論的意義について述べる。上述の通り、グループ・ダイナミックスの理論的目標は、集合性の動態を明らかにすることであるが、その分析枠組みは、現状では、十分に整備されているとは言い難い。第 1 に、集合性を概念化し、それを計量する方法が、不足している。杉万・矢守(1994)は、社会学、社会心理学における既存のマクロ変数（集合性の指標）の計量法をレビューして、(1)集合データの計量法がきわめて限られたものにとどまっており、その開発がきわめて重要であること、(2)集合データの不足は、多くの場合、マクロ変数が、個人データに基づく集計データとして計量されているという現状を示しており、集合データの直接的計量が必須であることを、指摘している。まして、集合性の重複構造を的確に概念化ないし計量化する試みは、決定的に不足していると言わざるを得ない。第 2 に、社会現象の時間変化を記述・分析するモデルが、不足している。もちろん、現象の時間変化をモデル化した研究も少なくない(Yamori, 1998 のレビューを参照)。しかし、社会現象のダイナミックス、とりわけ、その質的变化をモデル化する手法は、まだ十分整備されているとは言い難く、その開発が必要とされる所以である。

第 2 に、実践的意義について述べる。コンフリクトが、早急に解決されるべき社会問題であることは言うまでもない。実際、コンフリクトの存在は、地域計画や災害復興事業の円滑な進捗を阻害する。従って、コンフリクト状況の「対立の構図」を明らかにすることを通じて、コンフリクト解決への実践的知見を提示することは、きわめて重要な課題である。

さらに、コンフリクトには、上述のようないわば破壊的側面のみならず、創造的側

面もあることを指摘しておきたい⁹⁾。コンフリクトとは、複数の利害・価値観が競合している状態である。もちろん、価値観の競合が、破壊的側面を浮き上がらせることも多いのだが、しかし、翻って考えてみると、複数の競合する価値観は、止揚されることで新たな価値観を生み出す可能性をも有している。言い換えれば、コンフリクトには、それを通じて、新たな地域計画・災害復興の枠組みを作り出す潜在力があると考えられる。この創造的側面は、とりわけ、ゆたかな社会においては重要である。なぜなら、ゆたかな社会は、前人未踏の社会であり、したがって、その中での生活を改めて学習しなければならない社会であるからだ。このように、地域計画・災害復興をめぐるコンフリクトを、ゆたかな社会における、社会的規模の学習過程と捉えるならば、現実には生起しているコンフリクトの実態を的確に把握し、そこから有意義な教訓を得ることは何よりも重要であろう。コンフリクトの「対立の構図」およびその動態を明示する、という本研究の目的は、以上述べたような社会的学習過程に実践的に貢献するものと思われる。

1.2 本研究の構成

本節では、本研究の構成について述べる。各章は、地域計画・災害復興をめぐる現実には生起したコミュニティ・コンフリクト事例を、コンフリクト解析というゲーム・モデルを主軸とする特定の理論モデルを適用し、分析する、というスタイルをとっている。適用される理論モデルは、具体的には、コンフリクト解析、スーパーゲーム分析、感度分析、会話分析、CEDドキュメンテーション技法、である（Table 1-1）。コンフリクト解析を主軸とするこれらの理論モデルは、コミュニティ・コンフリクトの「対立の構図」（という集合性）をマクロ的に把握しようと志向する点で共通している。

Table 1-1 各章で取り上げられる事例と適用される理論モデル

	事例	理論モデル
第2章	京都駅ビル高層化問題	コンフリクト解析
第3章	長崎大水害後の復興過程	スーパーゲーム、感度分析
第4章	長崎大水害後の復興過程	会話分析
第5章	阪神大震災後の分譲マンション復興過程	CEDドキュメンテーション技法

従来、社会心理学においては、ゲーム・モデルは、方法論的個人主義に基づいて、ゲーム状況における個人の行動や認知を明らかにするという目的のもと、用いられてきた。とりわけ、囚人のジレンマ状況や社会的ジレンマ状況において、いかなる解が現実に実現するのか、その際、プレイヤーの認知や感情が、プレイヤーの行動選択をいかに規定するのか、が問題とされてきた(Pruitt and Kimmel, 1977; Kelley and Stahelski, 1970; Liebrand, Jansen, Rijken and Shure, 1986; Yamagishi and Sato, 1986, etc.)。

しかし、前節で述べたグループ・ダイナミックスの視点からすると、ゲーム・モデルは、集合体のマクロ的特性の表現論としての意義をもつ。すなわち、コンフリクト状況の「対立の構図」——コンフリクト状況下にある複数の当事者集合体の重複構造——を表現する手段として、ゲーム・モデルは有効なのである。

以下、各章の概略を述べていこう。第2章では、京都駅ビル高層化問題をめぐるコミュニティ・コンフリクトを事例とし、その「対立の構図」を、コンフリクト解析を適用して検討する。コンフリクト解析とは、メタゲーム・モデルの一種であり、序数型選好に基づいている点、プレイヤー同士の「手」の先読みを想定している点（メタゲーム）、マトリックス形式ではなく表形式で表記されるため n 人ゲームの分析が容易である点、不完全情報下のゲームであるハイパーゲームへの拡張が容易である点など、現実のコンフリクト現象の分析に対してきわめて実用的なゲーム・モデルである。分析を通じて、コンフリクト解析が、コミュニティ・コンフリクトの「対立の構図」を明らかにする上で、きわめて有用な技法であることを示す。最後に、コンフリクト解析の意義を、集合性の重複構造の把握という理論的側面、および、コンフリクト解決という実践的側面から議論する。なお、第2章は、永田・杉万(1993)に加筆・修正したものである。

第3章では、長崎大水害後の復興事業をめぐるコミュニティ・コンフリクトを事例とし、その「対立の構図」(の変化)を、スーパーゲーム、感度分析を適用して検討する。スーパーゲームと感度分析は、それぞれ、第2章で取り上げるコンフリクト解析を発展させたものである。すなわち、スーパーゲームは、コンフリクトの時系列的展開を記述するものであり、また、感度分析は、「対立の構図」のロバストネスを分析する手法である。最後に、感度分析の意義を、理論的・実践的側面から議論する。なお、第3章は、永田・矢守(1994)、および、永田・矢守(1995)に加筆・修正したも

のである。

さて、第 2、3 章で取り上げるゲーム論的分析（コンフリクト解析、スーパーゲーム分析、感度分析）は、第三者的視座を想定したモデルである。そこには、現実を単純化しつつも、コンフリクトの「対立の構図」を俯瞰的に捉えうる、というメリットがある。しかしながら、前節でも述べたように、第三者的に「対立の構図」として捉えられるコンフリクト状況自体、当のコンフリクト状況（という集合性）を構成している当事者たちによる、社会的構成の産物に他ならない。その際、当事者たちは、必ずしもゲーム論（ないし、研究者）が第三者的に想定するロジックに従っているわけではない。したがって、当事者たちの現実構成のロジック、すなわち、当事者的視座を的確に捉える試みも、一方ではきわめて重要である。続く第 4、5 章では、ゲーム・モデルが適用される「対立の構図」が、そもそも、当事者集合体の集合性によって、いかに社会的に構成されるのかという問題を扱う。具体的には、第 4 章では、ゲーム・モデルにおける「プレイヤー」が、第 5 章では「オブション」を含むコンフリクト状況そのものが、当事者集合体の集合性の特徴によって、いかなる現実として構成され、成立しているのかに焦点を当てる。

第 4 章で取り上げる事例は、第 3 章と同じく、長崎大水害である。ここでは、長崎大水害に関わるいくつかの集合体が、長崎大水害という現実をいかに構成しているかを、廣松判断論を援用した会話分析に基づいて明らかにする。すなわち、第 3 章で取り上げたプレイヤー集合体を含む、長崎大水害への関与度が高いと見なされる集合体のそれぞれが、長崎大水害をめぐるいかなる集合性を形成しているのかを、明らかにする。分析の結果は、それぞれの集合性の間に大きな齟齬が存在していること（いわば、認識のコンフリクトが生じていること）を示している。最後に、長崎大水害という現実構成をめぐる齟齬が、災害復興事業をめぐるコミュニティ・コンフリクトにおいてプレイヤーとして顕在化する集合体とそうでない集合体とを生み出すことを指摘する。なお、第 4 章は、永田・矢守(1996)に加筆・修正したものである。

第 5 章では、阪神大震災後の分譲マンション復興をめぐるコミュニティ・コンフリクトを事例とし、CED ドキュメンテーション技法を用いて、コンフリクトの動態を検討したものである。分析の結果は、分譲マンション復興は、法律などで想定されている公的なロジックとは異なるロジックに則って進行していったこと、また、物理的現実よりも、当事者集合体によって構成された社会的現実（という集合性）こそが、オ

プシヨンの変化を含むコンフリクト状況の変化を規定していることを明らかにしている。最後に、CED ドキュメンテーション技法の意義を議論する。なお、第 5 章は、永田(2000)に加筆・修正したものである。

第 6 章では、本研究で得られた知見を整理し、結論を述べるとともに、今後の展望について述べる。

第 2 章

都市開発をめぐるコンフリクト解析：

京都駅ビル高層化問題を事例として

2.1 概説

本章では、都市開発をめぐる利害対立の構造を、「コンフリクト解析」(岡田・ハイプル・フレーザー・福島, 1988)に基づいて検討する。具体的には、京都駅ビル高層化問題をめぐる、京都駅ビル開発株式会社、反対派市民連合、京都仏教会、一般市民の4つの集合体の「対立の構図」を検討する。

第 1 章でも述べたように、現在、多くの地域計画・災害復興事業において、多様な次元でのコミュニティ・コンフリクトが発生しており、その調整を図ることが、重要な課題となっている。こうしたコンフリクトの構造を検討するための一つの枠組みとして、ゲーム理論が有効である(例えば、Fraser & Hipel, 1984; 岡田, 1996)¹⁰⁾。本章で取り上げる「コンフリクト解析」は、ゲーム理論の一種であり、メタゲーム理論(Howard, 1971)を、現実問題への適用という観点から発展させたものである(Fraser & Hipel, 1984)。これまで、コンフリクト解析に基づいて地域計画などをめぐる利害対立の構造を検討した研究としては、ガリソン分水事業問題(Hipel & Fraser, 1980)、池子米軍住宅地建設問題(小幡, 1992)、長良川河口堰建設事業問題(中司・萩原・渡辺, 1998)、琵琶湖水資源開発問題(岡田ら, 1988)、長崎市の都市開発・防災コンフリクト(岡田・谷本・荒添, 1995)などがある。

以下、第 2 節では、コンフリクト解析の基本的な事項を説明する。次に、本章で取り上げる京都駅ビル高層化問題について、面接調査と質問紙調査の結果をもとに、その事実経過を報告し(第 3 節)、それについてコンフリクト解析の手法を適用する(第 4 節)。最後に第 5 節では、コンフリクト解析による分析の意義を、集合性の重複構造の把握という理論的視点、および、コンフリクト解決への実践的視点から考察する。

2.2 コンフリクト解析

2.2.1 コンフリクト解析の方法

本項では、キューバミサイル危機の事例を用いて、コンフリクト解析の基本的手続きについて説明する。数学的な説明については、岡田ら(1988)を参照されたい。

コンフリクト解析は、次のステップをふんで行なわれる。すなわち、①対象時点の設定、②プレイヤーとオプションの設定、③実行不可能な発生事象の除去、④選好順位の設定、⑤安定性分析、である。実際の研究においては、②、③、④の段階で、面接調査や質問紙調査による綿密な実地調査が必要とされる。以下、キューバミサイル危機(岡田ら,1988)を事例に、①～⑤の手続きを説明しよう。

①対象時点の設定

1962年10月17日(アメリカとソ連のとりうる選択肢(オプション)が明らかになった時点)。東西冷戦の緊張下、ソ連がキューバにミサイル基地を設置したことに対し、アメリカは海上封鎖や空襲といった軍事的措置を検討、ソ連はミサイルを撤去しキューバから撤退するか、あるいは、紛争をエスカレートさせるかの岐路に立った。

一般に、コンフリクト状況は、時間の推移によって変わっていくものであり、その過程でプレイヤー、オプションならびにプレイヤーの選好が変化していく。したがって、コンフリクト解析の結果は、あくまでも対象時点における結果であることに注意しなければならない。

②プレイヤーとオプションの設定

プレイヤーとは、当該コンフリクトの当事者のことである。また、オプションとは、各プレイヤーのとりうる選択肢のことである。キューバミサイル危機の例では、アメリカには、「空襲」、「海上封鎖」、ソ連には、「撤退」、「エスカレート」のオプションがあったと考えられる。なお、エスカレートとは、具体的には、西ベルリンに侵攻したり、アメリカ南東部の軍事目標地点を爆撃するなど、軍事コンフリクトの範囲と規模を拡大することを指している。

Table 2-1 は、発生事象(各プレイヤーのとりうるオプションの組合せ)の全てを列挙したものである。1は、プレイヤーが当該オプションを選択することを示し、0は、選択しないことを示す。各プレイヤーの全てのオプションが選択されない場合(すべてのオプションが0である発生事象)は、初期状態を示している。Table 2-1 の例で言えば、ソ連がキューバにミサイルを設置しており、アメリカはそれに対して具体的行動に出ていない状態を示している。

なお、十進表現は、各発生事象の 0、1 の並びを二進数に見立てて、それを十進数に換算したものである。ただし、一番上の数字が最下位の桁に対応する。例えば、Table 2-1 の発生事象 (1010) ——アメリカは「空襲」し、ソ連は「撤退」する——の十進表現は、 $1 \times 2^0 + 0 \times 2^1 + 1 \times 2^2 + 0 \times 2^3 = 5$ となる。以下、発生事象を区別するときには、主としてこの十進表現を用いる。

Table 2-1 キューバミ사일危機における理論的に可能なすべての発生事象

アメリカ																
空襲	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
海上封鎖	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
ソ連																
撤退	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1
エスカレート	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
十進表現	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

③実行不可能な発生事象の除去

Table 2-1 は、理論的に可能な発生事象の全て（全部で m 個のオプションがある場合には 2^m 個）を列挙したものであるが、現実的には起こり得ないものも含まれているので、それらを除去する。具体的には、ソ連がキューバから撤退し、かつ、同時に、紛争をエスカレートするということは考え難い。すなわち、「撤退」「エスカレート」の両方に 1 が立つ発生事象の集合は、除去すべき発生事象である。Table 2-1 から実行不可能な発生事象を除去し、現実には可能な発生事象だけを列挙したものが Table 2-2 である。

Table 2-2 キューバミ사일危機における実行可能な発生事象

アメリカ													
空襲	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
海上封鎖	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0
ソ連													
撤退	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0
エスカレート	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
十進表現	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

④選好順位の設定

Table 2-3 は、アメリカとソ連が、それぞれ、発生事象をどういう順番で選好して

いるか、すなわち、アメリカとソ連の選好順位を並べたものである。発生事象は、好ましい順に左から右に並べてある。

現実の研究においては、この選好順位を測定するために、多くの調査や資料収集が行なわれなければならない。

⑤安定性分析

最後に、各プレイヤーの選好順位をもとに均衡解を求める、安定性分析を行なう。

Table 2-4 は、キューバミサイル危機の安定性分析表である。

均衡解とは、直観的には、次のような発生事象のことである。すなわち、全てのプレイヤーが、次の二つの、いわば身動きのとれない状況のいずれかにおかれている発生事象のことである。a)あるプレイヤーが、当該発生事象から、自らの選択肢だけを変更することによって、より好ましい発生事象に至ることが不可能であるために、その発生事象にとどまらざるを得ない状況。b)それが可能であったとしても、他のプレイヤーの対応（選択肢の変更）いかんによって、より好ましくない発生事象に至ってしまう可能性があるために、その発生事象にとどまらざるを得ない状況。一般に、均衡解は、複数存在する¹¹⁾。

Table 2-3-1 キューバミサイル危機における選好順位:アメリカ

アメリカ												
空襲	0	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0
海上封鎖	0	1	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0
ソ連												
撤退	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
エスカレート	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
十進表現	4	6	5	7	2	1	3	0	11	9	10	8

Table 2-3-2 キューバミサイル危機における選好順位:ソ連

アメリカ												
空襲	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0
海上封鎖	0	0	1	1	0	0	1	1	1	0	1	0
ソ連												
撤退	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0
エスカレート	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
十進表現	0	4	6	2	5	1	7	3	11	9	10	8

次に、均衡解の求め方について順を追って説明しよう。

1)一方的改善

他のプレイヤーのとり選択肢が変わらないという前提で、自らのとり選択肢だけを変更して、当該発生事象より好ましい発生事象に移行可能なとき、当該発生事象は一方的改善が可能である、という。例えば、Table 2-3-1 において、発生事象 1 は、アメリカにとって、自らの選択肢を (10) から (01) に変更するだけで、より好ましい発生事象 2 に移行することができるから、発生事象 1 は、アメリカにとって一方的改善が可能である。この場合、アメリカにとって、発生事象 1 には、一方的改善としての発生事象 2 が存在するといひ、あるいは単に、発生事象 2 を発生事象 1 からの一方的改善と呼ぶ。

Table 2-4 の一方的改善の欄には、各発生事象からの一方的改善によって移行できる発生事象を列挙している。例えば、ソ連は、一方的改善によって、発生事象 2 から発生事象 6 への移行が可能である。なお、ある発生事象からの一方的改善が複数存在する場合は、好ましいものから順に列挙する。

Table 2-4 キューバミサイル危機における安定性分析表

均衡解	E		E											
アメリカ														
安定・不安定の別	r	s	u	u	r	u	u	u	r	u	u	u	u	
選好順位	4	6	5	7	2	1	3	0	11	9	10	8		
一方的改善		4	4	4		2	2	2		11	11	11		
			6	6			1	1			9	9		
				5				3				10		
ソ連														
安定・不安定の別	r	s	r	u	r	u	r	u	u	u	u	u	u	
選好順位	0	4	6	2	5	1	7	3	11	9	10	8		
一方的改善		0		6		5		7	7	5	6	0		
									3	1	2	4		

2) 発生事象の安定・不安定

発生事象の一つ一つについて、一方的改善の有無、あるいは一方的改善をなした場合の他のプレイヤーの対応を考えることによって、全ての発生事象は安定・不安定のいずれかに分類できる。さらに、安定な発生事象は、①合理的安定、②連続型安定、③同時安定のいずれかに分類される。

①合理的安定：あるプレイヤーにとって、ある発生事象からの一方的改善が全く存在しないとき、その発生事象は（そのプレイヤーにとって）合理的安定であるという。ある発生事象から、自らの選択肢のみを変更することによって、より好ましい他の発

生事象に移行することが不可能なときには、その発生事象に安定的にとどまることが合理的であると考えられるわけである。

Table 2-4 の、発生事象の上に記した r は、その発生事象が合理的安定であることを示している。例えば、発生事象 11 はアメリカにとって合理的安定である。

②連続型安定：ある発生事象からの一方的改善が存在したとしても、その全てについて、それに対する他のプレイヤーの対応（選択肢の変更）によって、より好ましくない発生事象に至ってしまう可能性があるとき、その発生事象は（そのプレイヤーにとって）連続型安定であるという。ただし、他のプレイヤーも、自らにとって好ましい発生事象に移行するようにしか、選択肢の変更をしないものとする。選択肢を変更することによって、結果的に、より好ましくない発生事象に至ってしまいかねないと考えれば、そのプレイヤーは、もとの発生事象からの一方的改善を図ろうとはしないと考えられるわけである。

Table 2-4 の、発生事象の上に記した s は、その発生事象が連続型安定であることを示す。例えば、発生事象 4 は、ソ連にとって連続型安定である。

不安定：ある発生事象からの一方的改善が可能であり、それに対して他のプレイヤーがどのような対応をとったとしても、当該発生事象より好ましくない発生事象に移行してしまう可能性がないとき、その発生事象は、（そのプレイヤーにとって）不安定であるという。選択肢を変更することによって、確実に好ましい発生事象に移行できるのであれば、ことさら現在の発生事象にとどまる理由はない、と考えるわけである。

Table 2-4 の発生事象の上に記した u は、その発生事象が不安定であることを示す。例えば、発生事象 5 は、アメリカにとって不安定である。

③同時安定：複数のプレイヤーが、そのどちらにとっても不安定であるような発生事象から、それぞれの選択肢を同時に変えて他の（より好ましい）発生事象に移行しようとするときに、結果として、そのうちの少なくとも 1 人にとって当該発生事象よりも好ましくない発生事象に移行してしまう場合、その発生事象は（そのプレイヤーにとって）同時安定であるという。同時安定は、現実には、あまり現れない。Table 2-4 においても、同時安定の発生事象は現れていない。

均衡解は、全てのプレイヤーにとって、上記の 3 種の安定性のいずれかを満たしている発生事象のことである¹²⁾。Table 2-4 の最上欄に記した E は、その発生事象が均衡解であることを示す。Table 2-4 では、発生事象 4 と発生事象 6 が均衡解であり、

具体的には、アメリカは何ら軍事的行動をとらず、ソ連はキューバからミサイルを撤去するという発生事象と、アメリカが海上封鎖をし、ソ連がキューバからミサイルを撤去するという発生事象である。

2.2.2 ハイパーゲーム

これまでは、各プレイヤーの選好順位が、全てのプレイヤーに対して明らかであることを前提としてきたが、現実には、このようなことは極めて稀である。例えば、キューバミサイル危機の例で、現実には、アメリカはソ連の選好順位を正しく把握していたが、ソ連はアメリカの選好順位について誤認していた（キューバへのミサイル配備に対して、アメリカがそれほど強硬に反応してくることはあるまいと、たかをくくっていた）という観測も可能である。このような不完全情報下のゲームをハイパーゲーム(Bennett, 1980; Bennett & Dando, 1979)という (Table 2-5 を参照)。

ハイパーゲームにおける安定性分析は、次の手順で行なう。すなわち、①各プレイヤーの認知レベルのゲームそれぞれについて、個別に安定性分析を行なう、②各プレイヤーの認知レベルのゲームにおける当該プレイヤー自身の結果だけを比較して、共通に安定となっている発生事象を均衡解とする。(アメリカの認知レベルのゲームにおいてアメリカにとって安定であり、かつ、ソ連の認知レベルのゲームにおいてソ連にとって安定である発生事象を、全体の均衡解とする。)

Table 2-6 は、キューバミサイル危機のハイパーゲームの安定性分析表である。分析の結果、均衡解は、発生事象 6 のみである。発生事象 4 は、ソ連の認知では不安定なので、均衡解とはならないわけである。このように、ハイパーゲームは、それぞれのプレイヤーが、相異なる現状認識をもっている場合のモデル化に役立つ。

Table 2-5 キューバミサイル危機におけるハイパーゲーム

アメリカの認知												
アメリカ												
アメリカ												
空襲	0	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0
海上封鎖	0	1	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0
ソ連												
撤退	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
エスカレート	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
十進表現	4	6	5	7	2	1	3	0	11	9	10	8
ソ連												
アメリカ												
アメリカ												
空襲	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0
海上封鎖	0	0	1	1	0	0	1	1	1	0	1	0
ソ連												
撤退	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0
エスカレート	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
十進表現	0	4	6	2	5	1	7	3	11	9	10	8
ソ連の認知												
アメリカ												
アメリカ												
空襲	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0
海上封鎖	0	0	1	1	0	0	1	1	1	0	1	0
ソ連												
撤退	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0
エスカレート	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
十進表現	4	0	6	2	5	1	7	3	11	9	10	8
ソ連												
アメリカ												
アメリカ												
空襲	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0
海上封鎖	0	0	1	1	0	0	1	1	1	0	1	0
ソ連												
撤退	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0
エスカレート	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
十進表現	0	4	6	2	5	1	7	3	11	9	10	8

Table 2-6 キューバミサイル危機におけるハイパーゲーム安定性分析表

全体の均衡解		E											
アメリカゲーム													
アメリカ	r	s	u	u	r	u	u	u	r	u	u	u	
	4	6	5	7	2	1	3	0	11	9	10	8	
		4	4	4		2	2	2		11	11	11	
			6	6			1	1			9	9	
				5				3				10	
ソ連	r	s	r	u	r	u	r	u	u	u	u	u	
	0	4	6	2	5	1	7	3	11	9	10	8	
		0		6		5		7	7	5	6	0	
									3	1	2	4	
ソ連ゲーム													
アメリカ	r	r	u	u	u	u	u	u	r	u	u	u	
	4	0	6	2	5	1	7	3	11	9	10	8	
			4	0	4	0	4	0		11	11	11	
					6	2	6	2			9	9	
							5	1				10	
ソ連	r	u	r	u	r	u	r	u	u	u	u	u	
	0	4	6	2	5	1	7	3	11	9	10	8	
		0		6		5		7	7	5	6	0	
									3	1	2	4	

2.3 京都駅ビル高層化問題の経過

本節では、本研究が対象とした、京都駅ビル高層化問題の経緯を記す。以下、京都新聞の関連記事（1990年8月7日～91年12月7日）を参考に、経過の概要を述べる。

京都駅ビルの改築計画は、1990年8月6日、駅ビル開発準備会社（JR西日本、京都府、京都市、京都商工会議所で構成）の取締役会で承認され、具体的な実行段階に入った。交通の要所としての京都駅に複合型ターミナルを建設し、集客力を活かして駅ビル内店舗で利潤を得ようとするJR西日本、国際都市・京都の玄関口にふさわしい駅ビルを望み、また、駅ビルを南部開発の拠点としたい京都府・京都市、駅ビル改築によって経済の活性化を狙う京都商工会議所、それぞれの利害関心がほぼ合致し、京都の新しいシンボルとして高層ビルを建築する方向が固まり、平安建都1200年事業の中心に位置づけられた。

しかし、京都市は、景観保全の立場から、建物の高さ制限を法的に課している。それによると、京都駅地区では、最高31メートル（総合設計制度¹³⁾）を利用しても45

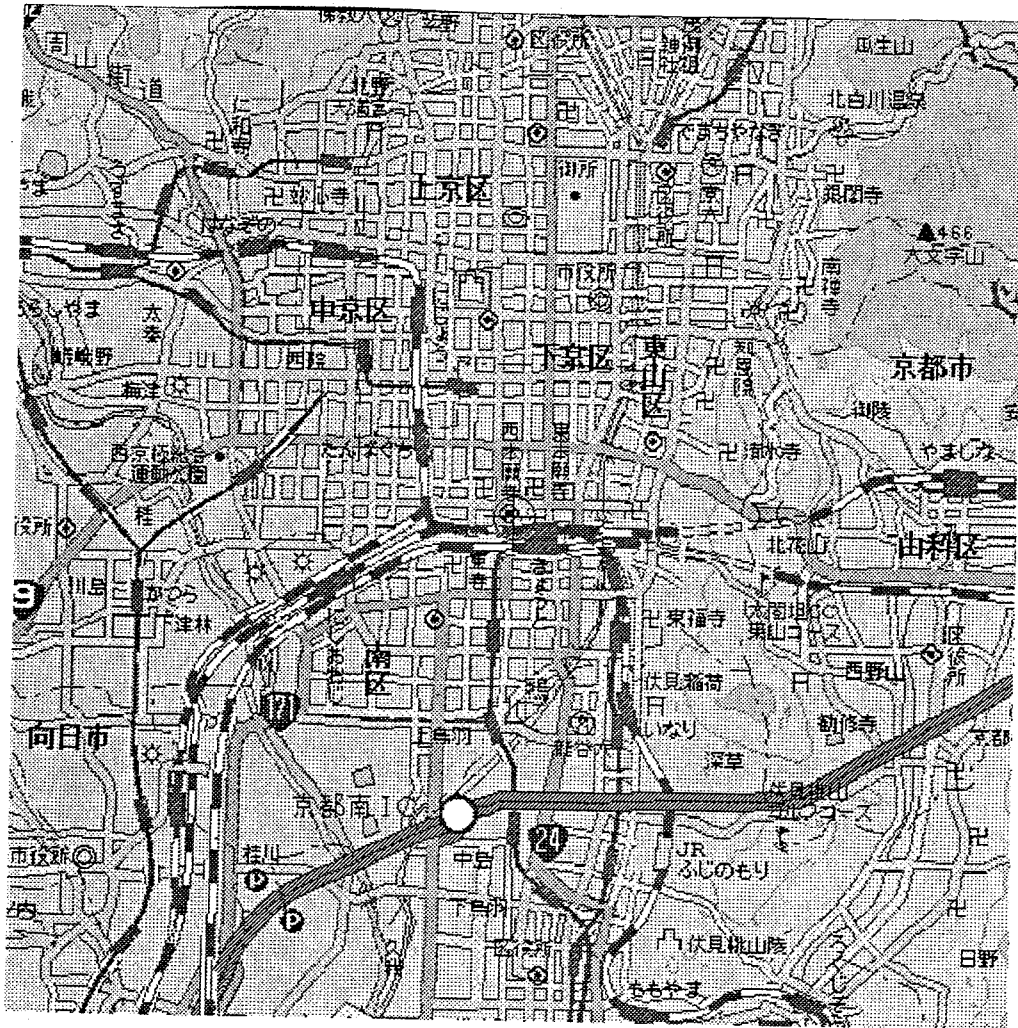


Figure 2-1 京都駅ビル周辺地図

メートル)のビルしか建てられないことになっている。現実には、高層ビルの建築のために、都市計画法を変更し、規制を緩和しようとする動きもあったが、これに対しては、「規制緩和が高層ビルを誘発し、景観破壊につながる」(西山卯三 京都大学名誉教授)などの批判が出された。

9月12日、京都駅ビル開発会社設立発起人会が開かれ、出資比率は、JR西日本60%、京都府、京都市各5%、京都商工会議所1.3%、地元経済界28.7%となった。また、JR西日本は、「ジェイアール西日本伊勢丹」「ジェイアール西日本ホテル開発」の2つの子会社を設立、駅ビル内に大規模な百貨店並びにホテルを計画した。これに対して、既存の百貨店、中小小売商、ホテルなどは不公平感、危機感を募らせた。

11月26日、設計コンペの概要が発表され、高さについては制限を設けない方針が

打ち出されたのに対し、市議の中からもきびしい批判が出された。

12月21日、京都ホテル（京都市中京区）とJR京都駅の高層化に反対する市民連合が、駅ビル建設のための公金支出や、職員派遣は違法であるとして、府と市の監査委員会に出資金の返還と職員派遣の差し止めを求める住民監査請求を提出、同時に、都市計画変更の際の公聴会開催を申し入れた。しかし、1991年2月5日、京都市監査委員会は、「具体的な財産上の損害が発生していない」、「会社の行為は請求の対象外である」として請求を却下した。このため、のっぽビル反対市民連合のメンバーらは、3月6日、京都府知事、京都市長、駅ビル開発会社を相手どり、公金の支出差し止めと出資金の返還を求める住民訴訟を京都地裁に起こした。その後の口頭弁論で、原告・住民側は、京都の優れた歴史的景観の維持、保全を求める権利を歴史的景観権と規定、憲法の保証する人格権の一形態と位置づけたうえで、国や地方公共団体が歴史的景観を破壊しようとする場合は、その排除を請求できる、と主張している。

5月8日、JR京都駅改築の設計コンペで建築家の原廣司氏（東京大学教授）の作品が最優秀に選ばれた。同氏設計の作品は、高さ59.8メートル東西幅約470メートルの鉄筋コンクリート建てで、コンペ参加の7作品の中では最も高さの低いものであった(Figure 2-2)。しかし、市の現行高度規制を超える高層建築物になることから、都市計画決定の手続きが必要となる。これが、高度建築物の乱立を誘発するといった批判に加えて、企画先行・法律追認型のコンペのあり方に対する疑義も強く主張されるようになった。反対市民団体は同月31日、駅舎の高さを24メートルに抑えた独自の改築案を発表した。

7月17日、駅ビル内の百貨店、ホテルの計画概要が明らかにされ、業界関係者は、その規模の大きさに警戒の姿勢を示した。

11月1日、古都の景観を守る立場から、京都ホテルの60メートル高層化¹⁴⁾に反対していた京都仏教会が、同ホテル高層化をめぐる交渉決裂を理由に、京都ホテル並びに系列3施設の宿泊客の有名寺院への拝観を拒否するとの声明を発表した。同月20日、京都ホテルが計画の見直しを発表したが、京都市は、総合設計制度そのものとは切り離して考える方針を強調した。また、仏教会の強攻策に対する批判も聞かれるようになった。

12月4日、京都仏教会は京都駅ビル開発会社に対し、高さ59.8メートルの新駅ビルプランの正否について、民意を問う住民投票を行なうよう申し入れた。開発会社側

は、府、市などと協議を重ねてきているので、十分民意を反映しているとして、それに応じない姿勢を貫いた。

Figure 2-2 新旧京都駅ビルの対比(京都新聞 1991 年 5 月 9 日朝刊)

2.4 京都駅ビル高層化問題のコンフリクト解析

本節では、コンフリクト解析を用いて、京都駅ビル高層化をめぐる利害対立の構造を検討する。プレイヤー、各プレイヤーのオプション、各プレイヤーの選好順位については、京都駅ビル開発株式会社、のっぽビル反対市民連合、京都仏教会それぞれの中心的人物に面接調査を行なうと同時に、京都新聞社の担当記者からも情報の提供を仰いだ。その結果、各団体相互の認識は一致しているものの、一般市民に対する認識が各プレイヤー間で異なると判断したので、ハイパーゲームとして定式化することにした。以下、順を追って説明する。

(1)対象時点

対象時点は 1991 年 12 月 7 日、すなわち前述した経過の最後の時点であり、分析は、全て、この時点までの資料に基づいている。

(2)プレイヤー

本コンフリクトに直接関わる当事者は、新聞紙上に名を連ねるだけで、約 20 団体はあるが、その中でとりわけ重要な位置を占める 3 つの団体、すなわち京都駅ビル開発株式会社、反対派市民連合、京都仏教会をプレイヤーとしてとりあげた。また、第 4 のプレイヤーとして、一般市民も解析の中に含めた。

以下、各プレイヤーについて説明しよう。

①京都駅ビル開発株式会社

JR 京都駅改築の推進母体であり、JR 西日本、京都府、京都市、京都商工会議所の共同出資による第 3 セクターである。社長は、JR 西日本副社長の井手正敬氏で、役員構成も 9 人中 5 人が JR 西日本幹部というように、JR 西日本主導の色彩が濃い。内部でも微妙な思惑の違いから、JR 西日本と行政サイドとの間の駆け引きがあることは想像できるが、オプションを行使する際には、当然、一枚岩であるので、1 つのプレイヤーとみなした。以下、開発会社と略称する。

② 反対派市民連合

景観保全の面から JR 京都駅の高層化に反対している市民グループの総称で、具体的に何らかの形で抗議行動を起こしている団体を指す。反対派市民団体といっても、必ずしも一体化されているわけではないが、本研究では、その代表的存在として、のっぽビル反対市民連合（代表・西山卯三 京都大学名誉教授）を対象とした。以下、反対連合と略称する。

③京都仏教会

古都の景観を保全する立場から、京都駅ビル高層化に反対を唱えている。古都税問題で一躍その存在が有名になった。京都では寺院の勢力が強く、本コンフリクトにおいても開発会社や市民に無視できない影響を与えている。京都の寺院には、遷都以来、多くの宗教的・文化的遺産を生み出し、京都の魅力を創り出し、その発展に貢献してきたという自負がある。また、寺院の周囲の庭園、山林などの環境を、寺院の生命と言ってもいいほど重要なものとして大切にしてきた。京都仏教会は、京都に高層ビルを建てるという考えが生まれてきたのは、京都の優れた景観のおかげで、年間 4 千万人も観光客が訪れていることを忘れ、さらには、観光客が来ることを当たり前のこととして、感謝の気持ちを忘れてしまっているためであると主張している。高層化＝近代化との認識のもとにビルが乱立するに至った現在の風潮にストップをかけるべく、

独自の京都の将来像を掲げ、景観保全運動のイニシアチブをとろうとしている。以下、仏教会と略称する。

④ 一般市民

従来のコンフリクト解析を用いた事例研究では、直接の当事者のみを対象としたものがほとんどであり、一般市民の世論をも分析対象に加えているものはない。しかし、地域計画・都市開発問題を考えるとき、直接の当事者の陰に隠れてはいるが、一般市民の持つ影響は無視し得ないものである。本コンフリクトの場合、開発会社（特に、行政サイド）は、都市計画変更の際に市民の合意を得たい（選挙を考えると、あまりに強引な変更は得策ではない）と考えるし、反対連合にとっては、反対運動のバックボーンとしての世論の存在は非常に大きな意味を持つ。

当初、商業面から反対を唱える既存の小売業者、百貨店、ホテルなどをプレイヤーとして加えることも検討した。しかし、面接調査の結果、これらの団体は、利害が必ずしも一致せず、1つのプレイヤーとしての統一性を欠いていることが明らかになったので、プレイヤーからは除外した。

(3) オプション

開発会社のとり得るオプションは、その中心人物への面接調査と関連の新聞記事を参考にして、次の3つを設定した。

①既定方針による早期着工：改築計画は、平成6年秋の竣工を目標としており、その実現のためのスケジュールはかなり逼迫している。事実、都市計画審議会の開催を初め、当初の予定より遅れているのが現状である。じっくりと時間をかけて反対勢力の説得に努めるよりも、都市計画変更の手続きを早く完了して着工にふみきる、というのがこのオプションである。以下、「早期着工」と略称する。

②市民のコンセンサス形成を待って着工：行政側としては、市民の反応は気になるところである。民意に沿わない強硬なことをすれば、選挙を通じてダメージをこうむる恐れがある。一部の反対者はしかたがないとしても、大方の市民の同意は取り付けたい。そのために、竣工時期の多少の遅れには目をつぶって、市民の動向を見極め、コンセンサスを得る努力をする、というのがこのオプションである。以下、「コンセンサス形成」と略称する。

③既定方針を変更、規模を縮小する：京都駅ビルの改築自体は実施するが、規模を縮小し（特に、高さを抑える）、反対派との妥協を図る、というのがこのオプション

である。以下、「規模縮小」と略称する。

反対連合のとり得るオプションは、その中心的人物への面接調査と関連の新聞記事を参考にして、次の 1 つを設定した。すなわち、反対連合には、このオプションをとるかとならないかの選択が可能であることになる。

・市民投票の実施という強硬手段に訴える：都市計画の変更には市民の合意も必要であり、反対が大多数であれば、変更を思いとどまらせる手段となり得る。ただし、実施時期については、世論の動向を正確に見極める必要があり、実施には非常に慎重にならざるを得ない。以下、「市民投票」と略称する。

仏教会のとり得るオプションは、その中心的人物への面接調査と関連の新聞記事を参考にして、次の 1 つを設定した。

・拝観停止という強硬手段に訴える：寺院は、京都の観光資源の大きな要素であり、仏教会がその傘下の寺院の拝観を拒否することは、開発会社側にとって大きなダメージとなる。ただし、あまり強引過ぎると批判も強くなるので、(駅ビル高層化に対する)世論を味方にしたいと考えている。以下、「拝観停止」と略称する。

一般市民のとり得るオプションは次の 1 つを設定した。

・開発会社の既定方針に対する猛反対：必ずしも市民が皆で声高に反対を叫ぶという意味ではなく、猛反対という「状態」をさす。開発会社が強引な都市計画変更を思いとどまり、また、反対連合が市民投票といった手段に打ってでることが出来る程度の反対のことである。以下、「猛反対」と略称する。

この時点における一般市民の意見を把握するために、アンケート調査を実施した。これについては、選好順位の項で説明する。

前述の通り、各プレイヤーのオプションは、当該プレイヤーの中心的人物に対する徹底的な面接調査および、関連の新聞記事や、文献資料の網羅的なレビューに基づいて設定した。考察の項でふれるように、その後の経緯と照らしてみても、特に見落とされていたオプションはなく、現実の状況推移は、われわれの設定したオプションの範囲内で、十分記述できるものであった。

(4) 実行不可能な発生事象の除去

本コンフリクトの場合、各プレイヤーのオプションの合計は 6 個あるので、理論的には $2^6=64$ 個の発生事象を考えることができるが、その中には実行不可能と思われるものが含まれているので、それらを除去した。具体的には、開発会社には、3 つのオ

最終的に、24 個の発生事象が分析対象として残った。Table 2-7 は本コンフリクトの全ての発生事象を列挙したものである。

[illegible]

各プレイヤーの中心的人物に対する面接調査の結果をもとに、次のように各プレイヤーの選好順位を設定した。

開発会社																									
早期着工	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
コンセンサス形成	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
規模縮小	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
反対連合																									
市民投票	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
仏教会																									
拝観停止	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	1
一般市民																									
猛反対	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1
十進表現	1	9	33	41	17	25	2	10	49	57	34	42	18	26	50	58	4	12	20	28	36	44	52	60	

注)タイ・バーで結ばれた発生事象は、選好順位に差がないことを示す。

Table 2-10 仏教会の選好順位

1000 2000 3000 4000 5000 6000 7000 8000 9000 10000 11000 12000 13000 14000 15000 16000 17000 18000 19000 20000 21000 22000 23000 24000 25000 26000 27000 28000 29000 30000 31000 32000 33000 34000 35000 36000 37000 38000 39000 40000 41000 42000 43000 44000 45000 46000 47000 48000 49000 50000 51000 52000 53000 54000 55000 56000 57000 58000 59000 60000 61000 62000 63000 64000 65000 66000 67000 68000 69000 70000 71000 72000 73000 74000 75000 76000 77000 78000 79000 80000 81000 82000 83000 84000 85000 86000 87000 88000 89000 90000 91000 92000 93000 94000 95000 96000 97000 98000 99000 100000

一般市民については、その選好順位を設定するための基礎的資料を得るために、高層化問題に対する関心の有無、ならびに高層化に対する賛否についてアンケート調査を実施した。

具体的には、特色を異にする 4 地域、すなわち、①京都駅近辺：開発が行われる現地：北部（木津屋町、伊勢松町、金換町、清水町、三軒替地町、松本町）と南部（西九条針小路町）、②吉田：古くからの住宅地（吉田中大路町）、③四条河原町：商業圏（東側町、中之町、裏寺町、塩屋町、米屋町、御旅宮本町、御旅町）、④洛西ニュータウン：新興住宅地（大原野東境谷町）について、住宅地図を参照し、等間隔抽出によりそれぞれ 50 人（京都駅近辺は南北 25 人ずつ）、計 200 人のサンプルを選んだ。

調査実施に際しては、個別訪問をして、調査票（ハガキ）への回答、返送を依頼した。調査票の内容は Table 2-11 の通りである。

Table 2-11 京都駅ビル高層化に関する調査票

質問 1

京都駅ビルの高層化についてどの程度関心がありますか。どれか 1 つに○をつけて下さい。

1. 非常に関心がある
2. やや関心がある
3. あまり関心がない
4. まったく関心がない

質問 2

JR 京都駅ビルの高さを約 60 メートルにすることについてどう思われますか。どれか 1 つに○をつけて下さい。

1. 非常に賛成
2. どちらかという賛成
3. どちらとも言えない
4. どちらかという反対
5. 非常に反対

質問 3 性別をお知らせ下さい。(男・女)

質問 4 年齢をお知らせ下さい。

(例えば 20 歳台のように)(歳台)

質問 5 京都に暮らし始めて何年になりますか。(年)

Table 2-12 に、質問 1 と質問 2 のクロス表を示す。アンケート調査の結果、京都駅ビル高層化問題に関心を持っている人は非常に多いこと（約 90%）、および、既定方針に対する評価は反対の方がやや多いものの（賛成 35%、反対 45%）、決定的にどちらかに偏っているとはいえないことが見いだされた。したがって、本調査の結果を見

るかぎり、開発会社の既定方針が必ずしも多くの市民に受け入れられてはいないものの、もし、既定方針通りの着工がなされた場合、市民が猛反対の姿勢にでるか、あるいは、静観の態度にでるか、は予断を許さない状況にあるといえる。

Table 2-13 は、デモグラフィック要因別の、賛成－反対の分布をまとめたものである。

以下では、一般市民の選好順位を 2 通り設定して、それぞれについて検討する。したがって、一般市民の認知レベルのゲームは 2 通り設定することになる。

Table 2-12 京都駅ビル高層化に関する世論調査クロス表(賛成－反対×関心の有無)

高層化に 対する関心	高層化に対する賛成・反対					計
	非常に賛成	やや賛成	どちらでもない	やや反対	非常に反対	
非常にあり	20 (13)	8 (5)	1 (1)	12 (8)	22 (14)	63名 (41%)
ややあり	5 (3)	19 (12)	20 (13)	27 (17)	6 (4)	77名 (49%)
あまりなし	2 (1)	0 (0)	5 (3)	6 (4)	0 (0)	13名 (8%)
まったくなし	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2名 (2%)
計	28 (18)	27 (17)	26 (17)	45 (29)	29 (19)	155名 (100%)

Table 2-13 デモグラフィック要因別にみた京都駅ビル高層化への賛否(横計 100%)

	N	非常に賛成	やや賛成	どちらでもない	やや反対	非常に反対
地区別						
京都駅北	17	24	18	29	24	6
京都駅南	17	35	6	6	29	24
吉田	47	11	15	19	36	19
四条河原町	32	28	25	9	13	25
洛西	42	10	19	19	36	17
性別						
男	81	26	16	7	31	20
女	74	9	19	27	27	18
年齢別						
～30歳台	43	19	21	23	26	12
40～50歳台	69	14	17	13	32	23
60歳台～	43	23	14	16	28	19
京都市在住年数別						
～30年	73	16	22	15	27	19
31～50年	48	23	8	19	35	15
51年～	34	15	21	18	24	24
全体	155	18	17	17	29	19

注) 横計が 100%にならないのは丸めの誤差による

Table 2-14 は、開発会社が既定方針通りで着工した場合には猛反対の状況になるこ

Table 2-16 は、開発会社ゲームの安定性分析表である。選好順位の設定の項で述べたように、一般市民はどちらかといえば既定方針に賛成していると考えている。

Table 2-17 は、反対連合と仏教会のハイパーゲームの安定性分析表である。反対連合と仏教会については、一般市民についての現状認識には違いがあるのだが（反対連合は賛成－反対が半々、仏教会は関心そのものが薄いと考えている）、一般市民の選好順位についての認識には差異がないと想定した。したがって、両者は、認知上、同一のゲームをしていることになる。

Table 2-16 開発会社の認知ゲームの安定性分析表

	r	r	r	r	r	r	u	u	r	r	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u
開発会社	1	9	33	41	17	25	2	10	49	57	34	42	18	26	50	58	4	12	20	28	36	44	52	60			
							1	9			33	41	17	25	49	57	1	9	17	25	33	41	49	57			
																	2	10	18	26	34	42	50	58			
	r	r	s	s	r	r	s	s	r	r	s	s	r	r	s	s	r	r	r	r	u	u	u	u	u	u	u
反対連合	44	60	36	52	4	20	12	28	42	58	34	50	41	57	33	49	1	17	2	18	9	25	10	26			
			44	60			4	20			42	58			41	57					1	17	2	18			
	r	r	r	r	s	s	s	s	r	r	r	r	u	u	u	u	r	r	r	r	u	u	u	u	u	u	u
仏教会	36	44	4	12	52	60	20	28	50	58	49	57	34	42	33	41	18	26	17	25	2	10	1	9			
					36	44	4	12					50	58	49	57					18	26	17	25			
	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u
一般市民	1	2	4	9	10	12	17	18	20	25	26	28	33	34	36	41	42	44	49	50	52	57	58	60			
													1	2	4	9	10	12	17	18	20	25	26	28			

Table 2-17 反対連合と仏教会の認知ゲームの安定性分析表

	r	r	r	r	r	r	u	u	r	r	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u
開発会社	1	9	33	41	17	25	2	10	49	57	34	42	18	26	50	58	4	12	20	28	36	44	52	60			
							1	9			33	41	17	25	49	57	1	9	17	25	33	41	49	57			
																	2	10	18	26	34	42	50	58			
	r	r	s	s	r	r	s	s	r	r	s	s	r	r	s	s	r	r	r	r	u	u	u	u	u	u	u
反対連合	44	60	36	52	4	20	12	28	42	58	34	50	41	57	33	49	1	17	2	18	9	25	10	26			
			44	60			4	20			42	58			41	57					1	17	2	18			
	r	r	r	r	s	s	s	s	r	r	r	r	u	u	u	u	r	r	r	r	u	u	u	u	u	u	u
仏教会	36	44	4	12	52	60	20	28	50	58	49	57	34	42	33	41	18	26	17	25	2	10	1	9			
					36	44	4	12					50	58	49	57					18	26	17	25			
	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r
一般市民	1	2	4	9	10	12	17	18	20	25	26	28	33	34	36	41	42	44	49	50	52	57	58	60			

Table 2-18 は、一般市民ゲーム①の安定性分析表である。

Table 2-19 は、一般市民の選好順位を①と設定した場合の、ハイパーゲーム全体の安定性分析表である。均衡解は、発生事象 57 となる。つまり、開発会社が既定方針通りに早期着工するのに対し、一般市民が猛反対をし、反対連合は市民投票を実施し、

仏教会は拝観停止をする、という発生事象である。

Table 2-18 一般市民の認知ゲーム①の安定性分析表

開発会社	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	u	u	u	u	u	u	u	u
	1	2	9	10	17	18	25	26	33	34	41	42	49	50	57	58	4	12	20	28	36	44	52	60
																	1	9	17	25	33	41	49	57
																	2	10	18	26	34	42	50	58
反対連合	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r
	4	12	20	28	36	44	52	60	1	2	9	10	17	18	25	26	33	34	41	42	49	50	57	58
仏教会	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r
	4	12	20	28	36	44	52	60	1	2	9	10	17	18	25	26	33	34	41	42	49	50	57	58
一般市民	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u
	4	12	20	28	33	34	41	42	49	50	57	58	1	2	9	10	17	18	25	26	36	44	52	60
													33	34	41	42	49	50	57	58	4	12	20	28

Table 2-19 京都駅ビルコンフリクトにおけるハイパーゲーム安定性分析表①

均衡解	E																										
	1	2	4	9	10	12	17	18	20	25	26	28	33	34	36	41	42	44	49	50	52	57	58	60			
開発会社	r	u	u	r	u	u	r	u	u	r	u	u	r	u	u	r	u	u	r	u	u	r	u	u			
反対連合	r	r	r	u	u	s	r	r	r	u	u	s	u	s	s	r	r	r	u	s	s	r	r	r			
仏教会	u	u	r	u	u	r	r	r	s	r	r	s	u	u	r	u	u	r	r	r	s	r	r	s			
一般市民	u	u	r	u	u	r	u	u	r	u	u	r	r	r	u	r	r	u	r	r	u	r	r	u			

Table 2-20 は、一般市民ゲーム②の安定性分析表である。

Table 2-21 は、一般市民の選好順位を②と設定した場合の、ハイパーゲーム全体の安定性分析表である。均衡解は発生事象 17 となる。つまり、開発会社が既定方針通りに早期着工するのに対し、一般市民と反対連合は静観し、仏教会が拝観停止をする、という発生事象である。

Table 2-20 一般市民の認知ゲーム②の安定性分析表

開発会社	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u
	1	2	9	10	17	18	25	26	33	34	41	42	49	50	57	58	4	12	20	28	36	44	52	60		
																	1	9	17	25	33	41	49	57		
																	2	10	18	26	34	42	50	58		
反対連合	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r
	4	12	20	28	36	44	52	60	1	2	9	10	17	18	25	26	33	34	41	42	49	50	57	58		
仏教会	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r
	4	12	20	28	36	44	52	60	1	2	9	10	17	18	25	26	33	34	41	42	49	50	57	58		
一般市民	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u
	4	12	20	28	1	2	9	10	17	18	25	26	33	34	41	42	49	50	57	58	36	44	52	60		
													1	2	9	10	17	18	25	26	4	12	20	28		

Table 2-21 京都駅ビルコンフリクトにおけるハイパーゲーム安定性分析表②

均衡解	E																			
	1	2	4	9	10	12	17	18	20	25	26	28	33	34	36	41	42	44	49	50
開発会社	r	u	u	r	u	u	r	u	u	r	u	u	r	u	u	r	u	u	r	u
反対連合	r	r	r	u	u	s	r	r	r	u	u	s	u	s	s	r	r	r	u	s
仏教会	u	u	r	u	u	r	r	r	s	r	r	s	u	u	r	u	u	r	r	s
一般市民	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	u	u	u	u	u	u	u	u

コンフリクト解析の結果、1991年12月7日現在、京都駅ビル高層化をめぐるコンフリクトには、2つの均衡解が存在することが示唆された。そのいずれの均衡解に至るかは、一般市民の状態をどのように把握するかに依存している。すなわち、1つの均衡解は、開発会社の早期着工に対して、反対連合と仏教会が、一般市民の猛反対を背景に、それぞれの強硬手段（反対連合は市民投票；仏教会は拝観停止）にうってでるという状況である。もう1つは、同じく開発会社は早期着工にふみきるが、一般市民は静観、仏教会のみが拝観停止に訴えるという状況である¹⁵⁾。

2.5 コンフリクト解析の意義

前節では、京都駅ビル高層化をめぐるコンフリクトの構造的特徴を明らかにした。その結果、一般市民の選好を Table 2-14 のように設定した場合は、発生事象 57（開発会社は既定方針で早期着工、他のプレイヤーはそれぞれ反対オプションを行使する）に至る可能性が高いこと、また、一般市民の選好を Table 2-15 のように設定した場合は、発生事象 17（開発会社は既定方針で早期着工し、仏教会だけがそれに対して反対オプションをとる）に至る可能性が高いことが示唆された。

ここで、本コンフリクト解析の対象時点である、1991年12月以降の経緯を簡潔に見てみよう。その後、本件は、同時期に進行していた京都ホテル高層化問題とも相まって、全体として、京都市の都市開発をめぐる、市民規模の議論に結びつくかに見えた。しかし、現実の動きを見るかぎり、仏教会や市民団体、あるいは一部の識者が喚起しようとしたような、広範な市民運動の盛り上がりには至らなかったようである。結局、1992年7月1日、「特定街区制度」¹⁶⁾の導入で、京都駅ビルの高層化（59.8 ㍎）が、事実上、決定した。本分析に即していえば、結果的には、一般市民の選好順位を ②と設定した場合（静観タイプ）が、大筋において妥当していたといえるであろう。

最後に、コンフリクト解析によって導かれる均衡解がもつ意味について、2つの面から考察してみよう。第1は、その実践的意味であり、第2は、コンフリクトのマクロ的構造の表現としての意味である。

第1に、均衡解は、現状を放置する限り、実現する可能性の高い、近い将来の状況を示唆している。その状況は、いずれのプレイヤーにとっても、本当は回避したいような状況であるかもしれない。また、全てのプレイヤーにとって、その状況よりも好ましい別の状況、すなわち、パレート的な意味で、その状況よりも優越する別の状況があるかもしれない。もし、均衡解によって示唆される状況がそのような状況であるならば、新たなプレイヤーの参入、オプションの変更、あるいは、選好順位の変更が図られねばならないことは明らかである。それは、第三者の介入によって、達成される場合もあるし、当事者間のコミュニケーションによって、達成されることもある。コンフリクト解析における均衡解は、当事者に、そのような現状認識を与えることができるという実践的意味を有する。

ただし、実践的研究に携わる場合、研究者自らが、研究対象のアウトサイダーではあり得ないことは、社会科学の宿命として、頭の片隅に入れておくべきことであろう。コンフリクト解析についていえば、上記のようなパレート的な意味での状況改善を意図した介入を行なう（あるいは、提言する）場合、いずれのプレイヤーに対して、どのように働きかけるのかは、いわば研究者自身の判断に委ねられる部分が多い。つまり、研究者自身がプレイヤー化する可能性が存在するのである。あるいは、研究者自身がプレイヤーとして顕在化しないまでも、コンフリクト解析の結果自体が、一つの情報として、プレイヤーの選好に影響を及ぼす可能性もあり得る。

第2に、グループ・ダイナミックスの視点からすると、均衡解は、当事者集合体を一つの全体としてみた場合の、集合性の重複構造の特徴を表現している。つまり、ある均衡解が存在するということは、当事者集合体の全体が、放置すれば、均衡解で示唆される状況に立ち至ってしまうような、重複構造の中に置かれていることを示している。

各プレイヤーの選好順位を総合して得られる均衡解は、全てのプレイヤー（集合体）を1つの全体としてみたときの、マクロ的構造を表現したものに他ならない。これと同様に、従来、ゲーム行動論で用いられてきた利得行列のゲーム理論的特徴は、2人のプレイヤーを一つの全体としてみたときのマクロ的（利得）構造の特徴を表わすと

考えることができよう。

社会現象や集団現象を、複数の集合体からなる集合性の重複構造として考察しようとするとき、まず、問題となるのが、マクロ的構造の概念化である。その点、本研究で用いたコンフリクト解析は、利害関係を含む社会・集団現象のマクロ的構造を表現する方法としての意味をもつのである。

2.6 結語

本章では、京都駅ビル高層化問題をめぐるコンフリクトの「対立の構図」を、コンフリクト解析によって検討した。事例分析を通じて、コンフリクト解析が、現実のコンフリクトの構造的特徴を明らかにする上で、きわめて有用な手法であることを示した。特に、コンフリクト解析（あるいは、より一般にゲーム理論）で得られる均衡解が、コンフリクトの当事者を一つの全体として見たときの、マクロ的特徴——いわば、呉越同舟的状况——を表現したものであることを指摘した。

次章では、「均衡解が、コンフリクト状況の重複構造のマクロ的特徴を表現している」ということの意味を、「感度分析」の手法を用いて、より詳細に検討する。

もちろん、コンフリクト解析には問題点（ないし、限界）もある。最大の問題は、コンフリクト解析は、特定の一時点を対象としたものであることだ。しかし、言うまでもなく、現実のコンフリクトのマクロ的構造は動的なものであり、それに応じて、コンフリクト解析における均衡解も、時々刻々と変化する。これについては、プレイヤーとオプションを固定した上で、プレイヤーの選好順位の変化をマルコフ過程としてモデル化する試みも行なわれている（Fraser & Hipel, 1984）。しかし、現実のコンフリクトの変化過程は、さらに複雑であり、プレイヤーやオプション自体の変化によって生じていると考えられる。このような、コンフリクトのいわば質的な変化を、いかにモデル化していくかは、重要な検討課題といえる。この点については、次章で、複数時点におけるコンフリクト解析をつなぐスーパーゲームを用いて、コンフリクトの時系列的変化を表現することを試みる。また、第5章では、コンフリクト構造の動的変化を表現するドキュメンテーション技法を提案する。

第2の問題は、モデル化の問題、特に、選好順位同定の問題である。コンフリクト解析における均衡解は、プレイヤーの選好順位が同定されれば、一意に決まる。しか

し、選好順位を正確に同定することは、一般に容易ではない。この問題については、第 3 章で、「感度分析」を通じて、一定の解消策を示す。

第3章

コンフリクト状況のマクロ構造分析:

長崎大水害後の復興事業をめぐる感度分析

3.1 概説

本章では、1982年7月の長崎大水害後の災害復興事業をめぐるコンフリクトの構造を、スーパーゲーム、および、「感度分析」を取り入れたコンフリクト解析に基づいて検討する。具体的には、同水害によって損壊した重要文化財眼鏡橋の復元、及び、同橋が架かる中島川の治水対策事業をめぐる、行政組織(長崎市、長崎県)、市民団体(中島川復興委員会)、一般市民の3つの集合体間の「対立の構図」の時間的推移を、複数時点におけるコンフリクト解析をつなぐスーパーゲームを用いて検討するとともに、3つの集合体からなる重複構造の構造的特徴を、「感度分析」を用いて詳細に検討する。

「感度分析」(岡田・谷本・荒添,1995)は、コンフリクト解析をさらに発展させたものである。一般に、感度分析とは、個々のプレイヤーの選好順位の変化と均衡解の変化との関係を検討する方法のことである。ただし、従来の研究では、主として、コンピューター・シミュレーションを用いたヒューリスティックな方法が用いられており、その意味では、かなりの程度、研究者の洞察(悪く言えば、勘)に依存していた。

それに対して、岡田ら(1995)の定式化した「感度分析」¹⁷⁾は、コンフリクト解析によって同定された均衡解が均衡解であり続けるために、各プレイヤーの選好順位が満たすべき必要十分条件(制約条件)を演繹的・解析的に求める手続きである。言い換えれば、感度分析は、コンフリクト解析では必ずしも明確ではなかった、均衡解と個々のプレイヤーの選好順位との関係を明示しようとする試みである。したがって、感度分析によって、「対立の構図」、すなわち、コンフリクト状況の重複構造がいつそう明らかになることが期待される。

以下、まず第2節において、「感度分析」の具体的手続き(アルゴリズム)について詳しく紹介する。次に、第3節では、長崎大水害、および、その後の復興過程について、関係者との面接調査、新聞報道の内容分析の結果をもとに、事実経過を略述する。第4節では、復興過程を3つのphaseに分け、スーパーゲームを用いてモデル化する。

第5節では、第4節の3つの phase のうち、phase 2 について感度分析を適用した結果を報告する。最後に第6節において、感度分析の意義について、マクロ変数の測定・評価に関する理論的・方法論的視点、及び、実際のコンフリクトの解決へ向けての実践的視点から考察を加える。

3.2 感度分析の方法

本節では、「感度分析」の方法を、第2章第2節の「キューバミサイル危機」の事例を用いて紹介する。数学的詳細については、岡田ら(1995)を参照されたい。

「感度分析」とは、コンフリクト解析により均衡解を求めた上で、そこで得られた均衡解が不変であるために、ある1人のプレイヤーの選好順位が満たすべき制約条件を（他のプレイヤーの選好順位は固定して）求める手続きである。

「感度分析」は、次の3つのステップを踏んで行われる。すなわち、①各発生事象が r 、 s 、または u であるための制約条件の列挙、②各発生事象が均衡解、または非均衡解であり続けるための制約条件の列挙、③選好順位の最終的な制約条件の確定、である。本項では、便宜上、プレイヤーが2人の場合について説明する。なお、選好順位を固定する側のプレイヤーを A (アメリカ)、変動させる（つまり、選好順位を未知とする）側のプレイヤーを B (ソ連)とする。

①各発生事象が r 、 s 、または u であるための制約条件の列挙

プレイヤー A にとって、各発生事象が r 、 s 、または u であり続けるための（プレイヤー B の）制約条件と、プレイヤー B にとって、各発生事象が r 、 s 、または u であるための（プレイヤー B の）制約条件とをそれぞれ列挙する。前者については、プレイヤー A が先に一方的改善をした場合について、後者については、プレイヤー B が先に一方的改善をした場合について調べればよい。ここで、プレイヤー A の選好順位は確定しているので、プレイヤー A にとって（一方的に）移行可能な発生事象は、「一方的改善」だけである。一方、プレイヤー B の選好順位は未知なので、プレイヤー B にとって（一方的に）移行可能な発生事象は、プレイヤー A のとる選択肢が変わらないという前提で、自らのとる選択肢を変更することで移行可能な全ての発生事象である。このような発生事象を、（プレイヤー B にとっての）「一方的移行」という。

具体的には、次の $a \sim d$ の4つの場合について調べればよい。

(a) プレイヤーA が一方的に戦略を変更した場合に、もとの発生事象が（プレイヤーAにとって） u であるために、プレイヤーBの選好順位が満たすべき制約条件

まず、当該発生事象に対して、プレイヤーAが一方的改善をもたなければならない。その上で、プレイヤーAの一方的改善に対する、プレイヤーBの全ての一方的改善が、プレイヤーAにとって、もとの発生事象より好ましければよい。つまり、プレイヤーBの（プレイヤーAの一方的改善に対する）一方的移行のうち、プレイヤーAにとって、もとの発生事象より好ましい発生事象だけを、プレイヤーBの一方的改善とすればよい。

例として、アメリカにとって、発生事象1が u であるための(ソ連の選好順位の)制約条件を考えよう。アメリカは、発生事象1からの一方的改善として発生事象2をもつ。ソ連は、発生事象2からの一方的移行として発生事象6, 10をもつ。ところで、アメリカの選好順位を見ると(Table 2-3)、発生事象6はもとの発生事象1より選好されており、発生事象10は発生事象1よりも選好されていない。アメリカにとって発生事象1が u であるためには、発生事象2に対するソ連の一方的改善が全て、アメリカにとってもとの発生事象1より好ましければよい。つまり、発生事象10が、ソ連にとって発生事象2からの一方的改善に含まれていなければよい。したがって、求める制約条件は $\{2 \succ 10\}$ である。(ただし、 $x \succ y$ は、発生事象 x を y よりも選好することを示す。)

(b) プレイヤーB が一方的に戦略を変更した場合に、もとの発生事象が（プレイヤーBにとって） u であるために、プレイヤーBの選好順位が満たすべき制約条件

まず、当該発生事象に対して、プレイヤーBが一方的改善をもたなければならない。その上で、プレイヤーBの一方的改善に対する、プレイヤーAの全ての一方的改善が、プレイヤーBにとって、もとの発生事象より好ましければよい。つまり、プレイヤーBの（当該発生事象に対する）一方的移行のうち、それに対するプレイヤーAの全ての一方的改善がもとの発生事象より好ましいような発生事象を、当該発生事象に対する一方的改善とすればよい。

例として、ソ連にとって、発生事象1が u であるための制約条件を考えよう。ソ連にとって、発生事象1からの一方的移行は、発生事象5, 9の2通りである。これに対するアメリカの一方的改善は、発生事象5に対しては発生事象4, 6、発生事象9に対

しては発生事象 11 である。ソ連にとって発生事象 1 が u であるためには、発生事象 5, 9 のうち少なくとも一つが一方的改善であり、かつ、それに対するアメリカの一方的改善がもとの発生事象 1 より好ましくなければならない。例えば、発生事象 5 が一方的改善であった場合 ($\{5 > 1\}$)、それに対するアメリカの一方的改善(発生事象 4, 6)が発生事象 1 より好ましくなければならない。すなわち、 $\{4 > 1 \text{ かつ } 5 > 1 \text{ かつ } 6 > 1\}$ を満たさなければならない。他の場合も同様に考えて、結局、求める制約条件は、 $\{4 > 1 \text{ かつ } 5 > 1 \text{ かつ } 6 > 1\}$ または $\{9 > 1 \text{ かつ } 11 > 1\}$ である。

(c) プレイヤーA が一方的に戦略を変更した場合に、もとの発生事象が (プレイヤーAにとって) r か s であるために、プレイヤーB の選好順位が満たすべき制約条件

当該発生事象に対して、プレイヤーA が一方的改善をもたなければ、その発生事象は r であり、プレイヤーA は一方的な戦略変更を行わない。例えば、アメリカにとって、発生事象 4 は(一方的改善が存在しないから) r である。

一方的改善が存在する場合、それに対するプレイヤーB の一方的改善の少なくとも一つが、プレイヤーAにとって、もとの発生事象より好ましくなければよい。つまり、プレイヤーB の (プレイヤーA の一方的改善に対する) 一方的移行のうち、プレイヤーA にとってもとの発生事象より好ましくない発生事象が、少なくとも一つ、プレイヤーB の一方的改善に含まれていけばよい。

例として、アメリカにとって発生事象 6 が s であるための制約条件を考えよう。アメリカにとって、発生事象 6 からの一方的改善は発生事象 4 である。これに対するソ連の一方的移行は、発生事象 0, 8 の 2 通りである。アメリカの選好順位を見ると (Table 2-3)、発生事象 0, 8 はもとの発生事象 6 よりも選好されていない。それ故、ソ連にとって、発生事象 0 または 8 が発生事象 4 からの一方的改善に含まれていけば、発生事象 6 はアメリカにとって s となる。したがって、求める制約条件は、 $\{0 > 4\}$ または $\{8 > 4\}$ である。

(d) プレイヤーB が一方的に戦略を変更した場合に、もとの発生事象が (プレイヤーBにとって) r か s であるために、プレイヤーB の選好順位が満たすべき制約条件

当該発生事象に対して、プレイヤーB が一方的移行をもたなければ、その発生事象は r であり、プレイヤーB は一方的な戦略変更を行わない。例えば、ソ連にとって、

発生事象 6 が r であるための制約条件を考えよう。ソ連にとって、発生事象 6 からの一方的移行は、発生事象 2, 10 の 2 通りである。発生事象 6 が r であるためには、発生事象 6 からの一方的改善が存在しなければよい。従って、求める制約条件は、 $\{6 > 2 \text{ かつ } 6 > 10\}$ である。

一方的改善が存在する場合、それに対するプレイヤー A の一方的改善の少なくとも一つが、プレイヤー B にとって、もとの発生事象より好ましくなければよい。つまり、プレイヤー B の（当該発生事象に対する）一方的移行のうち、それに対するプレイヤー A の一方的改善の少なくとも一つがもとの発生事象より好ましくないような発生事象が、当該発生事象に対する一方的改善に、少なくとも一つ含まれていればよい。

例として、ソ連にとって発生事象 4 が s であるための制約条件を考えよう。ソ連にとって、発生事象 4 からの一方的移行は発生事象 0, 8 の 2 通りである。これに対するアメリカの一方的改善は、発生事象 0 に対しては発生事象 1, 2, 3、発生事象 8 に対しては発生事象 9, 10, 11 である。まず、ソ連にとって、一方的移行のうち少なくとも一つが一方的改善でなければならない。そして、ソ連の全ての一方的改善に対するアメリカの一方的改善が、ソ連にとって、もとの発生事象 4 より好ましくなければよい。例えば、発生事象 0 のみがソ連にとって発生事象 4 からの一方的改善である場合について考えよう。発生事象 8 が一方的改善でないためには、 $\{4 > 8\}$ が必要である。さらに、発生事象 0 が一方的改善であるためには $\{0 > 4\}$ が必要であるが、アメリカの発生事象 0 からの一方的改善(発生事象 1, 2, 3)のうち少なくとも一つが、ソ連にとって発生事象 4 より好ましくない必要がある。以上まとめると、発生事象 0 のみが一方的改善である場合に、発生事象 4 がソ連にとって s であるための制約条件は、 $\{0 > 4 > 1 \text{ かつ } 4 > 8\}$ または $\{0 > 4 > 2 \text{ かつ } 4 > 8\}$ または $\{0 > 4 > 3 \text{ かつ } 4 > 8\}$ である。他の場合についても同様に考えることができるから、ソ連にとって、発生事象 4 が s であるための制約条件は、 $\{0 > 4 > 1 \text{ かつ } 4 > 8\}$ または $\{0 > 4 > 2 \text{ かつ } 4 > 8\}$ または $\{0 > 4 > 3 \text{ かつ } 4 > 8\}$ または $\{8 > 4 > 9 \text{ かつ } 4 > 0\}$ または $\{8 > 4 > 10 \text{ かつ } 4 > 0\}$ または $\{8 > 4 > 11 \text{ かつ } 4 > 0\}$ である。

②各発生事象が均衡解、または非均衡解であり続けるための制約条件の列挙

(a) ある発生事象が非均衡解であり続けるために、プレイヤー B の選好順位が満たすべき制約条件

当該発生事象が、プレイヤーA、プレイヤーB のいずれかにとって、u であればよい。したがって、①の (a) と (b) で求めた条件の論理和が、求める制約条件である。例えば、発生事象 1 が非均衡解であるためには、アメリカ、ソ連のいずれかにとって、発生事象 1 が u であればよい。従って、求める制約条件は、 $\{2 > 10\}$ または $\{4 > 1 \text{ かつ } 5 > 1 \text{ かつ } 6 > 1\}$ または $\{9 > 1 \text{ かつ } 11 > 1\}$ である。

(b) ある発生事象が均衡解であり続けるために、プレイヤーB の選好順位が満たすべき制約条件

当該発生事象が、プレイヤーA、プレイヤーB の双方にとって、r または s でなければならない。したがって、①の (c) と (d) で求めた条件の論理積が、求める制約条件である。例えば、発生事象 6 が均衡解であるためには、アメリカ、ソ連の双方にとって、発生事象 6 が r または s でなければならない。従って、求める制約条件は、 $\{0 > 4 \text{ かつ } 6 > 2 \text{ かつ } 6 > 10\}$ または $\{8 > 4 \text{ かつ } 6 > 2 \text{ かつ } 6 > 10\}$ である。

③(プレイヤーB の)選好の最終的な制約条件の確定

ステップ②で、それぞれの発生事象が均衡解または非均衡解であるために、プレイヤーB の選好順位が満たすべき制約条件が導かれた。従って、最終的な制約条件は、各発生事象ごとに導かれた制約条件の論理積である¹⁸⁾。

プレイヤーの数が n 人($X_1, X_2, \dots, X_n$)の場合であっても、上記の手順に従って、「感度分析」を行うことができる。すなわち、選好順位を変動させるプレイヤー (X_n とする) を除いた全てのプレイヤーの選好順位を固定した上で、①それぞれのプレイヤー($X_1, X_2, \dots, X_n$)が一方的に戦略を変更した場合について、各プレイヤーにとって各発生事象が r、s、または u であり続けるための、プレイヤー X_n の選好順位の制約条件を求め、②①をもとに、各発生事象が均衡解、または非均衡解であり続けるための、プレイヤー X_n の選好順位の制約条件を求め、③②をもとに、プレイヤー X_n の選好順位の最終的な制約条件を求めればよい。

3.3 長崎大水害後の復興過程の経過：中島川・眼鏡橋復興問題について

本節では、1982 年長崎大水害後の復興過程について、その経緯の概要を報告する。

以下、長崎新聞の関連記事(1982年7月～92年7月)、長崎市水害誌編さん委員会(1984)、および、関係者との面接調査の結果を参考に、「眼鏡橋の復元ならびに中島川の改修」に焦点をあて、3つの phase に整理した形で、経過の概要を報告する。



Figure 3-1 長崎市地図

長崎大水害は、1982年7月23日夕刻、長崎市を襲い、長崎市近郊で1時間雨量187ミリという空前絶後の集中豪雨によって、死者・行方不明者299名を数えた大災害である。市中心部を流れる中島川、浦上川、銅座川が氾濫したため流域が浸水し、商店街や住宅が多大な被害を受けた。浸水した家屋は3000棟以上におよび、市街の商店、オフィスビルも多大な浸水被害を受けた。特に、中心部の商店街では、2メートル近く浸水した所もあり、また、地下店舗や地下施設の多くが水没した。さらに、交通機関が麻痺し、ライフラインも各所で切断された。国鉄、バスなどの交通機関が冠水に

より不通になったほか、市中心部と郊外との唯一のアクセス道路である国道 34 号線が、土砂崩れにより不通となった。また、中島川流域では、石橋群 14 橋のうち、眼鏡橋(重要文化財)を含む 3 橋が半壊、6 橋が全壊・流失した。一方、斜面地域や山麓地域では、斜面崩壊による土石流で、多数の犠牲者を出し、多くの家屋が倒壊した。死者・行方不明者の約 90%にあたる 231 名が、土石流による犠牲者だった。

中島川、および眼鏡橋をはじめとする石橋群は、観光都市長崎のシンボルとして、長崎市民のいわば精神的支柱としての役割を担ってきた。そのため、当初より、復興計画案に対する市民の関心は非常に高かった。眼鏡橋・中島川の復興計画をめぐるコンフリクトの焦点は、中島川の治水対策(流量確保)と石橋群の現地復元との折り合いをどのようにつけるか、ということであった。その対立の構図の推移に応じて、復興過程は、3 つの phase に整理することができる(Figure 3-2)。

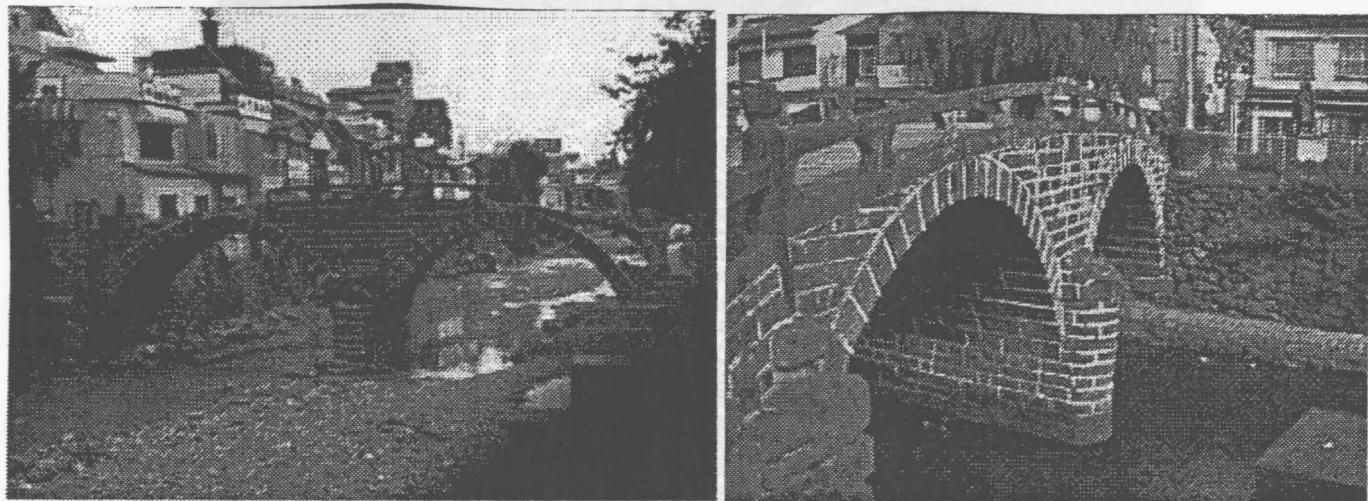


Figure 3-2 半壊した眼鏡橋と、復元された眼鏡橋

phase 1 は、発災直後から同年 10 月までの時期である。建設省は、中島川改修事業を激甚災害対策特別緊急事業に指定し、5 年以内の復旧を目標とした。行政側は、防災最優先の復旧案——川幅を拡幅し、石橋群をコンクリート橋に架け替える——を主張した。この案では、中島川が拡幅されるため、眼鏡橋の現地復元は不可能となる。これに対して、市民の中には石橋群(特に、眼鏡橋)の現地再生を望む声も強く、中島川を守る会を母体として、中島川復興委員会が結成された。中島川を守る会¹⁹⁾は、大水害以前から中島川の浄化、ならびに地域振興に尽力してきた市民団体である。大

水害後は中島川復興委員会と改称して、行政組織の復興計画案に対して独自の提言を行うなど、活発な活動を展開した。10月には、眼鏡橋の現地保存を盛り込んだ要望書を県に提出すると共に、署名運動にも着手した。

phase 2 は、1982 年 11 月から 12 月までの時期である。11 月、文化庁が長崎市に対して眼鏡橋の現地保存を内示したため、中島川の改修案として、拡幅案のほかに、眼鏡橋の現地復元を前提とした暗渠バイパス案——中島川兩岸の地下に暗渠バイパスを建設し、流量を確保する——も議論の対象となった。改修計画がまとまらない中、市は、同月末、独自に眼鏡橋の現地再生方針を決定したが、中島川を管理する県は、なおも拡幅案を支持した。その後、県、市の担当者、並びに学識経験者からなる、県防災都市構想策定委員会が組織され、改修案の調整が行われた。その結果、12 月の中間答申では、兩岸に暗渠バイパスを建設し、眼鏡橋を現地保存する方向性が示された。この間、中島川復興委員会は、眼鏡橋の現地復元を再三にわたり陳情し、世論の支持を獲得していった。なお、眼鏡橋の復元工事は 1983 年 10 月に完了した。また、暗渠バイパス建設工事は、用地の確保が容易であった中島川西側（右岸）については、1987 年 6 月に完了した。

phase 3 は、1983 年 1 月以降現在に至るまでの時期である。1983 年 1 月、市は、中島川東側（左岸）の暗渠バイパス建設とともに、都市計画道路事業に着手する方針を固めた。左岸の暗渠バイパス建設のためには、民家約 70 戸の立ち退きが必要となるため、用地買収に地元住民が応じるか、代替地をどう確保するか等、着工には多くの問題が残されていた。7 月、県は、暗渠バイパス建設工事について、初めての住民説明会を開催し、併せて都市計画道路事業に着手したいとの意向を示したが、住民側からは、補償問題などについて不満が続出し、交渉は難航した。その後、数回にわたって交渉が行われているものの、左岸については、現在に至るまで着工の見通しは立っていない。

3.4 長崎大水害後の復興過程のスーパーゲーム分析

本節では、前節で述べた長崎大水害後の復興事業をめぐるコンフリクトの経過を、スーパーゲームを用いてモデル化する。スーパーゲームとは、ゲームモデルを用いて、コンフリクトを複数時点においてモデル化することによって、コンフリクトの時系列

的变化を表現する手法である(Fraser & Hipel, 1984)²⁰⁾。以下、前節の 3 つの phase におけるコンフリクトを、それぞれコンフリクト解析を用いてモデル化する。プレイヤー、オプション、選好順位の設定にあたっては、長崎新聞の関連記事、片寄(1992)、長崎県土木部(1984)を参考にした。

3.4.1 phase 1 のコンフリクト解析

①対象時点

1982 年 10 月

②プレイヤー、オプション

プレイヤーとしては、「行政」、「中島川復興委員会」、「一般市民」を設定した。以下、それぞれのプレイヤーについて説明しよう。

・行政：長崎大水害後の復興事業に関わった地方行政機関のうち、長崎県庁、長崎市役所をまとめて「行政」という 1 つのプレイヤーとした。もちろん、中島川が県の管轄であり、眼鏡橋が市の管轄であるというように、行政が必ずしも一枚岩のプレイヤーとは言えない面もある。しかし、災害後、復興事業に関する諮問機関(県防災都市構想策定委員会)が設置され、復興施策をめぐる行政内部での意見の調整・収斂が図られたことから、行政という 1 つのプレイヤーとして設定することとした。

・中島川復興委員会：中島川を守る会を母体として、長崎大水害直後に結成された市民団体である。中島川を守る会は、中島川の浄化・美化運動を目標に、1973 年に結成された市民団体であり、当初から「一万人大清掃」「中島川まつり」など、一般市民を巻き込んだ形での浄化運動・キャンペーン活動に積極的に取り組んできた。メンバーには学識経験者も含まれており、その 1 人が、長崎市から「中島川公園整備計画」の委託を受けるなど、行政の施策に対しても一定の影響力を持っていた。さらに、1979 年にはサントリー地域文化賞を受賞、1982 年には河川協会から表彰を受けるなど、精力的に中島川周辺的环境整備運動を展開し、独自の成果をあげていた。また、メンバーの 1 人は、県防災都市構想策定委員会の委員を務めている。そのため、長崎大水害後の復興事業（特に、眼鏡橋の復元と中島川の改修）に関する政策決定過程にも一定の影響を与える存在であった。以下、「復興委」と略称する。

・一般市民：言うまでもなく、「一般市民」という看板を掲げた団体・組織が存在するわけではない。それ故、一般市民が独自のオプションや選好順位をもつと仮定する

ことには、無理がないとはいえない。つまり、一般市民という、本来漠とした存在を1つのプレイヤーとして明示的に取り上げ解析の中に含めることについては、異論もあることと思われる。しかし、2章でも述べたように、災害復興事業をめぐる利害対立においては、直接の当事者の陰に隠れてはいるものの、一般市民がコンフリクトの帰趨に与える影響には無視できないものがあると考えられる。行政としては、復興事業の順調な進捗のためには市民の合意を得る必要があるし、復興委にとっても、広範な市民の支持は欠かせないであろう。つまり、行政、復興委とも、「一般市民」の出方(オプションや選好順位)を考慮して、自らの戦略を決定せざるを得なかったと考えられる。それ故、本章においても、一般市民を明示的なプレイヤーとして解析の中に含めることとした。

各プレイヤーのオプションについては、次のように設定した。

・行政

「眼鏡橋を現地復元する」：眼鏡橋は、観光都市長崎のシンボルであり、同橋に対する市民の愛着も深い。そこで、中島川の川幅をもとのままにし、眼鏡橋を被災以前と同じ状態に復元する。ただし、中島川の流量確保をどうするかが問題となる。以下、「眼鏡橋復元」と略称する。

「中島川を拡幅し、流量を確保する」：長崎大水害後の復興事業の焦点の1つは、中島川の治水対策であった。それ故、中島川を拡幅することで必要流量を確保する。ただし、そのためには、もとの石橋群はコンクリート橋で代替せざるを得ず、眼鏡橋の現地復元は不可能である。以下、「中島川拡幅」と略称する。

「中島川拡幅事業を強制執行する」：中島川の拡幅に伴って眼鏡橋をコンクリート橋で代替する計画に対しては、市民の反発が予想される。しかし、復興事業は可能な限りスムーズに進捗させ、中島川の流量を早期に確保しなければならない。そのために、市民からの批判には目をつぶり、ある程度強引に眼鏡橋を撤去し、中島川の拡幅事業を開始する。以下、「強制執行」と略称する。

・復興委

「中島川の拡幅(眼鏡橋の撤去)に対する反対運動をより強力に展開する」：復興委としては、景観問題の面からのみでなく、防災施策の面からも、眼鏡橋をはじめとする石橋群を中島川に復元する方が望ましいと考えている。そして、それを実現するために、ポスター・写真展など市民の関心を集めるキャンペーン活動を展開しているが、さら

に、こうした啓発活動を、行政が無視しえないほどの規模で展開する。また、県防災都市構想策定委にメンバーが含まれていることもあり、行政に対して、独自の実態調査に基づいた具体的提言を行うなどする。このような、眼鏡橋復元のための一連の啓発・PR活動を大規模に展開することを、「運動激化」と略称する。

・一般市民

「眼鏡橋の撤去に対する猛反対」：必ずしも、市民が皆で声高に反対を叫ぶという意味ではなく、猛反対という「状態」をさす。行政が中島川拡幅事業の強引な推進を思いとどまり、また、復興委にとってはその運動のバックボーンたりえる程度の反対である。以下、「猛反対」と略称する。

③実行不可能な発生事象の除去

本コンフリクトでは、オプションの総数は5個なので、理論的には $2^5=32$ 個の発生事象が可能であるが、その中には、現実には起こり得ない事象も含まれているので、それらを除去する。具体的には、行政が、「眼鏡橋復元」と「中島川拡幅」の両方を同時に選択することは不可能である。また、「中島川拡幅」を選択しない場合、「強制執行」をすることはあり得ない。つまり、(眼鏡橋復元、中島川拡幅、強制執行)というオプションの8通りの組み合わせのうち、(1,1,0)、(1,1,1)、(0,0,1)、(1,0,1)は実行不可能である。よって、これらの発生事象を除去した。その結果得られたのがTable 3-1である。

Table 3-1 phase 1における発生事象

行政																
眼鏡橋復元	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
中島川拡幅	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
強制執行	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
復興委																
運動激化	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1
一般市民																
猛反対	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
十進表現	0	1	2	6	8	9	10	14	16	17	18	22	24	25	26	30

④各プレイヤーの選好順位

各プレイヤーの選好順位は、Table3-2～Table3-4のように設定した。

・行政(Table 3-2)

防災重視で、「中島川拡幅」を最優先しているが、なるべく「強制執行」はしたくないと考えている。拡幅が不可能な場合は、市民との確執のない状態を望んでいる。

Table 3-2 phase 1 における行政の選好順位

行政																
眼鏡橋復元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0
中島川拡幅	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
強制執行	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
復興委																
運動激化	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1
一般市民																
猛反対	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	1	1	0	1
十進表現	2	18	10	26	14	30	22	6	0	1	17	9	25	16	8	24

・復興委(Table 3-3)

「眼鏡橋復元」を最も望んでいる。行政が「中島川拡幅」をする場合には、「運動激化」させることを選好する。また、「眼鏡橋復元」も、「中島川拡幅」もなされないのは最悪と考えている。

Table 3-3 phase 1 における中島川復興委の選好順位

行政																
眼鏡橋復元	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中島川拡幅	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
強制執行	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0
復興委																
運動激化	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0
一般市民																
猛反対	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
十進表現	1	17	25	9	26	10	18	2	30	14	22	6	24	8	16	0

・一般市民(Table 3-4)

復興委と同じく、「眼鏡橋復元」を強く望んでいる。行政が「中島川拡幅」をする場合には、「猛反対」の状態となる。

⑤安定性分析

Table3-5 は、phase 1 における安定性分析表である。均衡解として得られるのは、発生事象 26 のみである。すなわち、行政が中島川を拡幅しようとするのに対して、復興委と一般市民の両者が猛反対する、という発生事象である。このことは、選好（をはじめとするコンフリクト状況）に変化がない限り、当該コンフリクトの 3 当事者が、

均衡解（発生事象 26）で示唆される状況に立ち至るようなマクロ構造に置かれていることを示している。実際、phase1 では、行政は、防災を最優先とし、眼鏡橋の現地復元を不可能としており、それに対して、復興委は、眼鏡橋の現地保存にむけて、運動を激化させていった。ただし、phase 2 において、文化庁から、眼鏡橋現地保存の内示が出ることで、コンフリクト状況が変化することになる。

Table 3-4 phase 1 における一般市民の選好順位

行政																
眼鏡橋復元	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中島川拡幅	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
強制執行	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0
復興委																
運動激化	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0	1
一般市民																
猛反対	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0
十進表現	1	9	17	25	18	22	26	30	2	6	10	14	16	24	0	8

Table 3-5 phase 1 における安定性分析表

E																
行政	r	r	r	r	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u
	2	18	10	26	14	30	22	6	0	1	17	9	25	16	8	24
					10	26	18	2	2	2	18	10	26	18	10	26
									6	6	22	14	30	22	14	30
復興委									0					17	9	25
	r	r	s	s	r	r	u	u	r	r	u	u	r	r	u	u
	1	17	25	9	26	10	18	2	30	14	22	6	24	8	16	0
			17	1			26	10			30	14			24	8
一般市民	r	r	s	s	r	r	r	r	u	u	u	u	r	r	u	u
	1	9	17	25	18	22	26	30	2	6	10	14	16	24	0	8
			1	9					18	22	26	30			16	24

3.4.2 phase 2 のコンフリクト解析

①対象時点

1982 年 11 月

②プレイヤーとオプション

プレイヤーとしては、「行政」、「中島川復興委員会」、「一般市民」を設定した。それぞれのプレイヤーについては、本節(1)項の説明を参照されたい。

各プレイヤーのオプションについては、次のように設定した。

・行政

「眼鏡橋付近に暗渠バイパスを建設し流量を確保する」：文化庁から眼鏡橋現地保存の内示があり、また、同橋に対する市民の愛着も深いので、行政としても、眼鏡橋の見地保存を実現させたいところである。そこで、懸案である中島川の流量確保については、眼鏡橋付近に暗渠バイパスを建設することで解決を図る。ただし、暗渠バイパス建設には莫大な費用がかかる。以下、「暗渠建設」と略称する。

「中島川を拡幅し流量を確保する」：phase 1を参照。なおこの場合、コストは、暗渠バイパス建設に比べればかなり安価である。以下、「中島川拡幅」と略称する。

「強制執行」：phase 1を参照。

・復興委

「運動激化」：phase 1を参照

・一般市民

「猛反対」：phase 1を参照

③実行不可能な発生事象の除去

行政が、「暗渠建設」「中島川拡幅」の2つのオプションを同時にとることは不可能である。また、「強制執行」のオプションは、「中島川拡幅」が採択された場合に限って、選択可能である。つまり、(暗渠建設、中島川拡幅、強制執行)というオプションの8通りの組み合わせのうち、(1,1,0)、(1,1,1)、(0,0,1)、(1,0,1)は実行不可能である。よって、これらの発生事象を除去した。その結果得られたのがTable3-6である。

Table 3-6 phase 2における発生事象

行政																
暗渠建設	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
中島川拡幅	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
強制執行	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
復興委																
運動激化	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1
一般市民																
猛反対	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
十進表現	0	1	2	6	8	9	10	14	16	17	18	22	24	25	26	30

④各プレイヤーの選好順位

各プレイヤーの選好順位は、Table3-7～Table 3-9のように設定した。

・行政(Table 3-7)

復興委が「運動激化」するか、一般市民が「猛反対」するか、いずれか一方でもあれば、中島川兩岸に「暗渠建設」し、眼鏡橋を現地復元する方を選好している。ただし、両者ともが静観している場合には、「中島川拡幅」をしたいと考えている。また、復興委、一般市民に対して「強制執行」に出ることは避けたいが、それ以上に、「暗渠建設」「中島川拡幅」の両方とも実現しないのは望ましくないと考えている。ただし、復興委、一般市民の全面反対の中「強制執行」するのは最悪と考えている。

Table 3-7 phase 2 における行政の選好順位

行政																
暗渠建設	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中島川拡幅	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1
強制執行	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1
復興委																
運動激化	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	0	0	1	1	1
一般市民																
猛反対	0	0	1	0	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	1
十進表現	2	1	17	9	25	18	10	26	6	22	14	0	16	8	24	30

・復興委(Table 3-8)

「暗渠建設」がなされ眼鏡橋が現地に復元されることを最も望ましいと考えている。そして、「暗渠建設」「中島川拡幅」の両者ともがなされない(中島川の改修が何もしられない)のは最悪であると考えている。行政の「中島川拡幅」に対しては、「運動激化」する方を選好しているが、その際「強制執行」されることは好んでいない。

Table3-8 phase 2 における中島川復興委の選好順位

行政																
暗渠建設	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中島川拡幅	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
強制執行	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0
復興委																
運動激化	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0
一般市民																
猛反対	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
十進表現	1	17	25	9	26	10	18	2	30	14	22	6	24	8	16	0

・一般市民(Table 3-9)

「暗渠建設」がなされ眼鏡橋が現地に復元されることを最も選好している。復興委と同様、何もなされないのが最悪である。そして、行政が「中島川拡幅」をするのであれば、それに対して「猛反対」することを選好している。

Table 3-9 phase 2 における一般市民の選好順位

行政																
暗渠建設	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中島川拡幅	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
強制執行	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0
復興委																
運動激化	0	1	0	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0	1
一般市民																
猛反対	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0
十進表現	1	9	17	25	18	22	26	30	2	6	10	14	16	24	0	8

⑤安定性分析

Table 3-10 は、phase 2 における安定性分析表である。均衡解として得られるのは、次の 3 通りである。すなわち、発生事象 1(行政の「暗渠建設」に対し、復興委、一般市民は静観)、発生事象 9(復興委の「運動激化」のもと、行政が「暗渠建設」、一般市民は静観)、発生事象 17(一般市民の「猛反対」のもと、行政が「暗渠建設」、復興委は静観)である。

Table 3-10 phase 2 における安定性分析表

	E	E	E													
	r	s	r	r	r	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u
行政	2	1	17	9	25	18	10	26	6	22	14	0	16	8	24	30
					17	9	25	2	17	9	2	17	9	25	25	25
									1	18	10	1	18	10	26	26
												6	22	14		24
復興委	r	r	u	s	r	r	u	u	r	r	s	u	r	r	u	u
	1	17	25	9	26	10	18	2	30	14	22	6	24	8	16	0
			17	1			26	10			30	14			24	8
一般市民	r	r	s	u	r	r	r	r	u	u	u	s	r	r	u	u
	1	9	17	25	18	22	26	30	2	6	10	14	16	24	0	8
			1	9					18	22	26	30			16	24

このように、コンフリクト解析によれば、phase 2 におけるコンフリクトは、上記の 3 つの発生事象のうちいずれかに落ちつく可能性が高いことが示唆された。ここで

コンフリクト解析の結果と phase 2 以降の事実経過を比較対照させておこう。行政は、1987 年に中島川右岸にのみ暗渠バイパスを建設した。そして、この背景には、復興委による PR 活動や陳情が存在したことが明らかである。一方、この間、一般市民からは眼鏡橋の現地復元を求める新聞投書が相次いで見られたが、それが全市民的な運動にまで発展したとは言い難い。少なくとも、デモ行進や署名運動といった運動は見られなかった。以上をまとめると、phase 2 におけるコンフリクトは、均衡解の一つである発生事象 9 に近い状態にたち至ったとすることができよう。

3.4.3 phase 3 のコンフリクト解析

①対象時点

1983 年 7 月

②プレイヤーとオプション

プレイヤーとしては、「行政」、「地元住民」、「一般市民」を設定した。行政、一般市民については、本節(1)項の説明を参照されたい。また、地元住民とは、中島川左岸地域に居住する住民である。

各プレイヤーのオプションについては、次のように設定した。

・行政

「中島川右岸のみに暗渠を建設する」：眼鏡橋の現地復元が決まり、中島川の治水対策は、暗渠バイパスを建設し、流量を確保することによって行うこととなった。中島川左岸（東側）の暗渠建設は、都市計画道路事業と並行して実施したいところであるが、地元住民の同意を得るには難航が予想される。そこで、中島川右岸（西側）のみに暗渠バイパスを建設し、最低限の流量を確保する。以下、「右岸暗渠」と略称する。

「中島川の両岸に暗渠を建設する」：中島川両岸に暗渠を建設し、流量を十分に確保するとともに、都市計画道路事業にも着手する。しかし、そのためには、地元住民約 70 戸の立ち退きが前提となるため、交渉には難航が予想される。以下、「両岸暗渠」と略称する。

「中島川左岸暗渠建設事業および都市計画道路事業を強制執行する」：左岸に暗渠を建設し、さらに都市計画道路を建設する計画に対しては、地元住民の反発が予想される。しかし、中島川の流量確保、道路網の整備は、防災対策のためには是非とも必要である。そのために、地元住民からの反対にはある程度目をつぶり、中島川左岸の暗

渠建設、および、都市計画道路事業を開始する。以下、「強制執行」と略称する。

・地元住民

「中島川左岸暗渠建設および都市計画道路事業に対する猛反対」：これらの事業の推進のためには、中島川左岸の地元住民約 70 戸の立ち退きが前提となる。しかし、地元住民としては、十分な補償もなく立ち退くつもりはない。そこで、これらの事業に対して猛反対をし、用地買収に応じないことにする。以下、「猛反対」と略称する。

・一般市民

「都市計画道路事業に対する猛反対」：以下、「猛反対」と略称する。

③実行不可能な発生事象の除去

行政が、「右岸暗渠」「両岸暗渠」の2つのオプションを同時にとることは不可能である。また、「強制執行」のオプションは、「両岸暗渠」が採択された場合に限って、選択可能である。つまり、（右岸暗渠、両岸暗渠、強制執行）というオプションの8通りの組み合わせのうち、(1,1,0)、(1,1,1)、(0,0,1)、(1,0,1)は実行不可能である。よって、これらの発生事象を除去した。その結果得られたのが Table3-11 である。

Table 3-11 phase 3 における発生事象

行政																
右岸暗渠	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
両岸暗渠	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
強制執行	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
地元住民																
猛反対	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1
一般市民																
猛反対	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
十進表現	0	1	2	6	8	9	10	14	16	17	18	22	24	25	26	30

④各プレイヤーの選好順位

各プレイヤーの選好順位は、Table3-12～Table 3-14 のように設定した。

・行政(Table 3-12)

地元住民、世論の反対がなければ、両岸に暗渠を建設し、都市計画道路を建設したいが、反対があれば、「右岸暗渠」やむなしと考えている。「強制執行」は避けたい。また、両岸ともに暗渠を建設しないのは最悪である。

Table 3-12 phase 3 における行政の選好順位

行政																
右岸暗渠	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
両岸暗渠	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
強制執行	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0
地元住民																
猛反対	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
一般市民																
猛反対	0	0	1	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
十進表現	2	1	17	9	25	18	10	26	6	22	14	30	0	16	8	24

・ 地元住民 (Table 3-13)

治水対策の必要性は認めており、「右岸暗渠」には賛成である。しかし、左岸暗渠建設は、既得権益擁護の立場から、「猛反対」である。

Table 3-13 phase 3 における地元住民の選好順位

行政																
右岸暗渠	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
両岸暗渠	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
強制執行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
地元住民																
猛反対	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0
一般市民																
猛反対	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
十進表現	1	17	25	9	24	8	16	0	26	10	30	14	18	2	22	6

・ 一般市民 (Table 3-14)

何ら治水対策が施されないのが最悪であると考えている。暗渠が建設されるならば、静観の姿勢であり、どちらかといえば、「両岸暗渠」の方が好ましいという状態である。

⑤ 安定性分析

Table 3-15 は、phase 3 における安定性分析表である。均衡解として得られるのは、次の 2 通りである。すなわち、発生事象 1 (行政の「右岸暗渠」に対し、地元住民、一般市民は静観)、発生事象 9 (地元住民の「猛反対」のもと、行政が「右岸暗渠」、一般市民は静観) である。

Table 3-14 phase 3 における一般市民の選好順位

行政																
右岸暗渠	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
両岸暗渠	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
強制執行	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
地元住民																
猛反対	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1
一般市民																
猛反対	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1
十進表現	2	6	10	14	1	9	18	22	26	30	17	25	0	8	16	24

Table 3-15 phase 3 における安定性分析表

		E		E												
	r	s	r	r	r	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u
行政	2	1	17	9	25	18	10	26	6	22	14	30	0	16	8	24
		2				17	9	25	2	17	9	25	2	17	9	25
									1	18	10	26	1	18	10	26
													6	22	14	30
	r	r	u	s	r	r	s	s	r	r	r	r	u	u	u	u
復興委	1	17	25	9	24	8	16	0	26	10	30	14	18	2	22	6
			17	1			24	8					26	10	30	14
	r	r	r	r	r	r	u	u	u	u	u	u	r	r	u	u
一般市民	2	6	10	14	1	9	18	22	26	30	17	25	0	8	16	24
							2	6	10	14	1	9			0	8

このように、コンフリクト解析によれば、phase 3 におけるコンフリクトは、上記の 2 つの発生事象のうちいずれかに落ちつく可能性が高いことが示唆される。ここでコンフリクト解析の結果と phase 3 以降の事実経過を比較対照させておこう。行政は、1987 年に中島川右岸にのみ暗渠バイパスを建設したものの、左岸暗渠建設、および、都市計画道路事業には着手できていない。もちろん、地元住民に対して住民説明会を開催するなどして、同意の調達に努めたが、地元住民の猛反対により頓挫した。すなわち、phase 3 におけるコンフリクトは、均衡解の一つである発生事象 9 に近い状態にたち至ったと言うことができよう。

3.4.4 長崎大水害後の復興事業をめぐるコンフリクトの構造的特徴の推移

本節では、長崎大水害後の復興事業をめぐる、行政組織－市民団体－世論のコンフリクトを、3 つの phase に整理し、その構造的特徴の変遷を、3 つの phase のコンフリクト解析をつなぐスーパーゲームモデルによって検討した。3 つの phase とは、防

災・治水対策最優先の行政と、景観保全との両立を訴える市民団体との対立(phase 1)、眼鏡橋の復元が共通の了解事項となった時期(phase 2)、既得権益との絡みで中島川改修が暗礁に乗り上げた時期(phase3)である。

長崎大水害後の復興過程は、多くの団体・組織が関与し、それぞれの思惑が交錯し、複雑な様相を呈していた。そのダイナミックな過程を、3つの phase に整理し、コンフリクト解析をつなぐ「スーパーゲーム」で表現することで、各 phase のコンフリクト構造の特徴を、プレイヤーのオプション・選好の違いとして表現することができた。また、各 phase における均衡解は、次 phase のコンフリクトの前提となるものであり、その連鎖は、災害直後から現在へといたるコンフリクトの歴史的経過のエッセンスを表現したものと捉えることもできよう(Figure 3-1)。

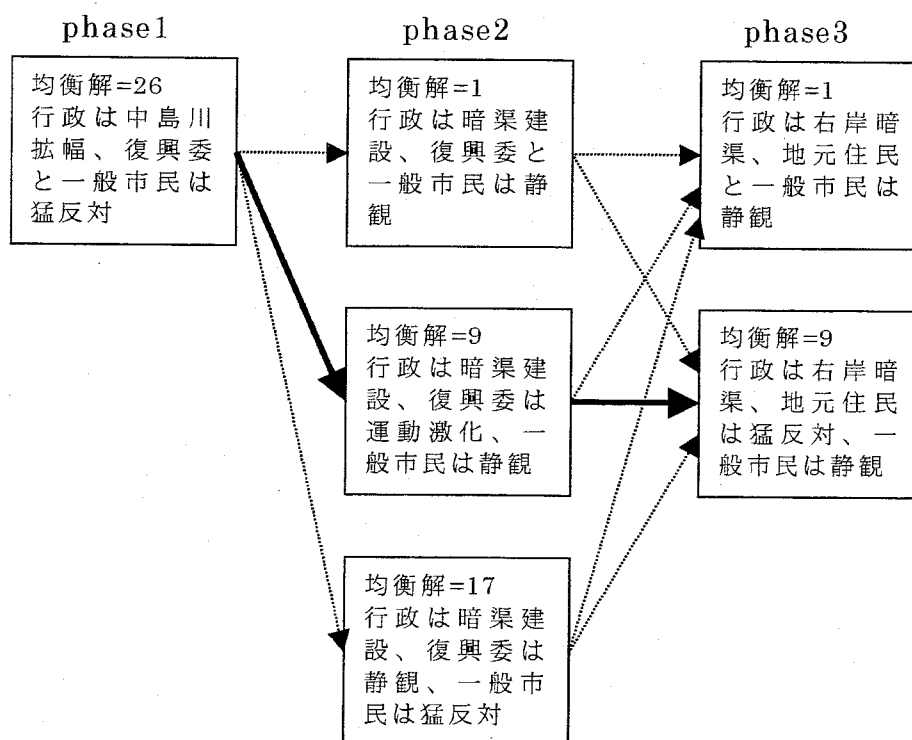


Figure 3-1 長崎大水害後の復興事業コンフリクトのスーパーゲーム分析:均衡解の推移

さて、各 phase の構造的特徴については、概ね次のようなことが言える。すなわち、phase 1 においては、行政組織が、中島川拡幅（開発原案）にこだわる限り、均衡解となる発生事象には必ずそれが含まれることになり（第 2 章の注 15 を参照）、他のプレイヤーがどのような選好を示そうとも、眼鏡橋の復元（代案）は実現しない。言い

換えれば、事態の打開のためには（それが必要か否か、あるいは、望ましいか否かは別問題である）、行政組織の選好が、少なくとも、他のプレイヤーの一致した猛反対があるなら中島川拡幅にはこだわらない、という条件を満たさねばならないということを示している。したがって、例えば、仮に中立の立場に立つ調停者が、両者の和解を試みるとすれば、発生事象 26 と発生事象 1 との間のコスト－ベネフィットを再考し、選好を変化させるよう、行政側に働きかけることが有効であろう。

Phase 2 においては、3 つの均衡解が得られたが、このうち、発生事象 1 は、発生事象 9 および 17 に対して、パレート優越である (Table 3-7~9 を参照)。しかし、発生事象 1 が実現するためには、行政にとっての誘因（発生事象 1→2）が行使されないことが、復興委と一般市民の双方に了解されている必要がある。また、phase 3 においては、膠着状態の打開、すなわち兩岸暗渠（開発原案）の実現のためには、例えば、行政が多少強行な姿勢を持つ（発生事象 10 を 9 よりも選好する）ことが必要である。

このように、コンフリクト解析を適用することによって、コンフリクトの構造的特徴が明らかとなり、それを基に、一定の政策的提言をすることも可能となる。次節では、phase 2 のコンフリクトに「感度分析」を適用した結果を報告し、当該コンフリクトの構造的特徴を、より明確に論じる。

3.5 長崎大水害後の復興過程をめぐる感度分析

本節では、前節の phase 2 におけるコンフリクト解析の結果に、「感度分析」を適用した結果について報告する。なお、phase 2 を選んだ理由は、現在から振り返ったとき、この時点において、中島川・眼鏡橋問題が大きく転換したからである。

本事例は 3 人プレイヤーによるコンフリクトであるので、2 プレイヤーの選好を固定して、残る 1 プレイヤーの選好順位が満たすべき制約条件を、順に求めた。すなわち、第 1 に、復興委と行政の選好順位を固定して、均衡解が発生事象 1、9、17 であり続けるために、一般市民の選好順位が満たすべき制約条件を求めた。第 2 に、一般市民と行政の選好順位を固定して、復興委の選好順位の制約条件を求め、第 3 に、一般市民と復興委の選好順位を固定して、行政の選好順位の制約条件を求めた。

まず、第 2 節のステップ②を行った結果、ステップ②で得られる制約条件、すなわち、各発生事象が均衡解または非均衡解であり続けるために、各プレイヤーの選好順

位が満たすべき制約条件の個数には、プレイヤー間で大きな違いがあった。(なお、詳細な計算手続きについては省略する。)ここで、制約条件の個数の算出方法を、一般市民を例にとって説明しよう。例えば、発生事象 9 が均衡解であり続けるための制約条件は、 $\{9 > 25\}$ または $\{25 > 9 > 17\}$ と求められる。ここで、制約条件は、3 つの不等号関係(2 つの発生事象間の選好関係)で表現されている。この時、制約条件の個数は 3 個であると見なす。一般的に表記すれば、例えば $\{x > y\}$ という制約条件が存在する場合、制約条件の数は 1 個であり、 $\{x > y > z\}$ なら 2 個である。各プレイヤーについて、各発生事象ごとに、制約条件の個数を集計したものが Table 3-16 である²¹⁾。

Table 3-16 各発生事象が均衡解(非均衡解)であり続けるための制約条件の個数

発生事象	0	1	2	6	8	9	10	14	16	17	18	22	24	25	26	30	計
一般市民	0	1	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	7
復興委	0	2	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	8
行政	0	135	10	9	0	102	7	7	0	102	8	7	5	9	5	5	411

次に、ステップ②で得られた結果を集約して、各プレイヤーの選好順位が満たすべき最終的な制約条件を求めた(第 2 節のステップ③に対応)。一般市民の選好順位が満たすべき制約条件は、 $\{1 > 17 > 2 \text{ かつ } 9 > 25\}$ または $\{1 > 17 > 2 \text{ かつ } 25 > 9 > 17\}$ である。ここで注目すべきは、制約条件の中に含まれる発生事象は、発生事象 2 を除いて、全て行政が「暗渠建設」をした場合のものであるということである。裏を返せば、一般市民が「中島川拡幅」「強制執行」に対してどのような出方をしても、(行政、復興委の選好順位に変化が生じない限り)均衡解の変化には一切影響を与えない。では、上の制約条件は、一般市民がどのような選好順位をもたねばならないことを意味しているのだろうか。第 1 に、行政の「暗渠建設」に対して、静観する(「猛反対」しない)方を選好していればよい。第 2 に、復興委、一般市民の両者が手をこまねいている中で「中島川拡幅」が行われるよりは、どんな手段によってであれ「暗渠建設」が実現することを選好している必要がある。

復興委の選好が満たすべき制約条件は、 $\{1 > 9 > 2 \text{ かつ } 10 > 2 \text{ かつ } 17 > 25\}$ または $\{1 > 9 > 2 \text{ かつ } 10 > 2 \text{ かつ } 25 > 17 > 9\}$ である。第 1 に、行政の「暗渠建設」に対しては、原則として「運動激化」をするよりも静観する方を選好している必要がある。第 2 に、行政が「中島川拡幅」を採択する場合には、率先して「運動激化」する方を

選好していなくてはならない。

行政の選好順位が満たすべき制約条件については、ステップ②の段階で、非常に多くの制約条件が列挙されたため、最終的な制約条件を求めることは、現段階ではできなかった。

3.6 感度分析の意義

本節では、第 5 節での感度分析の結果をもとに、phase 2 におけるコンフリクトのマクロ構造の特徴を指摘し、併せて感度分析の意義について考察していこう。まず、コンフリクト状況のマクロ構造の解明に関して、感度分析によって明らかにされる点——各プレイヤーの「事態規定力」、コンフリクト構造の「マクロ的安定性」の 2 点——について考察する。次に、感度分析がもつ実践的な意義を 2 点指摘する。

さて、本章の主たる目的は、コンフリクト状況のマクロ構造上の特徴を、均衡解と各プレイヤーの選好順位との相互関係から明らかにすることであった。この点から、まず第 1 に注目すべきことは、各プレイヤーが満たすべき制約条件の多寡が、当該コンフリクトに対する各プレイヤーの「事態規定力(以下、規定力)」を表現すると考えられる点である。ここで、「規定力」とは、各プレイヤーが自分自身の選好(当該のコンフリクトに対する態度や行動)を変化させることによって、均衡解によって示唆されるコンフリクトの帰趨に影響を及ぼしうる程度のことである。具体的に言えば、あるプレイヤーの選好順位が満たすべき制約条件が少ないことは、そのプレイヤーが少々態度を変えたところで、コンフリクトの落ち着き先である均衡解には変化が生じにくいことを意味する。従って、そのプレイヤーの「規定力」は、相対的に弱いといえる。逆に、制約条件が多いことは、そのプレイヤーが選好順位をわずかに変化させただけで、もとの均衡解が非均衡解になる(あるいは、非均衡解が均衡解になる)可能性が高いことを意味する。つまり、そのプレイヤーの「規定力」は、相対的に強いといえる。換言すれば、第 2 章で述べたように、各プレイヤーは、彼らを一つの全体としてみれば、等しく均衡解で示唆される状況に立ち至ってしまうようなマクロ構造の中に置かれている。しかし、そのマクロ構造を大きく規定しているプレイヤーと、そうではないプレイヤーとが存在するのである。この点は、感度分析の導入によって初めて明らかになることである²²⁾。前節で見たように、長崎大水害後の復興事業をめぐるコ

ンフリクトでは、制約条件の個数がプレイヤー間で大きく異なっていた。行政の制約条件が、復興委、一般市民と比較して非常に多かったこと(Table 3-16)は、文字通り「三すくみ」とも見えたコンフリクトも、実は行政の出方に大きく左右される状況にあったことを示唆している²³⁾。

次に、コンフリクトの「マクロ的安定性(以下、安定性)」について考察しよう。ここまでは、制約条件の数がプレイヤー間で異なる点に注目してきた。しかし、制約条件の総数(各プレイヤーごとに得られる制約条件数の和)も、コンフリクト状況のマクロ構造について重要な情報を提供してくれる。すなわち、制約条件の総数が少ない状況は、(より多い状況と比較して)個々のプレイヤーの選好順位に多少の変化があったとしても、均衡解には変化が生じにくいという意味で、当該コンフリクトの「安定性」が高い状況だと言えるだろう。一方、制約条件の総数が多い状況は、(より少ない状況と比較して)個々のプレイヤーの微少な態度変容が、そのまま均衡解の変化につながる可能性が高いという意味で、「安定性」が低い状況だと考えられる。

ここで重要なことは、「安定性」の高低は、コンフリクト状況の表面的な尖鋭さとは次元を異にするマクロ構造上の特性である(可能性がある)点である。すなわち、表面的にはいかに深刻にみえるコンフリクトであっても、その構造上の「安定性」は低いことがありうる。また、逆に、一見したところ容易に妥協の余地が見い出せそうな場合であっても、その「安定性」が高いこともあろう。この点に関しては、制約条件の集約方法を整備した上で、複数のコンフリクト事例を比較検討する必要がある。

さて、「安定性」に関しては、マクロ変数の計量という観点からその意味を確認しておく必要があるだろう。近年、グループ・ダイナミックスないし社会心理学の領域においては、ミクローマクロ問題に注目が集まっているが(杉万,1992 など)、一方で、マクロ変数の計量が最大の懸案として浮上してきている。この点に関して、杉万・矢守(1993)は、既存の方法をレビューし、その中で、多くの方法が暗黙のうちに一つの重大な前提に依存していることを指摘している。その前提とは、集合体にマクロ的特徴があるならば、その特徴に対応する個人レベルでの性質が、集合体を構成する大多数の個人に「共有」されているはずだ、という前提である。実際、従来、グループ・ダイナミックスないし社会心理学では、個人レベルの性質の「共有」を前提に、それらの単純な(ないし、2 次的な)合算によって集合体のマクロ的性質を計量・評価するという方法が用いられてきた。

それに対して、「安定性」は、「共有」を前提としてマクロ変数を計量したものではない。すなわち、個々の集合体レベルの変数(個々のプレイヤーの選好順位)とマクロレベルの変数(均衡解(の変化))の相互依存関係、より具体的に言えば、個々の集合体レベルの変数の変化に対する集合性の重複構造の sensitivity(感度)をもって、集合性の重複構造のマクロ的特徴を計量・評価しようとするものである。この意味で、「感度分析」は、マクロ変数の計量・評価に、新たな視点を提供するものといえよう。

以上考察してきたように、感度分析は、コンフリクト状況のマクロ構造分析に対して、これまでにない視点を提供するものである。さらに、感度分析は、次の 2 点において従来のコンフリクト解析の弱点を補完する。第 1 に、「感度分析」によって、プレイヤーの選好順位の同定作業に伴う困難を、ある程度解消することができる。コンフリクト解析に限らず、社会現象をゲーム論的に表現しようとする時、各当事者(プレイヤー)の選好順位を正確に同定することは、一般に容易ではない。したがって、個人選好をより正確に把握するための方途を整備することは、それ自体、重要な課題である。具体的には、コンフリクトの実態に関する各種資料の内容分析、当事者とのインタビュー調査、当事者らの会話分析(第 4 章参照)、などといった方法の確立・整備が考えられる。

しかし、われわれ研究者が、コンフリクトの当事者たちの選好順位を正確に捉えることが非常に困難である以上、別の発想をもつことも重要である。今、仮に、われわれが、コンフリクトの最終的な落ち着き先である均衡解にのみ関心があるのであれば(実際、それで十分であることが多い)、「感度分析」によって得られた制約条件以外の選好順位は、ある意味で「どうでもいい」と言うことができる。制約条件としてリストアップされない選好順位は、どう転んでも均衡解には影響を与えないからである。つまり、選好順位の同定にあたって、われわれが精密に調査すべき範囲は、思いのほか限られているのである。「感度分析」を利用することで、次のような調査手続きをとることが可能となるであろう。すなわち、まず、大雑把な調査によって、仮の選好順位を設定し、(通常の)コンフリクト解析と「感度分析」を実施する。しかる後に、「感度分析」によって見いだされた制約条件 — 均衡解に影響を及ぼすという意味でクリティカルな選好順位 — についてのみ、精密な実態調査を行う、という手続きである

24)。

第 2 に、「感度分析」の結果を用いることによって、コンフリクト関係下にある当

事者たち、あるいは、その和解を試みる仲裁者に対して、利害対立の解消へ向けた具体的な提言を行うことができる。こうした提言を行うことは、従来のコンフリクト解析でも、ある程度可能ではあった。すなわち、「皆さんの選好順位が変化しなければ(このまま何の歩み寄りもなければ)、かくかくしかじかの事態に陥りますよ」という忠告を与えることができる、という点において。

しかし、「感度分析」を用いれば、さらに具体的な提言が可能となる。なぜなら、「感度分析」によって得られる制約条件は、均衡解を均衡解たらしめている、(あるいは、非均衡解を非均衡解たらしめている)本質的条件であるからだ。したがって、例えば「事態を紛糾させているのは、あなたの(あるいは、彼らの)この選好(関係)なのです。この点だけは譲って下さい」というように、コンフリクトの直接的打開に結びつく助言を当事者(あるいは、仲裁者)に与えることが可能となる。

3.7 結語

本章では、長崎大水害後の復興事業をめぐるコンフリクトの時系列的展開を、複数時点のコンフリクト解析をつなぐスーパーゲームを用いて表現するとともに、コンフリクト状況の「対立の構図」を、「感度分析」を適用して詳細に検討した。事例分析を通じて、スーパーゲームによって、コンフリクトの時系列的展開のエッセンスを把握できることを示すとともに、感度分析の手法が、コンフリクト状況のマクロ的重複構造を明示する上で、きわめて有用な技法であることを示した。

本章の最後に、現実のコンフリクト状況を、コンフリクト解析および感度分析（ひいては、ゲームモデル）を適用して検討することの意義を、あらためて確認しておこう。

コンフリクト解析は、1つの重大な前提に基づいている。それは、プレイヤーたちが（コンフリクト解析が想定するような）共通のロジックに従って行動決定する、という前提である。言い換えれば、コンフリクト解析によるモデル化は、プレイヤーたちが、いわば同一の土俵に乗っているという想定を前提として、成立している。しかし、この前提は、現実のコンフリクト状況において、必ずしも現実的であるとは言えないだろう。

次のように言い換えることもできる。コンフリクトは、表面的には、当事者間の利害対立の形態をとることは言うまでもない。しかし、利害対立の基底には、当該事態に対する認識上の齟齬・対立が存在しているといえる。本章の事例に即して言えば、行政組織と中

島川復興委員会との間に存在する「今、何をすべきか」に関する対立の基底には、「長崎大水害とはいったい何事であるか（あったか）」に関する現実構成法の違いが存在していたと考えられる。したがって、現実のコンフリクト状況を研究するにあたっては、一方では、こうした当事者間の現実構成法の相違を、当事者的視点に立って（研究者サイドの認識ロジックを極力排除して）、虚心坦懐に抽出することが重要となる。この点については、続く第4、5章で、コンフリクト状況の「対立の構図」自体が、そもそも、当事者たちによっていかに社会的に構成されているのかを検討する。

しかし、他方では、コンフリクト状況の「対立の構図」を第三者の立場から明らかにすることも、また重要である。例えば、コンフリクト解析においては、パレート最適でない発生事象が（パレート最適である発生事象とともに）均衡解として得られる場合がある。しかも、現実には生起している事態が前者であるケースが存在する。この場合、当事者たちは、全てのプレイヤーにとって、現在の状況より好ましい状況が、第三者的には存在するにもかかわらず、それを知らないことになる（もちろん、知っているが移行できないというケースもあろうが）。こうした事態は、一般に、次の理由から生じていると考えられる。すなわち、コンフリクトの当事者は、当該コンフリクトに対して彼らなりの関わり方をし、互いの意見対立については敏感であるが、反面、いかなるメカニズムを通して当の意見対立が生じているのか、意見対立の焦点は何かといった、コンフリクト状況の構造に関しては無知・無関心であることが多い。このように考えると、当事者の視点を等閑視するのは論外としても、敢えて第三者の視点からコンフリクト状況の全貌を明らかにすることで、コンフリクトの解決へ向けた有効な知見が得られることもあるだろう。コンフリクト解析（ないし、ゲームモデル）による事例分析の意義、すなわち、現実の複雑な事象を極度に抽象化し、コンフリクト当事者の認識を、発生事象に対する選好順位として極度に単純化して表現し、分析することの意義は、以上のように捉え得るものと思われる。

第4章

災害イメージの間主観的基盤:

長崎大水害についての会話分析

4.1 概説

「人間の意識っていうのは、年月とともに薄れていくものですから」「意識の風化っていうのはどうしても起こってくる」「日常はもう忘れがちじゃないですかねえ」等々。長崎大水害をめぐる会話の中で、しばしば口にされた台詞である。確かに、防災意識、あるいは災害イメージは、被災後、時を経るに従って急激に減少し、その鮮明さを失っていくかのように見える。例えば、長崎新聞における長崎大水害に関する記事面積(1カ月当たり)の被災後10年間にわたる推移は、このことを反映したものといえよう(Figure 4-1、杉森・矢守・岡田,1994)²⁵⁾。矢守(1996a;1996b)は、こうしたいわゆる「防災意識の風化」といわれる現象が、単なる忘却の過程ではないことを示唆している。それは、未曾有の経験が、日常の生活世界の中に位置づけられ、もはや語られることもない暗黙の前提と化した、という側面をもっている。

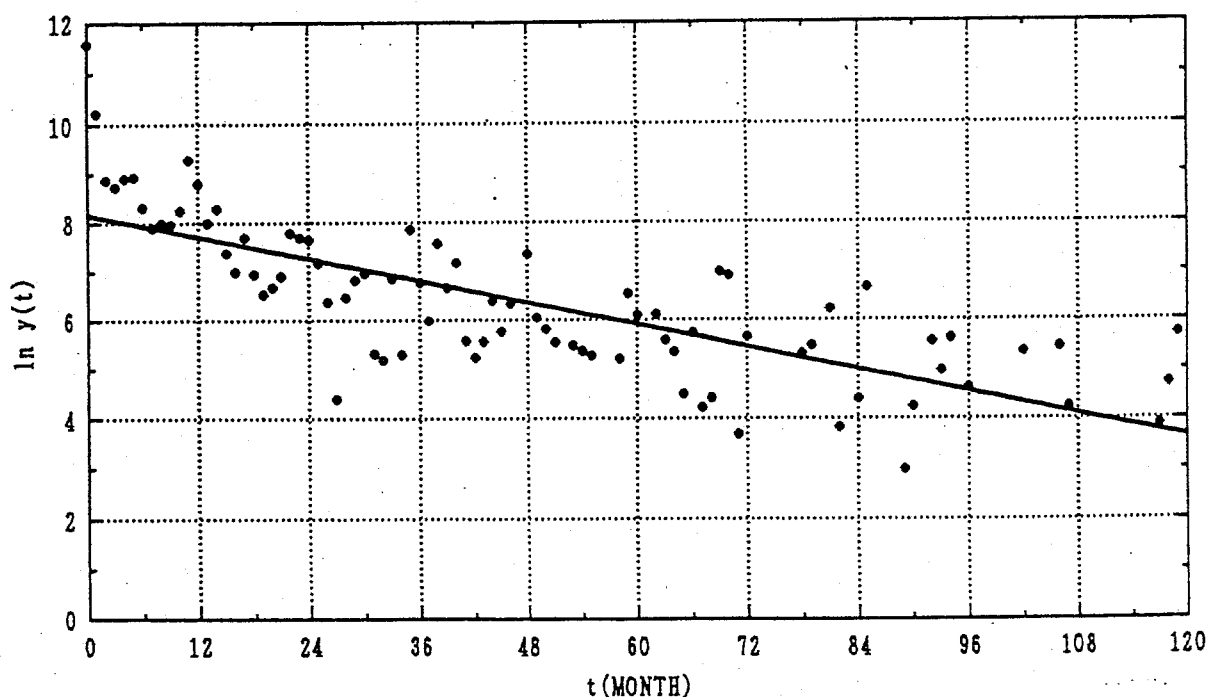


Figure 4-1 長崎新聞(1982-1992 年)における長崎大水害関連記事面積の推移

本章では、災害に関して典型的と思われる立場にある人々を対象にして、彼らのもつ災害イメージの特徴を検討する。すなわち、防災に責任ある立場の人々、特に大きな被害を受けた人々が、どのように災害イメージを維持しているか(あるいは、していないか)を詳しく検討する。具体的には、前章でも取り上げた長崎大水害を事例とする。そして、同水害で被災した人々のうち、防災行政に携わる人々、環境問題・まちづくりに積極的に取り組んでいる人々(中島川を守る会のメンバー)、特に被害の大きかった地域の人々を対象とし、彼らの長崎大水害をめぐる会話の分析を通じて、それぞれの災害イメージの特徴を探る。言い換えれば、行政、中島川を守る会(以下、「守る会」と略称)、甚大被災地域の人々にとって、「長崎大水害とは一体何事であるのか(あったのか)、長崎大水害とはいかなる現実として構成されているのか」を、会話分析を用いて明らかにする。

以下、第2節では、災害イメージについての基本的な考察をし、災害イメージの基本的な類型――事象・事態――を提示する。第3節では、本研究が対象とした長崎大水害について概要を紹介し、また、調査対象とした4つのグループ(長崎市役所、守る会、A自治会、B自治会)について詳しく報告する。第4節では、それぞれのグループの長崎大水害をめぐる会話を分析し、それぞれのもつ災害イメージにいかなる類似点と相違点があるかを検討する。最後に、第5節では、以上のことが「防災意識の風化」と呼ばれる現象に対してもつ含意、および、災害復興事業をめぐるコミュニティ・コンフリクトにおける、「プレイヤー」の社会的構成という問題に対してもつ含意を考察する。

4.2 災害イメージの構成

4.2.1 災害イメージ

自然災害は、一見したところ、われわれの認識とは独立した「客観的」事実であるかのように見える。実際、崩れた山や、氾濫した川などは、どう見ても人間の認識などとは無縁の、地質学的事実としか捉えようがない。しかし、第三者(研究者)からみて客観的に同一とされる災害であっても、それが当事者にとってもつ「意味」は、様々でありうる。「〇〇水害」「××地震」などと同じ固有名詞で一くくりにされる災害であっても、ある人にとっては「工学的に制御すべき問題」であり、ある人にとっては

「(公共・土木)事業拡大のきっかけ」であり、ある人にとっては「平穏な生活を根底からひっくり返す悲惨な出来事」であるかもしれない。災害のこうした主観的な面は、従来、「災害イメージ」ないし「災害観」と呼ばれてきた(例えば、廣井,1986;松村,1982)。「災害イメージ」は、人々の対応行動を直接に規定するものであるから、その在り様を把握することは、災害研究の重要な支柱をなすものとされてきた。

では、「災害イメージ」とは、一体どのようなものであろうか。従来の研究では、まず客観的事実としての災害(例えば、長崎大水害)が厳として存在し、次に、人々がそれを「こころ(ないし、頭)」の中で情報処理し、その結果として、各人各様の(主観的な)イメージが「こころ」の中に宿る(時には、類同のイメージが多数の「こころ」の中に宿る)、という構図が自明視されてきた。この構図の下では、客観的現実が主観的に投影されたもの――しばしば歪曲された形で――が「災害イメージ」であるとされる(Quarantelli,1954;岡部,1988)。そして、人々が如何に正しく現実を認識できるか、災害という異常事態に際して如何に適切に対処できるかが、研究の焦点となってきた。しかし、この構図、すなわち、「客観的現実→主観的な災害イメージ」という構図は、災害イメージが形成される過程を考えると、甚だ疑わしいものとなる²⁶⁾。

ここでまず強調しておきたいのは、災害イメージは、その大部分が、当該の災害をめぐるコミュニケーションの結果として構成される、ということである²⁷⁾。周囲の環境の(物理的)激変は、災害イメージの成立にとって、たかだか所与的契機をなすにすぎない。特に、その災害が文字通り「未曾有の」大災害である場合、当事者にとって、その全貌は、了解不能である。しかし、身近な人々と様々に語り合ったり、マスメディア発信の情報に接したりすることにより、当初わけのわからなかったあの出来事が一体何であったのか、その意味が確定されていき、当の災害について一定の共通理解が成立していく。

従って、まず「客観的」な現実が存在し、それに人々が「主観的」に意味付けするのではない(cf.Gergen,1985)。このことは、われわれの素朴な通念――客観的事実は厳然と存在しているという信憑――を裏切っているように見える。しかし、翻って考えてみよう。その客観的な現実(ここでは、長崎大水害)とやらは、一体全体どこに存在しているのであろうか。「いやいや、災害現場や、災害の報道はちゃんとある(あった)ではないか」と反問されるかもしれない。ある意味で、その通りである。そうではあるが、さしあたり存在したのは、Aさんの眼前に広がったあの凄惨な光景、あるい

は、Bさんの耳に入った「昨夜のナガサキダイスイガイの死傷者は、すでに100名を超え…」という音声、すなわち、徹底的に特個的な現相的与件だけであったはずである。「長崎大水害」が直接的に現前することはない。

ところが、いつのまにか、「長崎大水害」が現れる。しかも、強固な現実として。敢えて繰り返せば、この過程、すなわち、「長崎大水害」が現前する過程は、まさに、コミュニケーションの過程に他ならない。すなわち、徹底的に特個的であるさまざまな出来事についての言説が飛び交う中で、それらが間主観的に承認され、あるいは、排斥されていく。そして、多くの人々(極端な場合、無数の人々)の間で間主観的に妥当するに至ったとき、顛倒して、長崎大水害なる現実がもともと自存していたかのように思われるのである²⁸⁾。すなわち、災害イメージとは、客観的事実が各人のこころ(頭)の中に投射されたものではない。

誤解のないように付言しておくが、コミュニケーションのみを通じて、恣意的にいかような災害イメージでも形成されると主張しているわけではない。物理的激変も、災害イメージの成立にとっては必須の契機である。しかし、よく考えてみると、謂うところの物理的激変は、最初から認識の対象として存在しているわけではない。むしろ、自然・社会・人間の渾一的全体ともいうべき世界の激変(の一要素)こそが展開されたはずである。例えば、「寝起きを地震に襲われたものだから、何が何だかわからない」(菊地,1995)といった文言は、認識主体としての当事者—認識対象としての物理的激変という二分法が不鮮明な状況—ここでいう渾一的な状況—を、当事者があえて表明したものと言えるだろう。渾一的な激変が分節化され、各々の分節肢に意味付けがなされて初めて人々にとっての認識対象となる。この過程を担うのは、コミュニケーションを描いて他にない。言い換えれば、コミュニケーションは、人々が物理的激変を認識対象とし、災害イメージを形成していくための必須の前提条件なのである²⁹⁾。

4.2.2 災害現場と災害イメージ

前項では、次のことを確認した。すなわち、災害イメージは、基本的には人々のコミュニケーションを通して構成される。当初の物理的激変は、災害イメージの成立にとって必須ではあるが、たかだか一つの契機に過ぎない。

さて、ここで問題となるのは、「必須であるがたかだか一つの契機に過ぎない」と

いう微妙な均衡の扱いである。このことは、言葉を換えれば、災害の「現場」性をどのように考えるかという問題と密接に関わり、かつ、災害イメージの類型化(詳しくは次項で述べる)の基礎ともなる重要な案件である。

人間科学が考察の対象とするさまざまな問題領域の中で、災害現象がとりわけて「現場」性が明確な事象であることは明らかであろう。中でも、本章のテーマである集中豪雨や、阪神大震災に代表される直下型震災などは、被災地という災害の「現場」(に存在した人々)と、そうでない地域(に存在した人々)を峻別する。なぜなら、こうした災害においては、その契機となった物理的激変が及ぶ範囲が時空的に非常に明確に限定されるからである。したがって、コミュニケーションを通して構成される災害イメージについても、その過程に従事する人々がどの程度「現場性」を帯びた人間であるかに応じて、その内容が大きく左右されることが予想される。すなわち、「現場性」の程度に依拠して災害イメージ(の形成過程)を整理・分類することが、有力なアプローチとして浮上するのである。

例として、まず、次のような人々を考えてみよう。豪雨の中、腰まで水に浸かって家路につくこと、瓦礫の下から死にものぐるいで這い出すこと、一瞬にして崩壊したわが家を呆然と見つめること、等などの体験を考えてみよう。これらは原理的に、その時その場(これが「現場」である)に存在した人間のみが、その五感を通して直接に感受できる体験である。加えて、彼らは、単に日常とは異なる物理的環境を突如知覚しただけではない。それを前提として自らの生命(ないし、生活)を確保するという、ある意味でもっとも実践的な営みの渦中にもあったと言える。したがって、彼らのコミュニケーションの大半は、未曾有の物理的激変が自らの人生・生活に及ぼした(ないし、今後及ぼすであろう)計り知れない影響を一つの現実として再定位させていくことに費やされる。たった今までそこにあった我が家が消失した、普段買い物に通ったスーパーが瓦礫と化した、といった圧倒的な物理的激変を不可避の環境的制約条件として引き受けながら、自らの生活世界を再構築しなければならない——この目的のために、彼らのコミュニケーションは総動員されるはずである。重要なことは、実際に知覚可能であり、自らを取り巻く環境として対峙してくる「現場」が、コミュニケーションにとって抜きがたい存在となる点である——そのことの是非はともかくとして。

一方、例えば、被災地から遠く離れたある場所で、被災地救援のための行政を執行する立場にある人々を考えてみよう。まず、かれらは「現場」には不在であったとい

う単純な、かつ、動かしがたい事実を確認しておこう。この結果として、基本的には、彼らは「現場」そのものではなく、それを言葉によって表現したもの(言語命題)――例えば、「堅牢を誇った高速道路までが倒壊!」「数千人の死者が出た」「被災地は惨状を極めているが、一方でボランティアの活躍はめざましく・・・」――に触れることになる。彼らのコミュニケーションの多くは、「現場」そのものではなく、そもそも言葉から開始されるのである――再び、そのことの是非はともかくとして。もっとも、「現場」をより生々しく伝えとされる映像・音声情報に彼らが接する機会もあるだろう。また、「現場」の視察に赴くこともあるだろう。しかし、彼らにとってその「(疑似)現場」は、その中で自らが行動を営まねばならない生活世界そのものではない。要するに、彼らの災害イメージの構成にとって、物理的激変(すなわち「現場」)は、文字通りただか一つの契機に過ぎず、その中核はもっぱら言語的コミュニケーションが担うものと予想される。なお、被災地の地元行政体に所属する人々は、上記 2 つの典型の中間的な性質を有するのかもしれない。

ここでの主張をもう一度要約しておこう。本項では、災害イメージの分析にあたっては「現場」性が重要となることを述べた。すなわち、時空的限定性が際立つ災害現象においては、①「現場」にあって、物理的激変を五感をもって直接的に知覚した人々が、あくまで「現場」を懐胎したコミュニケーションを通して構成する災害イメージと、②「現場」には端的に不在であった人々が、もっぱら「現場」を言語で表現した言語命題から構成されるコミュニケーションを通して構成する災害イメージ、この 2 種類の災害イメージを区別しうる可能性を示唆した。次項では、本項で述べた 2 つの類型を、廣松(1982)の判断論に依拠しながら詳しく論じ、あわせて、災害イメージの基底的类型を具体的に提示することにしよう。

4.2.3 事象―事態:災害イメージの基本的類型

第 1 項で強調したように、災害イメージは、主にコミュニケーションを通じて構成される。また、マスコミからの一方的会話を除外すれば、コミュニケーションの主たる部分は、人々の間で交わされる会話である。ところで、災害をめぐる会話が交わされるということは、「あの災害(より正確には、あの出来事)は、かくかくしかじかの(意味をもつ)ものであった」という判断が、複数の人々によってなされ、蓄積されていくことに他ならない。災害をめぐるさまざまな判断がなされる中で、各々の判断成態

は、間主観的に承認・排斥されていく。災害イメージは、この過程の中で、形成され、維持され、変容し、あるいは消失する。本項では、廣松(1982)の判断論に依拠しつつ、前項の議論を承けて、災害イメージの基底的な類型として、「事象」「事態」の区別を提示する。

判断は、通常、「主語－述語」(「S ハ P ナリ」)という形になっている。まず、「コノ犬は黒イ」という例に基づいて、判断の基本的な構制を確認しておこう。さて、「コノ犬は黒イ」と言うとき、その実態は、「コノ犬ノ"色は"黒イ」である。この際、眼前の対象(コノ犬)に見いだされる属性(色彩性)は、まさに今見えているコノ色、つまり特個的・特殊的な色であり、それを「黒イ」という普遍的概念に包摂するという構制になっている。すなわち、主語－述語の関係は、「主語対象のもつ特個的・特殊的属性－述語概念の表す普遍的属性」という関係である。さらに、「黒イ」という述定は、「赤イ」「青イ」「白イ」などとの区別性を即自的に含意し、また、「色」という上位概念に即した分類であることを即自的に含意する。以上まとめると、「S ハ P ナリ」という判断成態は、即自的に、「S ハ(かくかくの属性に即して)(しかじかの反照関係において)P ナリ」という構制になっている。われわれの日常的用語法においては、それを、括弧内の契機、すなわち意味構造上の規定性を省略した形で「S ハ P ナリ」と称するのである。つまり、複数の人々の間で当たり前に会話が成立するのは、括弧内の契機が共通しているからなのである。

次に、主語 S について見ておこう。判断における主語は、それについて賓述される対象を指示・提示する機能をもっている。このかぎり、意味構造の上では、判断の真の主語は、主語概念ではなく、主語の指示・提示する対象であることになる。ところが、主語に概念 S を立てるとき、主語概念 S は、対象である或るものを提示するだけでなく、その或るものが S であることをも表現してしまう。すなわち、主語概念 S の設定は、既にして「コレハ S ナリ」という判断を含意しており、「S ハ P ナリ」という判断の実態は、「コレハ S ナリ、S ナルコレハ P ナリ」という二重判断になっている。(ここで、对象的与件コレを超文法的主語という。)

判断は、その超文法的主語の違いに応じて、知覚現場的判断と概念思考的判断の2通りを区別することができる。「知覚現場的判断」とは、知覚的・表象的に現前する与件について、その如実の属性に即して、明晰判明化する判断である。つまり、超文法的主語コレが時空的に定位可能な具体的対象(表象でも可)であって、視覚的・聴覚的・

触覚的…に現前するその対象をPとして述定し、分節化するのが「知覚現場的判断」なのである。もちろん、単なる知覚現象としても、ある程度分節化は進捗する。が、知覚現場に定位しつつ、それをPと述定することにおいて知覚現場的判断が成立する。例えば、眼前にひらける夜景を眺望しつつ、「この夜景はきれいだ」、「あそこに見えるのは〇〇だ」などと判断するのが、知覚現場的判断の例である。知覚現場的判断は、時空的に定位できる具体的対象についての判断である故、知覚現場を経験していない者にとっては端的に不可能である。

一方、「概念思考的判断」とは、主語の指示する対象について、主語概念の内包的な意味に即して、明晰判明化的に行われる判断である。換言すれば、時空定位的な対象ではなく、主語概念のもつ内包的意味そのものを分節化するのが「概念思考的判断」なのである。例えば、「夜景(というもの)はきれいだ」という判断を考えよう。この場合、その主語「夜景」が、個々の夜景の特殊性を捨象した抽象的概念であって、その内包的意味に即して「きれいだ」という述定がなされている。このような判断を「概念思考的判断」と称するのである。なお、概念思考的判断における超文法的主語コレは、この例に即して言えば、“ヤケイ”という音声、すなわち、言語的能記である。この能記(ヤケイ)と結びついている所記、すなわち、能記の担う意味に関わる判断が、「概念思考的判断」なのである。概念思考的判断は、知覚現場的判断とは対照的に、言語体系を共有している限り誰にでも可能である。

さて、「S ハ P ナリ」という判断成態は、それが繰り返されるにつれて、間主観的に承認・排斥されていく。ここで、繰り返されるということではない。そうではなくて、例えば長崎大水害について、「あの災害は怖かった」「あの災害は人災である」「あの災害は悲惨な帰結をもたらした」などなど、多種多様な判断が飛び交うことをいう。意味構造上の規定性(かくかくの属性に即して)(しかじかの反照関係において)を変化させつつ判断が繰り返されることで、長崎大水害の同位概念との示差的区別が次第に明確になっていく。そして、それと相即して、当該の判断成態が妥当する人々の範囲が確定されていく。

こうした過程の中で、判断成態は、まさに「自存化」するに至る。ある判断成態がある集合体の人々全員に(間主観的に)妥当するということは、その集合体の特定の誰にも妥当しないということと同値であり、それ故、もはや各私的なものではありえな

い。自存化した判断成態、すなわち、災害イメージは、そこにモノがあるように、人々に対峙してくるのであり、その意味において、人々の生活世界の一部を形作るものである。(つまり、災害イメージは、各個人の頭の中に収納されているわけでは断じてない。)

このように、会話を通じて判断成態が自存化していくことが、災害イメージ形成の実態なのである。ところで、判断には 2 通り—知覚現場的判断・概念思考的判断—を区別することができた。従って、災害イメージにも、それが依って立つ判断の種類に応じて 2 つのタクソノミーが存在する。「事象」「事態」がそれである。「事象」とは、知覚現場的な判断成態が自存化したものである。それ故、それは、われわれの眼前にひろがり、当たり前存在すると間主観的に認定されている世界そのものに他ならない。一方、「事態」とは、概念思考的な判断成態が自存化したものである。「事態」は、間主観的に真、ないし、自明とされる命題に他ならず、数学の公理体系を典型とするような抽象的な命題の体系を形成する。

以上論じてきたような災害イメージの形成は、日常世界とは隔絶された真空の中で行われるわけでは決してない。災害イメージの形成、すなわち、事象化・事態化は、未曾有の出来事を生活世界の中に位置付け、馴致化(Moscovici,1984)させていくことに他ならない。それ故、長崎大水害が事象化されるか、事態化されるかの相違、さらには、その具体的内実の相違は、その集合体の人々が住まうところの日常的な生活環境、すなわち、生活世界の違いを反映する。

4.3 事例報告

4.3.1 長崎大水害について

本項では、長崎大水害が有していた特徴を 2 点指摘する。予め要点を述べるならば、長崎大水害の 2 つの特徴は、長崎大水害について夥しい数の災害イメージを許容する状態を醸成していた。なお、災害の詳細、発災後の事実経過については、第 3 章第 3 節を参照されたい。

特徴の第 1 は、被災地長崎市の事情に関わる。長崎市は、斜面都市と言われる通り、坂が多く平地部分が極端に狭い地形をしており、「市楼、地を籠めて空闊なし」(梁川星巖)と詠まれるほど、平地はもとより斜面地の上部に至るまで住宅が密集している。

同時に、長崎市は、眼鏡橋をはじめとする石橋群を有する観光都市でもあり、人口減に悩む一地方都市でもある。こうした事情によって、長崎市は、災害以前から、相互に関連する多くの都市問題を抱えていた(高橋, 1992; 1993)。例えば、良好な住宅地の確保、急斜面宅地の安全確保、水資源確保のためのダム開発(利水)、急流かつ狭小な河川の氾濫防止(治水)、斜面宅地における消防体制の確立、観光資源(眼鏡橋など)の保全と景観維持、などである。長崎大水害は、これらの問題が複雑に絡み合っているところに、突如、起こった。その結果、そのもたらした影響は多方面に及ぶこととなり、また、復興事業をめぐるコンフリクトを顕在化させることにもなった。

特徴の第2は、長崎大水害が生じた時点(1982年)に関わる。長崎大水害が生じた時期は、「ゆたかな社会」が日本にも定着した時期と言ってよい。第1章でも述べたように、「ゆたかな社会」がもたらした帰結は多岐に渡るが、人々の災害に対する姿勢にも、重大な変化をもたらしたといえる。一言で言えば、それは、防災施策に関して、災害から人命や財産を守ることは言うに及ばず、「ゆたかさ」に裏打ちされた多様な要求がなされるようになったということである。

こうして、長崎市の特殊事情と時代背景とが相俟って、多種多様な災害イメージを許容する素地があったことが、長崎大水害の大きな特徴であったと言えよう。

4.3.2 4つの会話の場

本項では、調査の概要を報告する。第4節での分析の対象とする4つのグループについては、その概略を紹介するとともに、会話の収録状況についても報告する。第4節で論じるように、われわれの分析にとって、これらの情報が非常に重要な意味をもつからである。

・調査期日： 1993年7月27,28日(行政、守る会、学生、A自治会、B自治会)
1994年8月4日(婦人団体T会)

・調査対象： 次の6グループを調査の対象とした。すなわち、行政機関に勤務する人々、市民団体(守る会)のメンバー、大学生、A自治会の役員、B自治会の役員、婦人団体(T会)のメンバーである。本研究では、そのうち、行政、M会、A自治会、B自治会の4つのグループを、分析の対象にすることとした。分析の対象とした4つのグループについては、すぐ後に概略を紹介する。

なお、いずれのグループもわれわれの依頼をうけた長崎大学工学部T教授の紹介で

あり、したがって、各グループへの最初のコンタクトは T 教授を介して行われた。われわれが調査対象であるグループの人々と接触したのは、待ち合わせ場所や時間の確認のための電話連絡を除けば、調査当日が初めてであった。T 教授の方からは、「大学の先生が長崎大水害について話を聞きたがっているから協力して欲しい」という旨の要請がなされたようである。

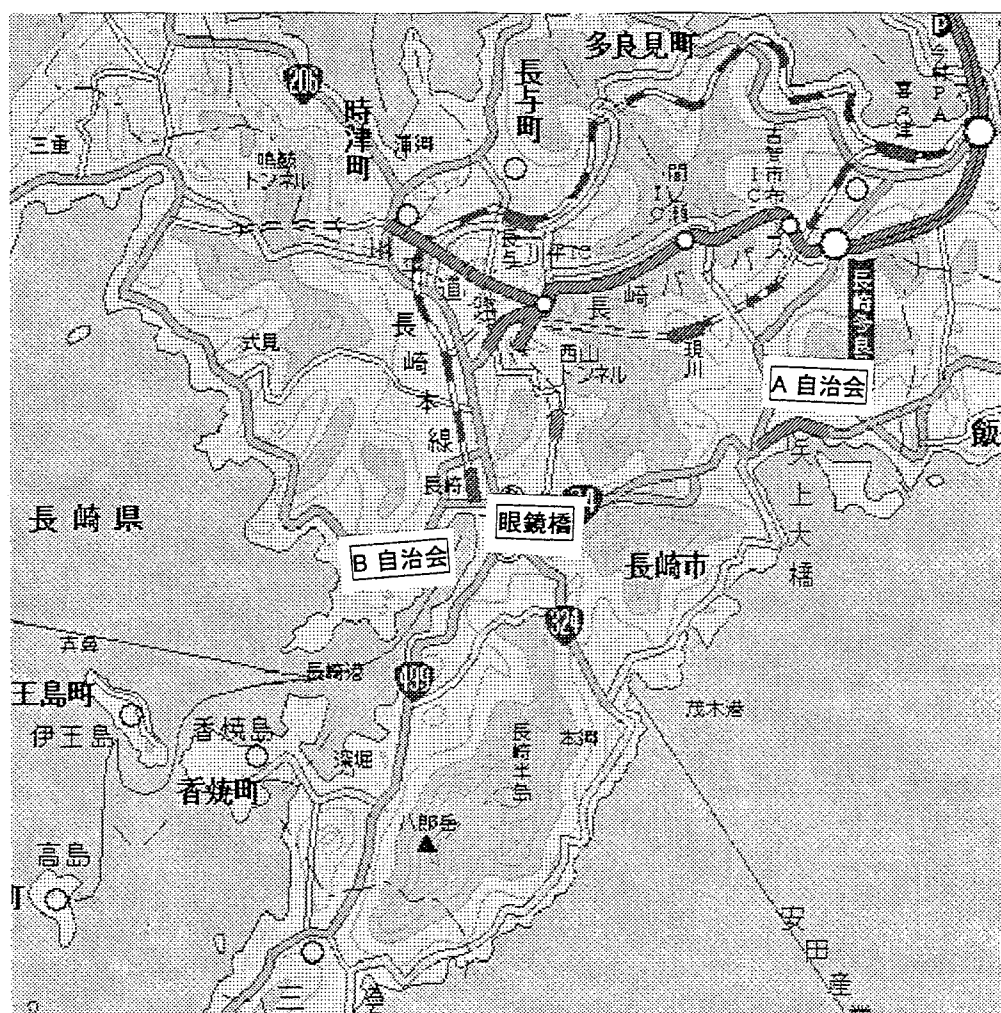


Figure 4-2 長崎市地図(A 自治会と B 自治会の位置関係)

・調査方法： それぞれのグループの方に、会議室などの小部屋に集まってもらった。原則として、グループの人々同士で長崎大水害に関わる会話をしてもらい、その様子をテープレコーダーで収録した。冒頭で、「皆さんが、常日頃、災害(長崎大水害)についてごく普通にしゃべっていることを知りたい」という調査意図を明らかにし、また、

会話を円滑に進ませるための材料として、資料や写真集を数冊準備した。グループ内部の会話が始まってからは、われわれが退出したケースもあるし、その場に同席していたケースもある。インタビュー形式を避けてグループ内部での会話にこだわったのは、言うまでもなく、われわれが各グループの会話の内容に極力影響を与えないよう配慮してのことである。ただし、(原則的にと限定した所似であるが)われわれの要求が聞き入れられず、インタビュー形式を採らざるをえなかったグループもある。

ここで、留意すべき点を指摘しておきたい。すなわち、得られた会話データは、第一義的には、その時その場に集まった人々についてのものである、ということである。この意味で、われわれは、彼らの会話が、彼らの所属する母体組織を代表するものとは考えない。しかし、人々は、複数の集合体に同時に属している。会話の場という集合体も、そのみでは自存しようもなく、日常的に存在している多くの集合体に極めて多くの影響を受けている。それ故、各会話の特徴をその母体組織と関連づけながら考察していくことが有効かつ必要と考える。

・4つのグループの概略

①行政

長崎市役所に勤務する5名の方に、長崎市役所内の会議室に参集願った。ただし、実質的に会話に参加したのは、その内4名の方である。全員、防災・土木・都市計画など、何らかの形で防災に関わる仕事に携わる(あるいは、携わっていた)人々である。なお、発災直後は、県防災都市構想策定委員会や県防災検討委員会といった防災対策の専門機関が設置され(長崎県土木部,1984)、市役所の中にもこれらに参加した人がいたが、現在は、市役所内に防災を専門にする部署はなく、それぞれの部署ごとに、それぞれの専門領域との関連で防災対策を行っているという現状である。それ故、今回集まったメンバーが、災害について日常的に会話をする機会は、殆どないものと思われる。以下、4名のメンバーについて、順に紹介していこう。

S氏：長崎市総務部総務課防災対策係勤務(消防指令補)。平山台在住。発災当時は、中央消防署の警防研究課に勤務していた。当時住んでいた深堀町は、比較的被害が少なかった地域である。当日は、姉を迎えに長崎駅方面に行き、浸水のために帰れない羽目になった。大水害翌日からは、奥山地区の土石流による犠牲者の救出活動に従事した。現在は、自主防災組織の結成を中心に、市民の防災意識を高めていくことに力を入れている³⁰⁾。具体的な広報活動としては、各自治会長を対象に、電話・文書・

説明会の開催を通じて、自主防災組織の主旨を説明し、結成を促している(cf.岡林,1990)。S氏自身、平山台2丁目自主防災組織のリーダーを務めている。また、行政管轄の災害に関する情報組織として防災行政無線があるのだが、機械が老朽化していることと、新興住宅地の開発に対応できていないことについて、対応策を検討中である。

I氏：長崎市都市計画部都市計画課勤務(地域計画係長)。白鳥町在住。長崎市は、斜面地や崖が多く、大雨による崩壊事故も多い³¹⁾。ただ、そうした斜面地には私有地が多く、その持ち主は上部に住んでいるので、崖崩れなどがあつたとしても、直接的に生命・財産への危険性がない。そのため、危険箇所の補修に対して関心が薄い場合が多く、そういう人々を対象に個別交渉をし、危険箇所の補修を説得するという仕事をしている。

C氏：長崎市都市開発部都市整備課勤務(企画係長)。発災当時は、都市計画課に勤務していた。石橋が決壊する直前の中島川を濁流が襲う光景を、目の当たりにしている。それ以来、(都市計画の仕事に携わりつつも)大きな災害を全て受け止めるばかりでなく、身をかかわして逃げることも重要、という考えをもっている。ただし、氏自身は、長崎大水害による直接の被害を受けておらず、防災について意見を述べる際に「負い目」を感じている。

E氏：長崎市土木部道路建設課勤務。発災当時は、道路維持課に勤務しており、道路の災害担当だった。発災時は、住民からの苦情に応じて、田上地区に出向いたが、浸水が激しく、帰路につくことも連絡をとることもできず、行方不明騒ぎになった(らしい)。いわゆるハードな面からの防災を専門にしているが、道路の復旧にしても河川の復旧にしても、原形復旧が基本であり、災害を完全に抑え込めるような防災対策はできていない、という見解をもっている。

会話メンバーの方には、長崎大学工学部のT教授を介して、S氏の口利きで参集願った。ただし、会話収録日以前には、単に、「大学の研究者が、災害について話を聞きたがっている」としか伝えられていなかったようである。会話の冒頭で、研究の主旨を説明し、仲間うちで会話をするよう依頼したのだが、受け入れられず、結局、われわれとの間のQ&A形式による会話となった。時間は、約1時間である。

②中島川を守る会

守る会のメンバー3名に、市内の会議室に参集願った。守る会の概略については、第3章の記述を参照されたい。以下、3名のメンバーについて紹介していこう。なお、

3名とも、長崎大水害当時は長崎市内に在住しており、同水害を体験している。また、定期的に会合を開いているため、災害について日常的に会話をする機会も多い。

A氏：守る会事務局長。元高等学校教員。夫婦川町在住。生粋の長崎人で、過去に諫早大水害³²⁾も経験している。長崎大水害の被害がかくも大きくなった元凶として、昭和29年に銅座川が中島川に直角に接がれ流量が確保できなくなったことと、乱開発で危険の多い高台にまで宅地が造成されたことを挙げている。また、中島川石橋群の復興をめぐる「防災か景観か」論争³³⁾にふれて、防災を考慮しても石橋にするのが最良であるとしている。なぜならば、近代橋は洪水などでも流失しないため、流木などをせき止めて浸水被害を拡大させてしまう恐れがあるが(実際、諫早大水害で被害が大きかった理由の一つがこれである)、石橋の場合、大きな洪水などがあれば即座に流失してしまうため、浸水被害が少なくすむからである。守る会の中心的メンバーとして、水害により半壊した眼鏡橋の復元に尽力し、結果として、眼鏡橋は現地に復元された。ただし、復元された眼鏡橋の形状や周辺に建設された暗渠バイパスについては、妥協の産物であるとして不満をもっている。こうした見解を積極的にアピールする一方で、災害に対して無気力・無関心である長崎人氣質(「仕方なかさ」)や、氏の(あるいは、守る会の)見解に耳を傾けようとしない行政に対しては、批判的である。なお、現在も、中島川上流の高麗橋、阿弥陀橋の復元運動に尽力している。

K氏：NS大学工学部教授。環境工学専攻。界町在住。氏の防災についての主張は片寄(1992)に詳しいが、その大意は次のようなものである。「災害は、基本的に「人災」であって、防災施策にしても、災害を抑え込もうという発想ではなく、全一的なまちづくりの一部として位置づけ、その観点から実施していかなければならない。また、「防災か景観か」という問題設定はナンセンスである。何故なら、防災に関しては、セキュリティの確保をするのが第一の目標であって、それを満たすという条件下で、アメニティの拡充をしていくというのが筋だからである。」県防災都市構想策定委員会にもメンバーとして参加し、長崎大水害後の復興過程にも一定の影響を与えた。ただし、結果として、長崎市の安全性は、全体として一つも高まっていないとしている。眼鏡橋周辺の暗渠についても、A氏同様批判的であり、かえって危険になったという評価を下している。このように不満も多いものの、守る会の活動に関しては、当時を振り返って、肯定的な評価を下している。また、自身の専門の関係上、他の水害事例についての見識も広く、会話の中でも、鹿児島水害(1994年7月)やフィレンツェ

水害(1966 年)の事例に言及している。なお、自身の訪れた町並みの写生を趣味にしており、これまでに何冊かの画集を出版している。

M 氏：N 大学商科短期大学部教授。地域経済学専攻。かき道在住。長崎大水害の死者は、大半が土砂災害によるものであるが、その原因として、野放図な開発志向を指摘し、都市開発のあり方を再考する必要性を唱えている(宮入,1993)。他の 2 名同様、大水害後の復旧によって都市の安全性が高まったかどうかについては、疑問を抱いている。

調査当日は、われわれが約束の時間より早く到着してしまったため、メンバー全員が揃うまでの間、A 氏に話を伺っていた。ほどなく残る 2 人が到着し、調査を開始した。まず、われわれの方から、調査の主旨を説明し、仲間内での会話を始めるきっかけとして、市民の防災意識を高揚させるためのパンフレット作成という架空の想定で、長崎大水害についての会話をしよう依頼した。それを承けて、3 人の間での会話が開始された。会話中は、われわれも同席し、彼らからの問いかけには適宜応答し、あるいは、こちらからも多少の質問をした。災害・防災に関する彼らの意見は、時には一致しない場合もある³⁴⁾。しかし、全体として、住民の立場にたったまちづくりの視点からの復興が必要であること、眼鏡橋の復興は公平に見て満足のいくものではなかったこと、といった基調路線については、3 名とも見解がほぼ一致している。会話時間は、3 名が揃ってから約 1 時間半に達し、ひとまず終了した後も、しばらくこちらからの質問に応じていただいた。

③A 自治会

現在、自主防災活動を積極的に行っている自治会のメンバーに、同地区の公民館に参集願った。同自主防災組織は、昭和 58 年 6 月 24 日に結成され、上の区、中の区、下の区の 3 つの組織に分かれている。会員数は、それぞれ、783 人、721 人、582 人である(平成 3 年 6 月 1 日現在、長崎市防災会議・長崎市水防協議会,1991)。今回、協力いただいたのは、次の 9 名の方々である。

N 氏：上の区の代表者、総括担当。

S1 氏：上の区の消火担当。

W 氏：中の区の代表者、総括担当。

Y1 氏：中の区の消火担当。

M 氏：中の区の避難誘導担当。

S2氏：下の区の代表者、総括担当。

U氏：下の区の消火担当。

I氏：下の区の避難誘導担当。

Y2氏：下の区の救出救護担当。

同地区は、地盤の弱い山麓地域に位置しており、土砂崩れや鉄砲水などの災害の危険が大きいと考えられている。長崎大水害では、土石流(椎の木が滑り落ちてきた)に巻き込まれて1名が死亡したほか、土砂崩れや、暗渠の入り口や排水口が詰まってしまったための浸水によって、住宅も大きな被害を受けた。排水暗渠が詰まった理由としては、ナイロンがかぶさって塞いでしまった、という(自分達の)不注意を指摘している。また、住宅の浸水害がひどくなった原因として、ブロック塀で敷地を画していたため水かさが上がるのが早く、浸水した水がなかなか引かなかったこと、道路に排水溝がなく大雨が降れば川のようにになってしまうこと、などを挙げている。土砂崩れの被害に関しては、コンクリートによる地盤基礎工事がきちんとなされていないことを指摘している。また、会話収録日の直前にも、大雨のために排水暗渠が詰まるという事故に見舞われている。

会話でもしばしば明言されているように、行政に対しては不満が多い。不満の理由は、主に、上記のような問題を取り上げて的確な対処をしようとしなかったこと、役所の規則やジャーゴンを楯に自分達の言い分に耳を傾けようとしなかったこと、に要約される。そして、実際、行政当局に対しては、積極的に陳情・請願を繰り返しているものの、具体的な成果は乏しい。また、自ら積極的に自治会活動(自主防災活動)を展開する一方で、役員に名を連ねていない自治会住民が、さまざまな問題を全て自治会任せにしている風潮に対して憤りを覚えている。このような話題について、仲間内で日常的に話し合う機会も多いようである。

会話の場は、前述のT教授の知人で行政機関に勤務する方にアレンジメントをお願いした。ただし、会話収録以前には、「大学の研究者が、災害について話を聞きたがっている」としか伝えられていなかった。調査当日は、冒頭で、われわれの研究の主旨を説明し、災害について日常的に交わしているような会話をしてほしい旨を強調した。それに対して、彼らは、会話の内容を行政機関への不満として当局に伝達するよう、われわれに要請した。その後、N自治会長の音頭で会話が始まったが、最初の話題は、(長崎大水害ではなく)収録日直前の大雨で排水暗渠が詰まったことに対する行

政の対応への不満であった。長崎大水害当時のことが話題にのぼるのは、会話もほぼ中盤にさしかかった頃であり、この点は、同グループの会話の特徴の一つである。なお、会話がなされている間、われわれは(テープレコーダーを残して)退席した。会話時間は、われわれが退席してから約 40 分である。

④B 自治会

A 自治会と同様に、自主防災活動を積極的に行っている自治会のメンバーに協力いただいた。場所は、会話メンバーの一人である同自治会長宅を提供していただいた。同自主防災組織は、昭和 58 年 6 月 20 日に結成された。会員数は、578 名である(平成 3 年 6 月 1 日現在、長崎市防災会議・長崎市水防協議会,1991)。昭和 61 年以来、毎年定期的に避難訓練を開催している。今回協力いただいたのは、次の 2 名である。

D 氏：自治会長、総括担当。

K 氏：自治会副会長、情報伝達班担当。

同地区は、普賢岳の山麓に位置しており、現在でも大雨時の土砂崩れの危険は解消されていない。また、都心からはやや離れており、中心部との接続は、僅かに道路 1 本しかない。過疎化・高齢化も相当進んでおり、実際、2 人の会話メンバーもかなり高齢であった。長崎大水害では、普賢岳の土砂崩れ・鉄砲水により、死者 5 名をはじめとして、家屋数棟が全壊するなど多大な被害を受けている。さらに、中心部との連絡道路が決壊したため、被災後数日間は孤立状態を余儀なくされており、食料や生活用品の配給に、自衛隊のヘリコプターが出動した。また、数日の間、避難警報が解除されなかったため、自宅に戻れなかった人も多く、その留守を狙った空き巣が頻出するとの噂も流れた。長崎市内でも最も被害の大きかった地区の一つであり、マスコミによるインタビューなども、かなり多く行われていたようである(cf.高橋,1994)。なお、長崎大水害後、砂防ダム 7 基が建設されたものの、未だに大雨時の不安は解消されていない。

会話の場は、A 自治会と同様、T 教授の知人で行政機関に勤務する方にアレンジメントをお願いした。また、ここでも、われわれの研究の主旨は、事前には全く伝わっておらず、単なるインタビューのように思われていたらしい。われわれが到着した時には、自治会長一人しかいなかったため、急遽、副会長宅に連絡をし、来てもらう、という一幕もあった。冒頭でわれわれの研究の主旨を説明したが、仲間内でざっくりらんな会話をしてほしい、というわれわれの要請は、彼らを当惑させるものであった

らしく、会話中もしきりに、「先生方の方から問いかけてもらわないとやりにくい」との台詞が聞かれた。結局、彼ら 2 人の間での会話は実現せず、われわれを介した会話とならざるをえなかった。特徴としては、他のグループに比べて、会話中の沈黙の時間が非常に長い。会話時間は、冒頭のインストラクションも含めて約 70 分である。

4.4 各グループの長崎大水害をめぐる災害イメージの特徴

本節では、前節までの議論と各グループの概略を踏まえた上で、各グループの会話トランスクリプトを分析し、各グループの長崎大水害をめぐる災害イメージの特徴を明らかにする³⁵⁾³⁶⁾。第 1 項では、各グループの会話トランスクリプトの内容分析を行い、それぞれのグループの長崎大水害をめぐる災害イメージを、事象－事態の簡単から観点から分類する。第 2 項では、われわれの要求に対して各グループがどのように応え得たかについて、いわばメタ的に分析し、それを通じて、各グループの災害イメージの特徴を検討していく。

ここで、本研究で用いる「会話分析」について、若干の説明をしておきたい。会話分析を通じて人々の生活世界を検討することは、エスノメソドロジー(Garfinkel, 1967; Leiter, 1980)の中心的主題でもあり、これまでに、さまざまな指標に基づいた会話分析研究が蓄積されている（例えば、山田・好井, 1991; 好井・山田・西阪, 1999）。ただし、エスノメソドロジーにおいて会話分析といわれている研究視角と本研究におけるそれとの間には、大きな相違があることも強調しておかなければならない。エスノメソドロジーにおける会話分析研究は、ある一続きの会話の秩序性を組み立てているメカニズムを明らかにすることを目的としている(e.g. Sacks, 1972; Schegloff & Sacks, 1973)。それに対して、本研究の手法は、日常会話を素材としている点では共通性をもつものの、語彙や定式化された表現に焦点をあてて、人々の災害イメージの内実を明らかにすることを目的としている。つまり、本研究にいう会話分析は、分析の対象とするデータが会話トランスクリプトであることによる呼称であって、エスノメソドロジーなどにおける従来の用法とは方法的に相違があることを断っておく。

4.4.1 会話の内容に関する分析

4.4.1.1 発話の特徴に関する分析

ここでは、各グループの災害イメージが「事象」的であるか「事態」的であるかについて、会話の中から特に注目すべき発話を引用しつつ、探索的に検討する。ここでまず着目すべきは、災害(長崎大水害)をめぐる発話の「現場」性であろう。発話者のもつ災害イメージが事象的である場合、知覚現場に依拠した発話が多くなるだろう。特に、彼らが共在していた知覚現場の光景やそこでの体験そのものを具体的に表現し、確認し合うような発話が多くなることと思われる。一方、発話者のもつ災害イメージが事態的である場合、抽象的な概念に依拠した発話が多くなるだろう。そこでは、「現場」での体験について生々しさを表現するというよりも、それらと結びついた、災害に関わる「抽象的」な諸概念を前提とした発話が中心となるだろう。極端な場合、災害体験の現場性が全く捨象されることもあるだろう。

もちろん、発話中のどの会話に注目し、取り上げるかは、研究者の判断による。ここでの分析は、その意味で恣意的な側面がある。この問題については、次の単語の使用頻度の分析で補うこととする。ここでは、4つのグループがもつ災害イメージについて、その概要を見極めることが当面の目的である。以下、上述の了解を踏まえて、各グループの災害イメージの特徴について検討していこう。なお、分析に先立って、いずれのグループの人々も、長崎大水害を直接体験していることを強調しておく。

①行政

結論からいえば、彼らの災害イメージは、事態的であるといえる。われわれがこのように判断する理由を、2点にまとめて提示しよう。第1に、彼らの災害をめぐる発話は、徹底的に「現場」性を欠いている。ここで銘記すべきは、彼らはそのほとんどが、長崎に在住しており、長崎大水害を直接体験した、ということである。つまり、水害当時、物理的激変の渦中であって、凄惨な知覚現場を目の当たりにしていた。特に、B氏は、当時を振り返って次のように語る。

B:「翌朝、奥山の方に行ったんですけれども、もうすごい壊れようですね、ちょっと想像を絶するような被害だったんですけれども、もうそれから掘り出し作業ですよ。何人も死体が出ましたですけどね、ええ、実際に掘り出した・・・」「中にはこう守るようにして、折り重なるようにして死んでいるところもありました。」(発話例:1)
まさに典型的な災害「現場」というべきであろう。B氏に限らず、彼らの中には、災害の凄惨な現場を目の当たりにした者も多かった。その意味では、彼らにとって、知覚現場に依拠してその内実を描写・確認する発話も潜在的には可能であったはずであ

る。にもかかわらず、彼らは、このような体験を生々しい言葉で描写することなく、現場性を離れた抽象的な言説へと回収させていったのである。

B:「(被害の大きかったところでも、地域の)リーダーがいる地区は助かってる所が多いんですよ・・・それでリーダーを作ろうということで(自主防災組織をつくるためのキャンペーンを)やってるんです。」(発話例:2)

第 2 に、それぞれの分野に引きつけた形での発話が多い。例えば、防災対策係に勤務する B 氏は次のように言う。

B:「去年はですね(長崎大水害から)10 周年ということで、大々的に防災パレードとか、市民に対して大水害の教訓を忘れないようにということで運動をですね・・・。」(発話例:3)

あるいは、都市計画課に勤務する C 氏は、次のように言う。

C:「・・・こういう斜面都市なんですけれども、結構、あの、密集して建ってますんで・・・土砂崩れですとか、土石流とか、それ以外に今度は火災なんか危険なわけなんです。」(発話例:4)

長崎大水害を忘れないことが防災上重要であり、都市計画はさまざまな災害に対して備える必要があり・・・このような発話は、彼らの災害イメージが事態的であることを示している。なぜなら、防災、都市などといった他の概念と結びつけて発話することは、そもそも災害(長崎大水害)を概念化して捉えていることを意味しているからである。

しかも、こうした発話は、彼らの仲間内で交わされたものではなかった。詳しくは次項で述べるが、「長崎大水害当時のこと、あるいは、現在の防災のことなど、なんでも自由にお話し下さい」というわれわれの問いかけに対して、われわれに対して発話がなされたのである。仲間内での会話が成立しなかったこと自体、彼らの会話がおよそ同じ「現場」をめぐるなされたものではないことを示しているように思われる。

ところで、次の D 氏の発話は、事態的な災害イメージを持つことの長所を示すものとして、注目に値する。

D:「例えば、あの雨って 100 年に 1 回・・・非常に希にある自然的脅威なわけで、それをそのまま受け答えるような都市づくりっていうのをやるんじゃなくて、それを受け流すようなやり方の方がいいんじゃないかと・・・。」(発話例:5)

このように、個別的な現場とは直接に対応しない一般的な提言ができるのは、事態的

な災害イメージをもつことの帰結であり、長所であるといえる。この点は、後述の A 自治会とは対照的である。

以上、行政の災害イメージは事態的であることが示唆される。

②守る会

彼らの災害イメージも、事態的であるといえる。われわれがこのように判断する理由は、大きく分けて 2 つある。まず第 1 に、長崎大水害を他の水害と比較して語る発話が多い。例えば、われわれが長崎を訪れたちょうどそのころに鹿児島を襲った水害について、頻繁に言及されている。

K:「鹿児島は長崎水害の教訓を何一つ・・・研究してないの。病院がね、やっぱ地下室やられたんですよ、浸水してね・・・長崎のだから教訓ってのは、ほとんど伝わってないのか、それとも不勉強であったのか、これは鹿児島の人が問われるべきだと。行政も住民もさ、鹿児島市民も一体何をしとったんだろう、長崎からあの人たちは何も学んでないじゃないか・・・偉そうに言ったけど長崎もさ、現実には同じだな」(発話例:6)

また、60 年代にフィレンツェを襲った水害や、京都の鴨川の護岸工事計画などについての発話も見られる。

K:「イタリアのフィレンツェの水害・・・観光地なんだけど、さすが観光地ですね。つまりね、転んでもただで起きないから・・・水害をうたった詩とかね、絵とかそういうものの本がね・・・水害と文化財とからめた形で、その水害そのものを、売り出すとか、観光資源で・・・せつかくの長崎で起こった水害だから、それもやっぱりどうやって復興してきたか、そこでどんな議論がされたか、そのこと自体が世界的な話題になって、それ自体観光資源になって、それが跳ね返ってきて街がよくなると。まあ、そういうストーリーがあると、まあええとかねがね思っておるんですけど。」(発話例:7)

このような、他の災害を引き合いに出して長崎大水害と比較する発話は、彼らの災害イメージが事態的であることを示しているだろう。なぜなら、長崎大水害と他の水害とを比較するためには、それらの間の概念的な結びつきがなくてはならないからであり、さらに、それらを包摂する上位概念をも前提とするからである。

第 2 に、行政の場合と同様、他の概念体系に位置づけるような発話が多い。言い換えれば、長崎大水害が未曾有の被害をもたらした原因、あるいは、長崎大水害や長崎

の人々の防災意識の特徴などを、分析的に表現する発話が多い。例えば、K 氏、M 氏は、職業柄、彼らが専門としている学問体系に位置づけるように発話をするがあった。

M:「長崎市の都市の計画も、また相変わらず開発志向型ですね、死者があったところは、斜面の土砂災害のところを野放図に開発したということが、大きな原因であったことには違いないんですね。」(発話例:8)

K:「長崎水害でやっぱり印象的だったのは、人の亡くなった斜面崩壊の問題と都市部の浸水害っすよね。それから文化財の保存と防災対策の両立、この辺が大きいテーマやった。」(発話例:9)

また、A 氏も、長崎大水害について、長崎人気質などと結びつけて語る。長崎大水害や、長崎の人々の災害観について、いわば素人理論的に説明・解説を試みようとするのである。

A:「長崎人の気質を一言でいうとね、「仕方なかさ」ってもんなんです・・・10 年はおろか何カ月か経ったらころっと水害のことは忘れてしまって、何か言うてももう「仕方なかさ」なんですね。」(発話例:10)

こうした、関連する概念と結びつけて、長崎大水害を説明しようとする志向は、彼らの災害イメージが事態的であることを示していよう。

ただし、先述の行政の場合とは異なり、3 人が共通して会話の対象とする知覚現場は存在しているようである。例えば、次の発話は、銅座川の改修をめぐるなされたものである。銅座川は、昭和 29 年の改修で、中島川に直角につながられた。そのため、大雨の時には氾濫しやすくなっている。

A:「私、土砂降りの時に何回か見に行ったことがあるんですよ、十八銀行の裏の」

M:「ええええ」

A:「本流がバーッと流れると、銅座川流れ切りませんもんね、直角だから。あれが鋭角にくっつけているならまだしもね」

K:「そうですね、Y だとね」(発話例:11)

明らかに、同じ「現場」を共有しつつなされている会話といえる。実際、彼らは、第 2 節で述べたように、長崎市のまちづくり運動に積極的に取り組んでおり、長崎大水害後も、眼鏡橋・中島川をはじめとする災害現場について、皆で詳細に実地観察する機会が多かった。

以上のように、長崎大水害をめぐる彼らの災害イメージは、ほぼ事態的であるといえよう。ただし、上述の行政とは異なり、皆に共通して会話の対象とすることのできる知覚現場が存在していることも示唆される。その意味では、彼らの災害イメージは、事態的であるとしても、行政のそれとは質的に異なる可能性があるといえる。この点については、次項で論じる。

③A 自治会

彼らのもつ災害イメージは、事象的であるといえる。そのように判断する理由を 2 点に整理しよう。第 1 に、われわれが「長崎大水害について自由に会話をしてほしい」と依頼したにもかかわらず、まず会話の話題となったのは、会話収録日直前の大雨で近所の排水暗渠が詰まったということであった。つまり、会話の場に居合わせた皆が直接体験した出来事が話題となり、その時の様子を具体的に描写し合う発話が続いた。

「あそこにあの、こんど木の根っこのはさまってたでしょう・・・それにこんな木の根っこがはまって、あの杉なんかの枯れ枝が流れてきよって。」(発話例:12)

「それだからやっぱ 23 センチくらいの水が道路を流れてるだろうな」「流れとる流れとる、トモンデさんからそこの辺までもう木の皮がたくさん流れていた」「そしてこの森山さんの車庫にさ、水がだいぶん入った」「そうそうそうそう、下に流れてた」(発話例:13)

会話も半ばを過ぎる頃、次の発話があり、その後は、長崎大水害当時のことが話題になっていく。

「今日は、まあその防災のことについてらしいから、防災のことをしゃべらないといけないけど、57 年の災害の時にさ、私の家の前は全部浸かったから、その浸かった理由がさ、何でもないんだ、水切りにナイロンがふさがってしもうて水が溜まった、道路の」(発話例:14)

ただし、発話の内容には、長崎大水害当時のことが話題となった前後でほとんど異ならないように見える。

「それから草とか木の葉なんかもつまってしもうた」「草とか木の葉なんか隙間があるけど、ナイロンばかりはピタツとしとってどうにもならん」(発話例:15)

「あらオオタさんが死んだでしようが、57 年の水害の時に。あれもあの椎の木のこんなに太いのが」「そうそうあれが滑り落ちてきて」「バクーッときたんだから」(発話例:16)

重要なことは、直接の話題が長崎大水害当時のことであっても、あるいは、最近降った大雨のことであっても、彼らの会話が、彼らに共通の直接体験を基盤としており、さらにその具体的内実を極力言語化する努力がなされている(かに見える)ことである。

第2に、彼らは、上に例示したように、彼らに共通する知覚現場を描写し合うような発話をするだけでなく、現場と乖離した抽象的な言説を擲擧しもある。次の発話には、それが典型的に現れている。

「あのイソ山の上から流れてくる水が、近頃は雲仙岳の言葉が流行ってさ、土石流が流れてきてる、ほんなことというわけさ。そして行ったら、なるほど石ころいっぱい流れてきてたよ」「何でも流れてくるのは土石流と思ってるのじゃないですか」(笑)(発話例:17)

こうした発話は、彼らの会話が自らの知覚現場に基づいているだけでなく、そのことを強固に自覚していることを意味しよう。彼らにとっては、おそらく、まず「現場ありき」なのである。そして、その生々しさを掬いとる努力を放棄してしまうような抽象的言説に対しては、非常に批判的である。実際、彼らは、しきりに行政への不満について口にしたが、その不満は、行政が既成的見解をおしつけてくるだけで、彼らの住む現場の事情を理解しないことに起因している。

「そやけん行政自体もさ、ある程度は私たちと立ち会いの上で検討してもらおうというようなやり方してもらわんと言うと、自分たちが見に来てこれはよいよいということではいかんさな」「事情がわからずによってから、もうこれ以上は手をつけませんというところじゃっけん、どうしようもなかとですわ」(発話例:18)

以上のように、彼らの会話においては、徹底的に自らの知覚現場に依拠した発話が支配的である。そして、その内実を、抽象的な言説に極力回収させることなく外部者(行政)に了解してもらいたいという動機が会話に通底しているといえる。

④B 自治会

彼らの災害イメージは、基本的には、事象的であると考えられる。このことは、彼らが長崎大水害当時のことを振り返って語るその特徴に、見て取ることができる。特にK氏は、当時の様子について、土地の言葉を使って、訥々と懐古的に語る。

K:「もうなんもかんも無かったっですよええ、そんな時はさ。もう二次、二次災害の時だっても警察がもうきよってから、避難しろ、避難しろって、とんともう、病人ば戸板にのせてですね・・・そして私が一番最後に、警察と一緒に下ったんですよ。小

学校に避難して、支所の 2 階に行ってたんですよ、公民館に」(発話例:19)

K:「だから(石が)365 個下ってきたということは、私どもも知ってたんです・・・あの石でも何でも、全部下ったんですから・・・まあこの湯呑みのような握り飯は 1 日に、1 食に 1 つずつですよ。百姓だからたくさん食べつけとるでしょ。そんなのを 1 つくらいもらって食べたって、もう胃のどこにくっついたのかわからんのですよ」(発話例:20)

K:「またこりゃ二次災害で、また死んでる人は大勢いる。もう棺桶でも何でも、自分たちが作ったつですもんね。材料がもう棺桶屋も何もかも、水に浸かってしまっていないですから・・・そやけん、ベニヤで自分たちが作ったんですよ。5 人の死体を入れるのを・・・」(発話例:21)

このような、あたかも脇の裏に光景が浮かんでいるかのような発話が、K 氏によって淡々となされた。

ただし、一方で、彼らの災害イメージが事態的であることを示唆するような発話も随所に見られる。次に示すような、防災をめぐる既定的応答が、会話中頻出した。

D:「こういう大災害があったからということで、また起こるかもわからんから、ということでですね、注意を呼びかけるパンフレットを作った方がいいですかねえ」(発話例:22)

D:「11 年前にやはり大水害があつて、こういう災害があつたっちゅうことを忘れないためにはやはり、今までのように、1 年に 1 回の避難訓練を続けていかねばいかんと思うんです」(発話例:23)

こうした発話が、先に引用した K 氏の発話とは大きく異なることは明らかだろう。少なくとも、ここには、自分たちの体験した知覚現場を具体的に語ろうとする志向は感じられない。

以上のように、一見したところ、事象的な災害イメージと事態的なそれとが交錯していることが、B 自治会の特徴といえよう。この点については、次項で考察する。

4.4.1.2 単語の使用頻度の分析

以上の分析より、行政、守る会の災害イメージは事態的であり、A 自治会、B 自治会のそれは事象的であることが示唆された。ここでは、このことをより定量的に確かめるために、事象－事態の区別を反映すると考えられる 2 つの指標を設定し、それら

の単語の使用頻度の分析を通じて、各グループの災害イメージを事象－事態に分類する。

a)災害に関連する「抽象名詞」「具象名詞」の頻度(Table 4-1)

事象－事態の相違は、一つには、災害について語る際に用いられる名詞の違いに反映されるであろう。まず、長崎大水害が事象化されている場合、知覚的・表象的に現前する災害の具体的内実を明確化しようとする以上、その光景が可能な限り直截に語られなくてはならない。それ故、災害について語る際に用いられる名詞も、その指示する対象が(素朴な意味で)具体的な物質であるような名詞が、相対的に多用されるであろう。このような名詞を、ここでは「具象名詞」と呼ぶ。

一方、事態化されている場合、抽象的概念たる災害の意味的規定性を明晰判明化しようとする以上、災害を含意する名詞、すなわち、災害の下位概念にあたる名詞が相対的に多用されるだろう。何故なら、概念は示差的な体系をなしており、それ故、ある概念の明晰判明化は、概念体系自体の明晰判明化と相即するからである。このような名詞を、ここでは「抽象名詞」と呼ぶ。

頻度分析は、以下の手順で行った。まず、各グループの会話から、災害に直接言及していると見なせる名詞を全て抽出した。次に、それらを「具象名詞」「抽象名詞」の2つに分類した。具体的には、具象名詞として得られたのは、石ころ、石、岩、木の根っこ、枯れ枝、枯れ木、泥水、泥、である。上で引用した発話の中では、発話例12～16などがその例である。一方、抽象名詞として得られたのは、大水害、水害、自然災害、災害、土砂崩れ、土石流、斜面崩壊、洪水、氾濫、浸水、濁流、である。具体的な例としては、発話例4、8などが挙げられる。それぞれのグループの会話に見られる「具象名詞」「抽象名詞」の数を機械的に数え上げることで得られたのがTable 4-1である。

Table 4-1 抽象名詞・具象名詞の頻度

	行政	守る会	A自治会	B自治会
抽象名詞	30	62	7	17
具象名詞	0	0	23	13

ところで、ここでの「抽象名詞」「具象名詞」の区別は、ごく常識的な意味に沿ったものであり、概念的に厳密に区分されるものではない。また、発話された個々の名

詞がいずれの分類になるかは、文脈を参照することによって判断している。例として、「土石流」という名詞について見ておこう。A 自治会の発話例 17 では、明らかに眼前の物的対象と直接的な対応をもたない名詞として語られている。それ故、これを「抽象名詞」に分類した。行政の発話例 4 においても同様である。もちろん、これらの発話では見られなかったものの、同じ「土石流」という名詞が災害の「現場」を直接的に指示しているような場合、すなわち、「具象名詞」として分類すべき場合もあるだろう。このような限定付きではあるが、しかし、得られた結果はある程度ロバストであるといえる。それ故、会話の特徴を捉える指標として、近似的には有効であると考ええる。

Table 4-1 から明らかなように、行政、守る会の会話では「抽象名詞」の頻度が高く、「具象名詞」は殆ど使用されていないのに対して、A 自治会、B 自治会の会話では「具象名詞」が多用されている。すなわち、行政、守る会の災害イメージが事象的であり、A、B 自治会のそれが事象的であることが示唆される。

b)地名・場所への言及法(Table 4-2)

事象－事態の相違は、会話中の地名・場所への言及の仕方にも反映するだろう。事象が成立するためには、同一の知覚現場に共在していたことが必要である。それ故、その知覚現場を明確化しようとする際、地名・場所に直示語を用いて言及することがありうる。直示語とは、発話者によって、その指示対象が異なる言語表現のことである(大澤,1990)。具体的には、例えば、「あそこ」「そこ」などの指示名詞、あるいは、後で例示するような普通名詞である。直示語による言及の特徴は、その発話の背景的文脈が共有されていない限り、その指示対象を特定することが不可能であるということである(つまり、当該集合体にとっての外部者からは、特定できない)。このことは、固有名詞を用いた言及と対比させれば明らかだろう。固有名詞を用いた場合、その指示対象は、原理的には、地図で確認するなどの手段によって、誰にでも特定可能であるといえる。要するに、直示語を多用する場合、その災害イメージは「事象」的であると見なすことができよう。

頻度分析の手順は、以下の通りである。まず、地名・場所に言及している名詞を全て抽出した。次に、それらを直示語と固有名詞とに分類した。直示語とは、具体的には、あそこ、そこ、などの指示名詞、カワバタさんのところ、のような個人名を用いた言及、暗渠のところ、小学校、など普通名詞を用いた言及、である。上に引用した発話

例 12、19 などがある一例である。それぞれの会話において、地名・場所に言及する際に用いられる固有名詞、直示語を全て機械的に数え上げることで得られたのが Table 4-2 である。

Table 4-2 から明らかなように、行政、守る会の会話では、直示語は、殆ど用いられていない。逆に、A 自治会、B 自治会の会話においては、多用されている。このことは、A 自治会、B 自治会の災害イメージが事象的であることを示しているといえよう。

Table 4-2 地名・場所に対する言及方法

	行政	守る会	A自治会	B自治会
固有名詞	36	229	2	30
直示語	0	0	132	53

以上、単語の使用頻度の分析結果から、行政、守る会は長崎大水害を「事態」化していること、一方、A 自治会、B 自治会は「事象」化していることが示唆される。

4.4.2 会話の場の成立過程に関する分析

われわれの目的は、4 つのグループの長崎大水害をめぐる災害イメージの特徴を明らかにすることであった。そして、前項までで、行政、守る会は、長崎大水害を「事態」化していること、一方、A 自治会、B 自治会は、長崎大水害を「事象」化していることが示唆された。ただし、守る会には、皆に共通の知覚現場が存在しているようであったこと、それ故、彼らの災害イメージが一概に「事態」的であるとは言い難かったこと、また、B 会については、単に「事象」化していると結論づけることはできなかったこと、これらの点を想起しておく必要がある。

ところで、前項では、会話の内容に着目することで、彼らの災害イメージの特徴を抽出しようと試みてきた。すなわち、彼らの発話の内容について、その意味するところを解釈し、事象－事態の軸上に位置づけた。会話の内容に着目して分析することは、会話の場そのものはわれわれの目論見通りに成立していたと見なしていることを意味する。

しかし、実際には、必ずしもそうではなかった。つまり、彼らは、「長崎大水害について仲間内で会話をしてほしい」というわれわれの要求を、彼らなりに意味づけ、

解釈し、会話を展開していった(あるいは、しなかった)。われわれとしては、この事実を、いわば外的要因として分析から捨象するのではなく、むしろ積極的に取り上げて考察すべきと考える。なぜならば、「仲間内での会話」が強調されたとはいえ、彼らの会話は、われわれに聞かせることを前提として展開されざるをえなかったはずだからである。そして、長崎大水害についての会話を要求した当のわれわれは、長崎大水害を直接経験してもしなければ、長崎に在住してもしない。つまり、われわれにとって、長崎大水害を事象化することは端的に不可能であった。一方で、われわれは、災害に関心のある研究者であり、学問的関心から長崎大水害を事態化しようとする者でもあった。一般に、研究者というのは、物事を事態化して捉える典型的な存在であるといえよう。それ故、われわれの彼らに対する要求は、特殊な事態化に基づく特殊な要求であったといえる。裏を返せば、特殊な要求に対して、彼らがどのように会話の場を成立させたかということは、彼らの災害イメージを探る上できわめて重要な情報を含んでいると考えられる。

さて、われわれの要求に対する彼らの対応にデータ性を求める以上、われわれ自身の要求を、事象―事態の観点から明確にしておく必要がある。われわれの要求は、廣松判断論に即してパラフレーズすれば、「長崎大水害をめぐる皆さんに共通する事態、すなわち、皆さんに共通の『長崎大水害ハ P デアル』という形式の言表を、われわれに対して披瀝して下さい」ということであつた。さらに、「事態を披瀝してほしい」という要求は、次のことを含意している。「長崎大水害ハ P デアル」という際の意味構造上の契機―かくかくの属性に即して・しかじかの反照関係において―が、われわれに了解可能な範囲で会話をしてほしい、ということ。以降の記述を先どりして言えば、この要求に応え得たのは守る会のみであつた。

以上の了解を踏まえた上で、それぞれのグループについて、会話の冒頭場面に特に着目しつつ、考察を加えていこう。

①守る会

我々：「・・・まあ、架空の話ですけども、長崎市の市役所が、災害後 10 年を経て、防災意識を活性化させるために、思い出してもらうために、写真を 5 枚から 10 枚くらい、それとコメント文が 100 語から 200 語くらいというパンフレットを作ると仮定をしまして、そのアドバイザーなり顧問を皆さんがされるとしたらこんなようなものを作らせるというのを、お作り頂く作業を・・・進めていただきたい、というお願い

いなんですけども・・・」

K:「そのパンフレットを作って、何のために」

我々:「・・・パンフレット自体をどうするというものでもなくて、ただ長崎の災害について、皆さん方でふだん話されていることを記録にとらせていただきたいというのが、第一義的目標なんです」

K:「あー、なるほど」(発話例:24)

このようなやり取りの後、彼らは、われわれの要求通り、長崎大水害をめぐる会話を3人の間で活発に展開していった。われわれの要求に的確に応じ得たのは、4つのグループのうち、この守る会のみであった。

われわれに聞かせることを前提とした、仲間内での会話が可能であったことは、彼らが長崎大水害を事態化していたことを示唆している。少なくとも、彼らの会話がわれわれにとって容易に了解可能な会話であったことは、彼らが、特定の知覚現場を共有していたことを必ずしも前提としない形での会話をしていたからに他ならない。このような会話になったのは、守る会のメンバー構成上の特徴によるところが大きいだろう。すなわち、守る会のメンバーには研究者も含まれているが、前述の通り、研究者というのはさまざまな対象を事態化して捉える典型的な存在といえるからである。

さらに、仲間内での会話がはずんだことは、後述の行政の場合とは異なり、彼らの間に共通の事態が構成されていたことを示している。事象であれ事態であれ、共通の災害イメージの構成には、日常的なコミュニケーションが必須である。しかも、彼らは、コミュニケーションの基盤として、災害の知覚現場を共有してもいたのであった。つまり、彼らは、同じ「現場」に身を置きつつ、それをA自治会の会話に見られたように仲間内でしか通じないような形で語るのではなく、概念化し、より広範な範囲に有効な発話をしていたのである。

事態的な災害イメージではあるが知覚現場を共通の基盤としていること、さらに、前項で述べたように、他の多くの災害事例について語ることでこれらを通じて、彼らは、おそらく、事態の体系を常に再編・維持しているのである。事態は言葉、すなわち、概念が基盤となって存立するものである。それ故、事態は、言葉がいわば一人歩きを始めると、現場との対応をもたない空疎なものともなりかねない。その点、彼らは、長崎大水害を事態化しつつも、その「災害現場」や他の災害事例に常に足場をつくり、事態の体系を刷新し続けているものと推察される。

②行政

行政は、われわれの要求に応えることが出来なかった。より正確に言えば、彼らは、われわれの要求を拒否した。つまり、長崎大水害についての仲間内での会話を披瀝することを拒み、われわれとの間で Q&A 形式の問答をすることに固執した。

我々:「11 年前の災害のことを調べてるんですが、災害から 10 年たちまして、災害があつてからどんなふうに皆さんの思い出とか思い入れとかが変わっていつているか、そういうことをいろんな市民の皆さんにざくばらんに喋っていただいて、われわれが何か質問をして答えていただくというのではなくて、身内で話していただいて、録音の形で記録をさせていただいて、どんなことが話題になっているかを今調べているところなんです・・・ちょっと変則的になるんですが、今から 40 分くらい、もしやっていただくと非常に幸いなんですけども、あの、われわれいなくなりますんで」

行政:「ちょっと代わりの者を」

行政:「あの、私も主旨をよく聞いてなくてですね、T 先生から下水道に携わったことがある人っていうことを、だからあの、災害当時に下水道ってことはきいてなかったんですけど」

行政:「そしたらですね、フリートーキングっていうよりも、やっぱりあの、矢守先生の方からですね、当時どうだったのか、今どうなのか、各分野で聞いていただいて」

我々:「その方がやりやすいですか。そうですか」

行政:「その方がこちらでも喋りやすいですね、ええ」(発話例:25)

このように、彼らは、「仲間内での会話」というわれわれの要求に応えなかった。結局、彼らの会話は、われわれとの Q&A 形式にならざるをえなかった。

まず、われわれとの間に Q&A が成立したということは、そもそもわれわれとの間に共通の基盤が存在していたことを示している。すなわち、彼らは長崎大水害を事態化していたと言える。そして、Q&A が成立したという意味では、彼らとわれわれとの間に一種の会話が成立したといえなくもない。

しかし、Q&A にならざるをえなかったことは、彼らとわれわれとの間に大きな齟齬があったことをも示している。その理由は次の通りである。第 2 節第 3 項で述べたように、判断の際には、暗黙のうちに、(かくかくの観点から見れば)という契機が想定されている。この契機は、判断の際の前提的な了解事項をなすのであって、複数の人々の間に齟齬なく会話が成立するためには、この契機が共通している必要がある。

しかるに、われわれが「長崎大水害について、仲間内で会話をして欲しい」と要請した際、そこで想定されていた契機は、「全体的に総括した観点からみれば」「防災責任者としての観点からみれば」というものであったといえる。Q&A への固執は、こうした契機が共有されていなかったこと、少なくとも、そのような土俵にのった会話を拒否したことを示している。つまり、この意味では、彼らとわれわれとの間の会話は成立していなかったといえる。

さらに、仲間内での会話が成立しなかったことは、彼らの間ですら共通する事態が存在していなかったことを示している。つまり、(かくかくの観点からみれば)という契機が各人各様であったと考えられる。おそらく、それは、次の理由によるのであろう。行政組織の分業体系は、厳密な縦割の体系をなしている。つまり、それぞれの部署の役割が高度に明確化されており、相互の交渉は少ない。長崎大水害直後には、県防災都市構想策定委員会、県防災対策検討委員会といった防災対策の専門機関が設置されたが、日常的には、防災を専門業務とする部署は、(少なくとも)長崎市役所内には存在しない。だから、長崎大水害後の復旧対策や防災施策にあっても、具体的対応は部署ごとになされることになる。それゆえ、「事態化」の仕方も部署によって大きく異なるものと思われる。防災を専門とする部署が存在しない限り、災害もそれぞれの専門分野(例えば、宅地開発・河川行政)における問題として処遇されるしかないからである。つまり、「長崎大水害は P ナリ」という判断がなされる際、ある人にとっては「河川行政という観点からみれば」であり、ある人にとっては「宅地開発という観点からみれば」なのである。このような事情があるために、判断の意味構造上の契機が各人各様となり、結果として、その共通性を前提とする「仲間内の」会話は成立しなかったのであろう。

③A 自治会

彼らはわれわれの要求に応えることができた。すなわち、われわれがテーブルコーダーを残して退出した後、仲間内での会話を展開し得た。仲間内での会話が苦もなく成立したのは、彼らが日常的に、長崎大水害当時の皆の共有している知覚現場や、今なお彼らの周囲に存在する災害現場を基盤としたコミュニケーションをなし、自分たちの体験を事象化しているからであろう。実際、N 氏によれば、長崎大水害をめぐる会話は、彼らの間で日常的になされている。

「それはもう、話はもう日頃やっとなとですね」(発話例:26)

ただし、仲間内での会話をしたのは、彼らがわれわれの要求を文字通り受け入れたからではない。つまり、長崎大水害をめぐる「何気ない」思い出話をしたわけではない。彼らにとっては、長崎大水害や防災のことについて会話をするには、一つの明確な目的があったのである。一言で言えば、それは、「行政に対して自分たちが共有する事象を伝える」ということである。彼らは、会話の場を「行政への不満伝達の場」と位置づけ直し、その上で会話を開始したのである。会話の冒頭、彼らは、われわれに、ここでの会話の内容を行政機関にメッセージとして伝達することを再三要求し、その確認の下に、会話を開始したのである。

N:「本当、私たちはあくまでも行政に対してですね、こういうふうにしてもらいたいというような要望がいくらかあるわけですね」

我々:「ああそうですか」

N:「で、そんなことは結局これにテープに入って、そして、おたくあたりがそれを研究材料にされる」

我々:「そうですね」

N:「ということじゃなくてですね、ほんとは私たち自体をですね、行政に知ってもらいたか、というような考えもあるわけですね」(発話例:27)

上述の通り、A 地区では、彼らの日常生活を脅かす出来事に度々見舞われている。こうした出来事は、彼らの生活確保のために解消されなくてはならない問題である。それ故、彼らは、行政に、日々の危機感を伝え、その不安の払拭を求めているのである。

しかし、われわれの要請を曲げて、行政に伝達することを想定した上で会話をするということは、裏を返せば、行政に彼らの言いたいことを的確に伝達し得ていないことを示している。実際、彼らは、しきりに行政への不満について口にしたが、その不満は、行政が既成的見解をおしつけてくるだけで、彼らの住む現場の事情を理解しないことに起因している。発話例 18 はその一例である。

問題は、彼らがあくまでも自分たちの周囲に広がる災害現場の固有性にこだわっていることである。すなわち、彼らは、事象の内実をなるべく捨象することなく、行政に伝達しようとしている。前項で挙げた、「土石流」を揶揄するような発話(発話例:17)が、このことを端的に物語っている。

だが、これはそう容易なことではない。事象を共有しているということは、ある知覚現場に共在していたことを前提とする。それ故、同じ現場に身をおいていない外部

の者(ここでは、行政)に事象の内実を伝達するためには、それを事態化する必要がある。しかるに、出来事を事態化ということは、その出来事に固有の知覚現場がある程度捨象されてしまうことを意味している。すなわち、「自分達の集落に起こった」ことの固有性を失ってしまうことになる。ここに彼らのもつ困難がある。

結論としては、彼らは長崎大水害や、その後集落を襲った災害を事象化している。ただし、皆に共通している事象の内実を、その固有性をなるべく失わずに、事態化しようともがいているのである。彼らにとって、われわれの設定した会話の場は、「自分達にとっても行政にとっても第三者であるわれわれを通じて、行政に自分達の言い分、すなわち、事象の内実を理解してもらうための機会」だったのである。

④B 自治会

彼らは、われわれの要求に応えることができなかった。「長崎大水害から 10 年以上が経過したということで、市民の防災意識の高揚を図るパンフレットをつくるという想定で、当時のことを何でもけっこうですからお二人でお話しして下さい」という要請に対して、彼らは非常に当惑し、やりにくいと訴え続けた。そのことは、会話中、沈黙している時間がかなり長いことからもうかがうことができる。われわれに聞かせることを前提とした会話ができなかったことは、少なくとも、彼らが長崎大水害を事態化していないことを示しているだろう。

さらに、彼らの間でも会話が行き交うことはなかった。D 氏と K 氏は、会話中、期せずして役割が固定してしまったかのようであった。前述のように、K 氏は、当時の思い出を訥々と語り続けた。裏の山が崩れたこと、近所の家が倒壊したこと、配給のおにぎりを食べたこと、災害後の片づけのためにしばらく仕事に行かなかったらクビにされてしまったこと、などなどーこのような体験談が、われわれに対して説明するでもなく、D 氏に向かって話しかけるでもなく、淡々と語られたのである。

一方、D 氏は、K 氏の発話の合間を縫うようにして、われわれとの間に会話を成立させようとしていた。その際、われわれとの受け答えにおいては、発話例 22、23 のような優等性的な既定的応答がほとんどであった。こうした発話は、おそらく、行政やマスコミからの、いわば受け売りなのであろう。実際、B 自治会の集落は、被害が甚大だっただけに、行政の調査官やマスコミの取材がかなりの程度入っていた。彼ら自身、そうした取材を直接受けた機会は数多い。おそらく、D 氏は、われわれの問いかけに対して既定的な応答をすることで、恙なく会話の場を成立させようとしていた

のであろう。ところが、われわれの要求は、「みなさんの間で自由に話して下さい」というものであった。このことが、彼らを、とりわけ D 氏を当惑させた大きな原因であったといえる。

D:「(沈黙の後)やっぱりアンケート式にせんば、答え出てこんですよ」(発話例:28)

D:「今日は、みなさん先生達をお呼びしているのは、もう一度、自主防災組織の関係じゃろうと思ってから…やっぱり先生の方から投げかけられるというのはやっぱりね、なかなか出せないですから」(発話例:29)

D 氏は、このような発話によって、どのような契機で話すべきなのかを明示するよう、われわれにしきりに要求していたのである。

結論としては、彼らの災害イメージは、事象的であるといえる。彼らにとって、長崎大水害は、仲間内での思い出話の対象ではあっても、A 自治会のように外部者へ伝達したり、守る会のように概念的に捉えたりする対象ではないのである。D 氏のような事象的な発話は、われわれのような研究者、ないし、行政、マスコミのような第三者が介入した時に限って出現するのではないだろうか。おそらく、長崎大水害の悲惨さを共に体験した仲間同士で当時の思い出を語る時には、K 氏のような発話——彼らの仲間内で強固に共有されている知覚現場に依拠しており、それ故、外部者にとっては了解困難な発話——が行き交っているものと思われる。

4.5 災害の事象化・事態化の意味:「プレイヤー」の社会的構成

本章では、会話分析を通じて、長崎大水害をめぐる4つのグループの災害イメージを明らかにすることを試みた。そして、守る会、行政は、長崎大水害を事態化していること、A 自治会、B 自治会は、事象化していることを明らかにし、さらにその内実を検討した。ここでは、災害という出来事を事象化・事態化することの意味を明らかにし、そのことが「防災意識の風化」と呼ばれる現象に対してもつ含意、および、地域計画・災害復興事業をめぐるコミュニティ・コンフリクトに対してもつ含意を考察しよう。

一般に、事象——災害を事象化して生活世界を構成すること——は、災害の知覚現場的判断をその存立基盤としているが故に、当事者にとって圧倒的な心理的迫力をもつ。つまり、当の災害の生々しい光景、ないし、凄惨さが保持されやすく、災害に対

する人々の感受性(sensitivity)を高めるのである。このことは、教科書の上での防災教育が子どもたちにとってほとんど印象的でない(林,1988)という事実を考え併せれば、より明らかであろう。一方、知覚現場的判断を存立基盤としていることは、そのまま災害を事象化することの欠点にもつながる。それは、端的に言えば、外部の人々—当該の知覚現場を共有していない人々—に対して災害イメージをメッセージとして伝達できないことである。実際、A 自治会の行政に対する不満は、大部分、この事実依るものであった。また、B 自治会の会話に見られたように、自らの事象的災害イメージを第三者(であるわれわれ)に伝達することが困難(ないし、不可能)であるという事実は、同時に、彼らの災害イメージ・災害観を災害を直接体験していない次世代の人々に伝達することが非常に困難となる可能性を示しているといえよう。

一方、事態は、広範な人々にとって了解可能なメッセージとなりうる。つまり、事態は、言語に立脚して存立しているが故に、当の災害の知覚現場を直接体験していない人に対して伝達可能なのである。災害というきわめて地域限定的な現象に対して汎社会的・国家的対応が可能となるのは、この特徴に負っている。反面、短所も多い。まず、言語、特に、抽象的概念に立脚しているということは、個々の事例の特殊性が捨象されてしまう可能性が高いことを意味している。「防災意識の拡充につとめましょう」云々といった文言が、いわば硬直化(ossification)してしまうのである。俗に、お役所仕事、現場感覚の欠如といった言葉で表現されるのは、事態のもつ欠点の端的な現れといえよう。

さらに重要なことは、事態は言語を存立基盤としているが故に、語られなければ端的に消失してしまうということである³⁶⁾。Moscovici(1984)も言うように、語ることは、出来事を事態の体系の中に係留し、維持するための重要な手段である。その点、例えば、行政のように頻繁に人事異動がある場合、防災に携わる部署から異動してしまえば、もはや災害について語る機会が圧倒的に減少する。語られる機会が希薄になれば、それに応じて事態も風化していくのである。この行政の例に限らず、大多数の人々の防災意識の風化、ないし、欠落は、このようにして生じているものと考えられる。

こうして見ると、4つのグループの中で、守る会のみが非常に強固に災害イメージを保持しているということができる。いわば、事象・事態両者のメリットを巧妙に組み合わせた形で災害イメージを構成しているのである。一般には、おそらく、外部へ

のメッセージ性と生々しい心理的迫力とはトレードオフの関係が成立する場合が多い。しかし、守る会の場合は、一方では、長崎大水害を事態化することで広範な人々に了解可能なメッセージを形成し、他方では、他の災害事例を事象化しそれを事態の体系にリンクさせることで、事態の体系を常に活性化・新鮮化しているのである。守る会のような災害イメージを、ここでは「事象－事態連動型」と呼ぶことにしよう (Figure 4-2)。

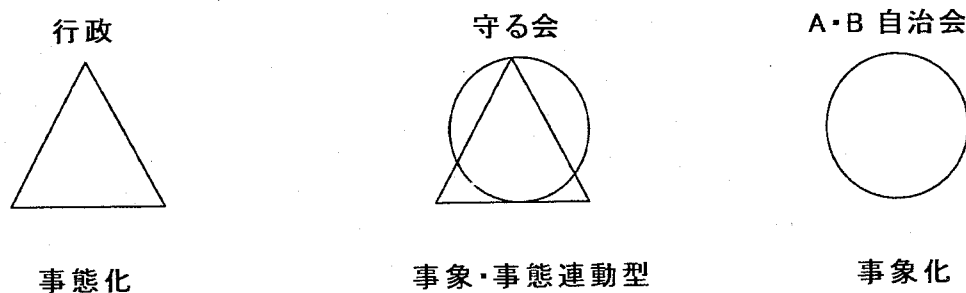


Figure 4-3 各集合体の集合性(事象化・事態化)の特徴

以上のことは、本章冒頭で述べた「防災意識の風化」という現象に対して、次の 2 点を示唆している。第 1 に、表面的には高い防災意識を維持していると思われる人々であっても、その内実にも踏み込んで検討してみれば、必ずしもそうとは言えない可能性がある。Figure 4-1 から示唆されるように、一般的に言って、防災意識はかなりの程度風化していると思われる。本研究が対象とした 4 つのグループは、そうした中であって、比較的高い防災意識を維持していると思われる人々であった。すなわち、行政は、まさにそうしたことが期待される組織であり、守る会は、防災・まちづくりをめぐって積極的な活動を繰り広げている。また、A 自治会、B 自治会は、それぞれ、早期に自主防災組織を結成し、避難訓練を実施している。しかし、他地域の人々や、次世代の人々に対して伝達可能・了解可能な形で災害イメージを保持しているのは、守る会のみであった。

第 2 に、俗に言う「防災意識の風化」とは、単なる忘却の過程ではない。第 1 節の方強調しているように、事象・事態たる災害イメージは、人々の生活世界の一斑に他ならない。つまり、災害後、人々が行っていることは、むしろ生活世界の「創造・再編」である。コミュニケーションを通じて、ちょうど自らを取り囲む外の世界に当

たり前のように存在するモノと同じように、あの未曾有の現相的風景、生まれて初めて耳にする言語命題の数々を事象・事態として生活世界に配置・再編しているのである。その結果、「また大雨か。「長崎大水害」の時も大変やった」という台詞が何の困難もなく吐かれ、聴かれるというレベルに至る。このレベルに至ったとき、「長崎大水害」は、「ちょっとそこの本にとって」における本のように、指示・操作にのための自明な対象としての性格を獲得するのである。

この過程は、まさに「創造・再編」と呼ぶにふさわしい。少なくとも、単なる忘却ではない。Figure 4-1 は、一面では、防災意識が風化していく様を示しているともいえるのだが、それは防災意識がただ量的に消失していったというよりも、その背後で無数の事象・事態が創造・再編され、人々の生活世界の中に位置づけられていったと見るべきであろう。本研究が試みたのは、4つのグループの生活世界における、その「創造・再編」のあり方(の違い)をつぶさに観察することであった。言い換えれば、各グループにおいて「長崎大水害」がいかにか成立しているか(あるいは、成立していないか)を示すことであった。

本稿で用いたような会話分析の意義は、生活世界の相違を考察できるという点にある。すなわち、市井の人々の生活世界——われわれ研究者のそれとは大いに異なる可能性が高い生活世界——の特徴を明らかにするために、会話分析は有効なのである。この点、例えば、質問紙調査では本章のような目的に沿わないことは明らかであろう。なぜなら、質問紙調査は、いかに精緻に質問項目を作成したとしても、生活世界の等質性を前提とした上で、その中での量的な相違やカテゴリーの違いを検討するものであるからである³⁷⁾。

本節の最後に、災害イメージという集合性の相違——事象・事態の相違——が、災害復興事業をめぐるコミュニティ・コンフリクトに対してもつ含意を考察しよう。長崎大水害をめぐる、事象化という社会的構成をする集合体と、事態化という社会的構成をする集合体が存在し、その両者が(守る会を例外として)集合性の重複構造を形成することなく分離しているという事実は、コンフリクトにおいてプレイヤーとして顕在化する人々と、コンフリクトの土俵にすら乗れない人々が存在することを示唆している。

コンフリクトは、言うまでもなく、関与主体間に利害・価値観の相違・対立があることを前提とする。しかし、コンフリクトがコンフリクトとして成立するには、関与

主体に共通の基盤も必要である。すなわち、それぞれの立脚する「現場」の違いや価値観の違いは前提としつつも、自らの態度（選好）を、他者に理解可能な形で伝達することができなければ、そもそもコンフリクトが成立することはあり得ない。したがって、コンフリクトのいわば土俵に乗るためには、災害を多かれ少なかれ「事態化」することがどうしても必要である。実際、前章で述べたように、長崎大水害後の復興過程をめぐるコンフリクトにおいて中心的役割を果たしたのは、行政と守る会の 2 プレイヤーであったが、これらはいずれも長崎大水害を（その内実には大きな違いがあるものの）「事態化」しているのであった。

一方、災害を事態化できない人々、ないし、事態化を拒む人々は、コンフリクトのプレイヤーとして顕在化することは難しい。なぜなら、「事象」は、災害の知覚現場を存立根拠としているため、外部者に対してその内実を伝達するのは著しく困難であるからだ。実際、A 自治会の憤りは、行政との間に交渉が成立しないという事実起因していたが、このことはまさに、A 自治会が、災害復興や防災に関してさまざまな問題を抱えていたにもかかわらず、行政などを中心とする復興事業（をめぐるコンフリクト）の土俵に乗ることができていないことを意味している。

このように考えると、2 つの自治会のように、災害を事象化しかできない人々は、2 重の意味で「災害弱者」といえるだろう。第 1 に、事象化へのこだわりは、おそらく、そもそも災害の知覚現場が強烈であること、言い換えれば、災害によって甚大な被害を受けたことに起因している。第 2 に、被害が甚大であるにもかかわらず、コンフリクトのプレイヤーとして顕在化できない、言い換えれば、コンフリクト自体から疎外されている。

したがって、災害復興事業においては、顕在化したコンフリクトの調整・解決を図るのみならず、コンフリクトのプレイヤーとして顕在化しないような人々のニーズをいかに捉え、復興事業に反映させるかが重要であるといえよう。そのためには、事象の内実を、いくばくかでも事態化し、知覚現場を共有していない外部者に対して伝達するしかない。言い換えれば、「仲間内の事情は現場にしかわからない」という事実を当然の前提としつつ、あえて、外部者に向けたコミュニケーションを試みるしかない。この事象と事態をつなぐという困難な作業を実践することは、災害復興をめぐるコンフリクトに実践的に関わろうとする研究者にとって、1 つの重要な課題であると言えよう。

4.6 結語

本章では、前章と同じく長崎大水害を事例として、水害に強く関与している（ことが期待される）人々の間で、長崎大水害をめぐる災害イメージ（という集合性）にいかなる共通点と相違点があるかを、会話分析を通じて明らかにした。すなわち、前章では、長崎大水害後の復興事業をめぐる顕在化したコンフリクト——いかに復興すべきかをめぐる当事者集合体間の齟齬——に焦点を当てたのに対して、本章では、そうした顕在的なコンフリクトの基底にあると考えられる、認識のコンフリクト——長崎大水害とは何事であるか（あったか）をめぐる当事者集合体間の齟齬——に焦点を当てた。対象とした集合体は、行政の防災関連部門担当者、市民団体中島川を守る会、長崎大水害で甚大な被害を受け、自主防災活動を積極的に実施している 2 地域の自治会役員であり、いずれも、長崎大水害を直接体験しているばかりでなく、防災に対する意識が高いと思われる人々である。各グループの長崎大水害をめぐる会話を分析し、各集合体によって構成された長崎大水害イメージの特徴を抽出した。

分析に際しては、廣松(1982)の判断論を基に、災害イメージの類型として「事象」「事態」を提示した。前者は、災害の知覚現場を基盤としており、後者は、抽象的な概念体系をその存立根拠としている。この類型に基づいて、4 つの集合体の長崎大水害をめぐる災害イメージの特徴を検討した。その結果、行政と守る会は、長崎大水害について、「事態化」という社会的構成をしていること、一方、2 つの自治会は「事象化」という社会的構成をしていることを明らかにした。

最後に、災害を事象化・事態化することの意味を考察した。第 1 に、災害イメージを長期に渡って維持するには、単に「事象化」するだけでも、単に「事態化」するだけでも不十分であり、両者をリンクさせた形で（事象－事態連動型）災害イメージを形成することが必要であることを論じた。第 2 に、2 つの災害イメージの違いは、コンフリクトにおいて顕在化するプレイヤーとそうでないプレイヤーとを生み出す。したがって、災害復興事業においては、顕在化したコンフリクトの調整・解決を図るのみならず、コンフリクトのプレイヤーとして顕在化すらしめないような人々のニーズをいかに捉え、復興事業に反映させるか（すなわち、プレイヤーとして土俵に乗せることができるか）が重要である。

第 5 章

分譲マンション復興をめぐる住民間コンフリクトの動態： 阪神大震災を事例として

5.1 概説

未曾有の都市型災害となった阪神大震災は、防災計画、災害復興をめぐるさまざまな問題をわれわれにつきつけた。そうした問題の一つに、震災で大被害を受けた分譲マンションの復興問題がある。震災では、約 300 棟の分譲マンションが、建替あるいは大規模補修が必要なほどの甚大な被害を受けた（阪神大震災マンション復興問題特別委員会,1996）³⁸⁾。震災後 5 年近くが経過した 1999 年 10 月時点で、ほとんどの分譲マンションが復興を成したが、その道のりは決して平坦なものではなかった。中には、未だに復興の目処が立たないマンションすら存在する。

分譲マンションの復興自体、未曾有の問題であったことは銘記しておくべきだろう。震災以前、老朽化などの理由によりマンションを建て替えたケースは、全国に約 40 例存在した。しかし、これらはいずれも建物を増床し、余剰床を建替資金に当てることによって住民の負担をゼロにすることができた、いわば恵まれた例ばかりであった。さらに、これらの例では、十分な時間をかけて建替計画を策定し推進していくだけの余裕があった。これに対して、震災では、数百棟のマンションが突如として居住不能（ないし、困難）なほどの大被害を受けた。言うまでもなく、大多数のマンションにとって、マンション復興問題は予想だにできなかった問題であった。復興には、資金問題をはじめ様々な問題が山積していた。さらに、住居を失った住民にとって、復興へのタイム・プレッシャーも過酷なものであった。

未曾有ということは、復興を実現していくための具体的指針となる前例やノウハウがないということの意味する。多くの場合、住民ばかりでなく管理会社など専門家も、マンション復興の実務的手続きについて十分な知識を持っていなかった（先田,1996）。また、区分所有法自体、災害時を想定しておらず、同法を参照しても解決不能な問題も数多く生じた（例えば、戒,1997）。分譲マンションの復興は、当事者たちの必死の試行錯誤に支えられていた。

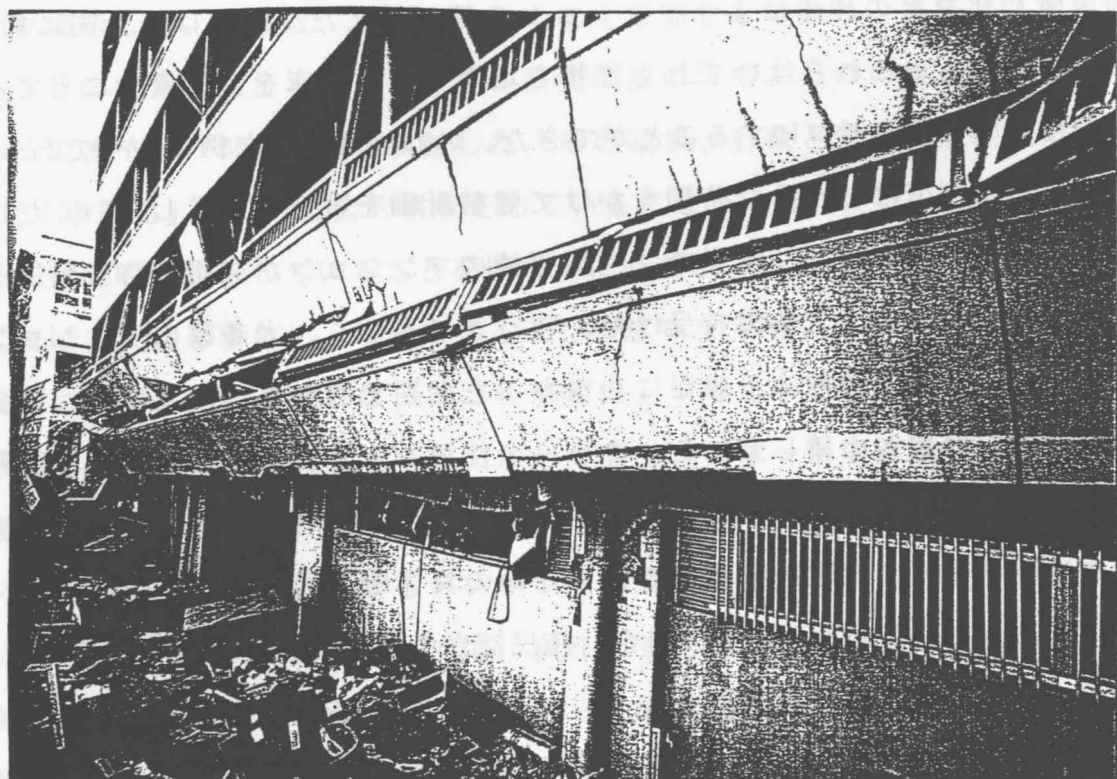
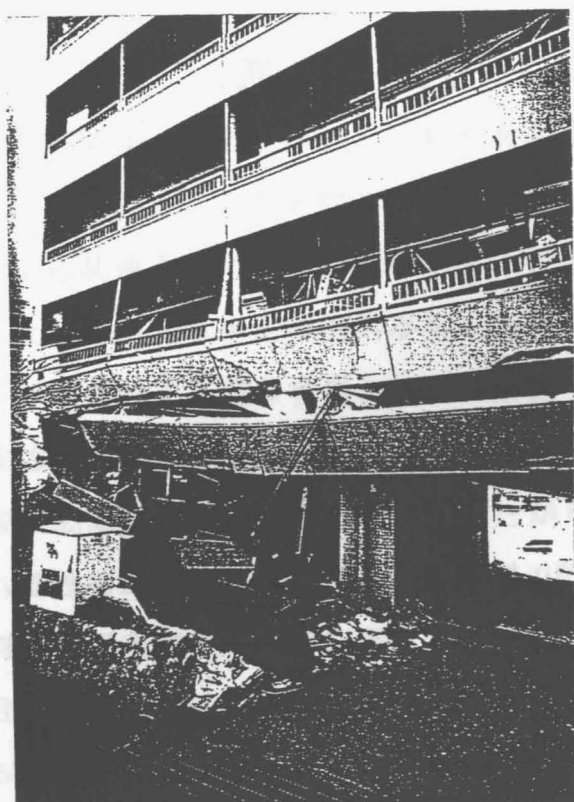


Figure 5-1 阪神大震災における大被害分譲マンションの例

本章では、阪神大震災で大被害を受けた分譲マンションの復興過程について検討することを目的とする。具体的には、分譲マンションの復興方法——建替か補修か——決定をめぐる、住民間コンフリクトの動態について検討する。以下、第2節では、分譲マンション復興の法的要件について概説する。第3節では、われわれが実施した実態調査の結果を報告する。第4節では、復興過程の動態を記述するドキュメンテーション技法を提示し、復興方法をめぐって住民間のコンフリクトが顕在化した事例の復興過程を分析する。最後に第5節では、復興過程の実態が、法的ロジックとは別のロジックに従っていたことを指摘し、コンフリクト状況の変遷（ゲーム・モデルにおけるオプションの変化）が、物理的現実ではなく、当事者たちによって社会的に構成された現実によって規定されていたことを明らかにする。

5.2 分譲マンション復興の法的ロジック

本節では、分譲マンションの復興に要請される法的条件を整理し、分譲マンション復興の法的ロジックを明らかにする。

分譲マンションの復興方法には、再建、建替、大規模補修、小規模補修がある³⁹⁾。再建とは、建物が全部滅失した状態からマンションを建設し直すことである。被災マンションの中には、建替決議の成立前に、公費解体制度⁴⁰⁾を利用して建物を解体した例も多いが、それらは再建の範疇に含まれる。建替とは、建物が存在しているものの、何らかの理由で取り壊して新たに建設することである。再建と建替の違いは、再建・建替決議が可決され新築できることが決定するまで、被災建物が残してあるかどうか、すなわち、補修による復興の可能性が留保されているか否かである。また、大規模補修と小規模補修の違いは、建物の被害程度の違いに対応している。すなわち、被害程度が建物価格の1/2以上の場合を大規模補修、1/2以下の場合を小規模補修という。なお、本稿では小規模補修については扱わず、大規模補修を単に補修と称することにする。

さて、区分所有法および被災マンション法によれば、分譲マンション復興は次のように想定されている。

①復興方法は、客観的な被害程度に基づいて選択される。特に、建替を選択する場合、被害の「過分性」が客観的に示されなければならない。被害の過分性とは、補修費用

が新築費用を上回るといった被害状況を指す⁴¹⁾。

②分譲マンションの復興には、区分所有者の合意形成が必要である。具体的には、再建、建替には全区分所有者の 4/5 以上、補修には 3/4 以上の賛成による決議が必要である。このレベルの合意形成ができない限り、被災建物は再建・建替も補修もできないことになる⁴²⁾。

要するに、分譲マンション復興の法的ロジックは、「客観的被害状況（原因）→復興方法の社会的選択（結果）」という因果図式として整理できる。

5.3 阪神大震災における分譲マンション復興過程の全貌

本節では、阪神大震災で甚大な被害を受けた分譲マンションの復興過程について、われわれの実施した調査結果を報告する。第 1 に、41 棟を対象とした調査結果の概要を報告し、分譲マンション復興過程の概要を整理する。第 2 に、復興過程のパターン毎に典型的事例を報告する。

5.3.1 調査報告

調査対象：阪神大震災で建替ないし大規模補修が必要なほどの甚大な被害を受けた分譲マンション 41 棟において、その復興過程に中心的役割を果たした人物（管理組合理事長、復興委員会委員長など）を調査対象とした。対象としたマンションの所在地は、神戸市（東灘区、灘区、中央区）、芦屋市、西宮市である。調査実施の段階で、復興方法の決議にいたっていなかったマンションも多く、その場合、複数回に渡って調査を行った。

調査期日：1996 年 2 月から 1998 年 8 月

調査方法：非構造的面接法により、被災直後からの復興過程をできるだけ詳しく説明していただいた。こちらからも、適宜、事実確認の質問をした。また、了承が得られた場合には、管理組合総会議事録などの文献資料を提供していただいた。

調査結果：

以下、調査結果の要点を列記していこう。

①多くのマンションでは、被災から決議にいたるまで、復興方法に関する住民の意見はほぼ一枚岩だった（Table 5-1）。建替か補修かをめぐって住民間のコンフリクトが

顕在化した事例（対立型）は、7 棟のみであった。対立型の 7 棟の復興方法は、補修 4 棟、建替 2 棟（ただし、決議の有効性をめぐって係争中）、未定 1 棟である。

Table 5-1 各マンションの復興方法

棟数	一枚岩型			対立型
	再建	建替	補修	
	13	8	13	7
決議に要した時間(月)	14.4	8.3	4.1	23.8
補修見積(万円/戸)	1478	1223	220	1307
実際の工事費用(万円/戸)	2554	1960	146	

ただし、補修見積は、見積を実施した事例のみの平均

②一枚岩型マンションの復興方法は、かなりの程度、被害程度に規定されている。すなわち、被災当初の補修工事見積費用が 300 万円/戸以下のマンションは概ね補修を、1000 万円/戸以上のマンションは概ね再建・建替を選択していた。ただし、全体として、人々の選好が再建・建替に傾きやすい状況であったことは指摘しておこう。第 1 に、震災後、行政が打ち出した被災建築物復興支援策は、そのほとんどが再建・建替の支援であり、補修による復興を支援するものはきわめて少なかった（日経アーキテクチュア編,1997(pp.106-109); 谷垣, 1997)。第 2 に、被災当初は、再建・建替費用は低めに、補修見積は高めに見積もられる傾向があった(Table 5-1)。そのため、復興方法として再建・建替と補修を比較して、前者を選択するケースが多かった。

③決議までに要した時間については、補修事例の方がかなり早く、平均約 4 ヶ月で決議に至っている。また、再建事例(14.4 ヶ月)では、補修という選択肢がないにもかかわらず、「建替か補修か」の選択が可能であった建替事例(8.3 ヶ月)よりも、決議に至るまでに多くの時間を要している。再建事例の中には、住民の意見を統一し、早期に決議を成立させるために、早期解体に踏み切ったマンションも多いが、現実には早期解体が必ずしも決議の早期成立とは結びついていないことがわかる。対立型の事例については、未決議の 1 棟を除く 6 棟の平均は約 2 年である。一枚岩型と比べて、決議に至るまでに非常に多くの時間を要していることがわかる。

④一枚岩型マンションであれ対立型マンションであれ、住民の全てが、明確に建替希望者もしくは補修希望者というわけではない。復興方法への選好を明確にもち、その実現へ向けて積極的に行動したのは、むしろごく一部の住民である事例が多かった。

建替派と補修派の相違については、第 1 に、資金調達能力に差があることが多い。建替には補修と比べて高額のコストがかかるので、その資金調達が困難な住民（典型的には、高齢者、高額債務者など）は、補修を希望する人が多い。第 2 に、マンションを資産として捉える傾向の強い住民は、建替を希望する人が多い。特に、震災後は、「補修マンションは、資産価値ゼロ」との言説が信憑性をもって受容されたため、資産価値を重視する人は、当然のごとく建替を希望した⁴³⁾。

⑤調査結果によれば、一枚岩型マンションの復興過程は、概ね、Figure 5-2 のような段階に集約できる。

・被害程度の確定：マンション復興へ向けて第 1 に行われるのが、被害程度の確定である。多くの場合、当該マンションの建設会社、分譲会社など専門家が判定し、住民に提示した。一枚岩型マンションにおいては、ほとんどの場合、専門家の判断（例えば、補修で十分な安全性を確保するのは困難）は住民が直観的に抱いた印象（例えば、これでは建て替えるしかない）と合致していた⁴⁴⁾。ただし、この段階での被害判定は、外観の目視を中心としたいわばラフなものであり、精密に判定するには建物の基礎部分および構造躯体の被害を調べる「建物調査」が必要となる。もっとも、建物調査にはかなりの時間と費用を要するため、実施したマンションはほとんどない。

・復興基本方針：被害程度に基づいて、復興基本方針——再建・建替か補修か——が打ち出される。これは理事会（など復興の中心組織）によって策定され、一般住民に提示される。専門的知識を持たない多くの一般住民にとっては、被害程度と復興方針は、例えば、「補修できないほどの被害（だから建て替えるしかない）」「ちょっと直せば居住できる程度の被害（だから補修で十分だ）」などのようにトートロジカルに結びついたものであった。当然のことながら、建物が完全に崩壊したり、補修費用の見積額が建替のそれと匹敵するなど被害が甚大であったマンションでは、再建・建替方針が選択された。一方、被害が比較的軽微なマンションでは、補修方針が選択された。また、再建・建替を選択しようとする場合には、既存不適格問題をはじめとして、原形復旧が可能であるかどうか重大な問題となった⁴⁵⁾。この段階で、建替、補修の方針決議が採択されるケースも多かった⁴⁶⁾。

・復興事業計画：復興方針について住民の合意が得られると、工事業者を選定し、復興事業計画を立てることになる。理事会が中心となって進行するが、最終的には、総会決議によって決定される。再建・建替で建物の形状が変わる場合には、近隣住民の

同意を得る必要もある。

・資金計画：復興過程中、最大の問題が、復興費用の調達である。特に、再建・建替の場合には、全戸の抵当権の抹消が必要となることも多かった。また、新築費用自体かなり高額であり、ダブルローンを組みざるを得ないケースも多く、資金調達が難航する例は多かった（島本，1998）。住民の一部が事業から離脱せざるを得なかった例も少なくない⁴⁷⁾。また、補修の場合、補修費用の負担割合を決定する必要がある。建物の部位によって被害程度に差がある場合や、専有面積に大きな格差がある場合、面積比負担では不公平感が生じることが多く、その調整が難航したケースも多い。

・決議：以上のハードルをクリアして、法定多数が得られれば、復興方法が確定する。先述のように、建替決議には、被害の過分性を立証する必要もある。建替決議の場合、決議に反対し建替事業に参加しない住民に対しては、参加者が、区分所有権を時価で売り渡すよう請求する「売渡請求権」を行使することになる。補修決議の場合、補修事業に参加しない住民が、参加する住民に対して、区分所有権を時価で買い取るよう請求する「買取請求権」を行使することになる。決議が成立すると、具体的な事業化段階に入っていくことになる⁴⁸⁾。

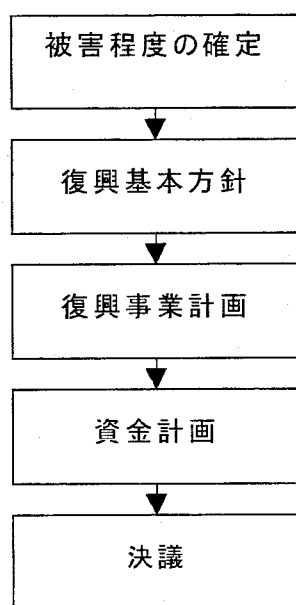


Figure 5-2 一枚岩型マンションの復興過程の概略

Figure 5-2 に示された一枚岩型マンションの復興過程については、次の点を指摘しておこう。第 1 に、Figure 5-2 は、マンション復興の当事者が、第三者たる研究者の

依頼に応じて、自分たちのマンションの復興過程を事後的に整理しつつ語ったものを、集約したものである。言い換えれば、Figure 5-2 は、復興過程についての当事者の、いわば公的理解を示している。その意味で、Figure 5-2 は、分譲マンション復興の「公的」ロジックを示したものと言える。第 2 に、公的ロジックは、前述の法的ロジック——客観的被害状況→復興方法の（社会的）選択——と整合している。つまり、一枚岩型マンションの復興過程は、少なくとも当事者の理解に即する限り、法的ロジックに則って進捗していた。

⑥マンション復興に関わる関与主体は、きわめて多岐にわたる。それは、マンション住民だけでなく、さまざまな立場の専門家などを含む（Table 5-2）。ある関与主体の意思決定が、他の関与主体の意思決定の与件となり、マンション復興をめぐる意思決定は進捗していく。さらに、復興の進捗段階に応じて、中心となる関与主体は変化する。また、震災後、行政が各種復興支援策を打ち出したように、意思決定の制約条件（制度的条件など）も、時々刻々変化する。このように、分譲マンションの復興過程は、意思決定の制約条件となる状況や制度が時系列的に変化し、また、復興段階に応じて関与主体が変化する、動的な過程である。

Table 5-2 復興過程の関与主体

A:	積極的建替派(建替希望者で何らかのアクションをとる者)
B:	消極的建替派(建替希望者で特に具体的な行動をとらない者)
C:	積極的補修派(補修希望者で何らかのアクションをとる者)
D:	消極的補修派(補修希望者で特に具体的な行動をとらない者)
E:	理事会(マンション運営の執行部)
F:	(集合的に)住民全体=A+B+C+D
G:	専門家住民(専門的知識を有する住民)
H:	管理・施工会社(震災以前からマンションに関与している専門家)
I:	契約業者(復興工事請負業者)
J:	外部コンサルタント
K:	近隣住民
L:	行政

5.3.2 事例報告

本節では、分譲マンションの復興過程の 3 つの事例を紹介する。典型的な対立型の事例を 2 例と、一枚岩型（建替）を 1 例取り上げ、復興方法の決議へと至った経緯を記述する。

a) マンション A

22戸5階建て、築13年（被災当時）のマンション。

応急危険度判定では、「危険」と判定された。建物が傾斜しており、分譲会社など専門家の意見も、「補修は非常に難しい」というものだった。当初提出された工事費用の概算見積は、補修1800万円／戸、建替2000万円／戸だった。住民のほとんどは、「建替えるしかない」と信じ込んだ。

建替意見が圧倒的多数を占める中、解体同意書の回収が行われた。資金面などから建替に不安を持つ住民もいたが、他の建替賛成の住民の足を引っ張ってはいけないとの思いから、解体同意書を提出した。建替に反対意見を表明すれば、復興を遅滞させるとして、他の住民から非難されかねない状況でもあった。結局、全戸から解体同意書が提出され、95年12月には、全戸がマンションから退去した。

96年2月頃から、建替について不安をもつ住民の一部が、被災地クラブ⁴⁹⁾に参加するようになった。彼らは、区分所有法、抵当権や資金調達の問題など、復興にあたっての基本的知識を獲得していった。勉強をしていく中で、それまで鵜呑みにしてきた専門家の情報にも疑問が生じるようになった。「実は、建替は難しい」——彼らはそう思うようになった。また、法定通りに駐車場を確保しようとする、建物の形状を大幅に変更する必要があるが、そのための住戸の配置替えが、かなり難航しそうであることも判明した。そうした中で、当初から事業に携わっていた分譲会社は、復興事業から事実上撤退した。同時に、他の住民にも、建替が実は容易ではないとの認識が次第に浸透していった。住民の間から、改めて補修の可能性を検討しようとの声が出されるようになった。もっとも、なお建替を強く主張する人も多く、復興方法をめぐる対立は続いた。

96年6月、建物の詳細調査が実施された。結果は、「十分補修できる」というものだった。補修案としてABCの3案が提出された。A案は、建物の傾斜は放置、最低限の補修・補強をするというもので、費用は戸当たり140万。B案は、A案と同様、建物の傾斜は放置する補強案で、300万。C案は、建物の傾斜を、ジャッキアップで補正するというもので、740万円。高額とはいえ、建替の2000万円と比べれば、約3分の1である。これで、補修を希望する声が一気に増えた。

11月、C案を決議しようとしたが、否決された。その後、同条件での補修見積を他社からもとったところ、600万円／戸の提示を受けた。結局、この補修案で、97年5月、補修決議が採択された。

b) マンション B

214 戸 11 階建て、築 15 年のマンション。3 棟構成。

建物自体の被害は、比較的軽微だったが、地盤があまり強固でなかったこともあって、建物が若干傾斜した。住民の大半は、近隣に避難した。震災 3 日後 1 月 20 日には、近所の小学校で、緊急連絡会が開催された。復興を推進するための再建委員会が組織されたが、そのメンバーの大半は、ゼネコンやデベロッパー勤務であり、当初から建替を推進する声が強かった。

2 月、再建委員会により、現状説明会が開催され、補修と建替の概算見積もりが提出された（補修が約 1000 万円／戸、建替が 1270 万円／戸）。また、補修すると、建物の資産価値は少なくとも 2/3 以下に低下するとの説明もなされた。また、4 月にコンサルタントとして参入した S からも、補修で安全性を確保することがきわめて困難であり、建替の方が有利であるとの説明があった。住民の多くは、建替を希望するようになり、3 月と 7 月には建替方針決議が採択された。

一方、前述のように、建物自体の損壊はそれほどひどくなかったので、一部の住民（15 戸）は、マンションに戻って住もうと考えた。彼らは自費でライフラインを復旧し、マンションでの生活を再開した。彼らが、補修派を形成していくことになる。

しかし、建替派の勢力は非常に強く、マンション内で補修の意見を述べることも困難な状態であった。例えば、住民の意見を復興に反映させるとの名目で、9 月末から、フロアごとに住民懇談会が開催されることになったが、そこでも補修に関する意見を言えば、徹底的に非難・糾弾される状態だった。補修実現に向けて積極的に活動を展開していた住民の 1 人が、当時を振り返って次のように述べている。「補修や、その費用見積を、利害関係のない公平な第三者に依頼するようにお願いしても、解体を阻害し建替を遅らせると非難されました。」

補修派は、当初から、補修の可能性について検討するために建物調査を実施するよう強く主張していたが、建替派たる執行部の強硬な反対があり、なかなか実現できなかった。が、95 年末から 96 年初めにかけて、X、Y の 2 社から補修見積を取るようになった。X は補修派の依頼した業者であり、約 470 万円／戸の補修見積を提出した。一方、Y は建替派の依頼した業者であり、約 1100 万円／戸の補修見積を提出した。執行部は、補修に有利な X の見積を、参考資料扱いとし、検討の対象にしようとはし

なかった。また、住民に対しては、建物調査の内容や、補修工事の内容について十分な説明がなされず、補修に対する不信感を助長する結果になった。

11月、S および事業協力者から、建替に際して、権利の一時譲渡が必要であるとの説明があった（それまでの説明では、権利の譲渡は必要ないとされていた）。これにより、抵当権問題などが浮上することになる。実際、残債をかかえている区分所有者が建替希望 166 戸中 111 戸を占め、その総計は約 28 億円だった。そのうち、55 戸が解決のめどが立たない状態だった。しかしそれでも補修派はごくわずかに留まっていた。

96 年 5 月、アンケートの結果、補修の可能性を見極めるために詳細な建物調査が必要であるとする意見が約 1 割あり、5 月末の常任委員会で、再度、中立的機関に補修見積を依頼することが決定された。それまでの 2 つの補修案は、いずれも白紙撤回されることとなった。96 年 11 月に、補修見積が、約 1400 万円／戸、工期 32 ヶ月と提示された。その見積費用の高さに、特に、補修希望者たちの驚愕は大きかった。

さらに、96 年 11 月、県公社がデベロッパーとして事業協力することが内定し、建替が一気に現実化した。結局、平成 9 年 2 月、建替決議が、賛成 191、反対 17、無回答 6 で可決された。これに対して、補修派の一部は、決議無効の訴訟を起こした。その後、一審、控訴審とも原告（補修派）が全面敗訴し、現在、補修派住民は最高裁に上告している。

c) マンション C

43 戸 5 階建て、築 27 年のマンション。震災前には管理組合が事実上存在していなかった。

震災では、全壊判定を受けた。震災翌月の 2 月、有志住民により復興委員会が設置された。同じく 2 月、施工会社による住民説明会が開催され、復興工事費用の見積が、建替 1600 万円／戸、補修 1100 万円／戸と提示された。復興委員会では建替方針を固めた。以降、議論は「建替か補修か」ではなく「建替に賛成か反対か」という形で行われることとなった。3 月に実施されたアンケートでは、建替賛成は 33/40 であった。

4 月、施工会社と正式に工事請負契約を結び、5 階 43 戸を 6 階 50 戸にし、各戸を増床する計画が立てられた。6 月には、新築建物の権利帰属について、ブロック会を設けて住民の希望を調整した（最終的には 8 月に決定）。また、近隣住民対象の建替

説明会を開催し、建替（増床）への同意を求めた。7 月には、建替不参加者が権利を売却する際、売却先を集会で承認されなければならない、と決議した。いわゆる事件屋の介入を恐れたための措置であった(ただし、実はこの決議に法的拘束力がないことが、後日判明した。)結局、5 名の建替反対者の権利は、施工会社の不動産会社が全て買い取ることとなった。

8 月、建替決議が正式に可決された。同時に、解体決議も可決された。96 年 4 月、新築工事が着工された。工事費用は、約 2000 万円／戸であった。

5.4 分譲マンション復興過程のドキュメンテーション

復興方法の決議へと至る分譲マンション復興過程は、多様な関与主体の意思決定の連鎖であり、また、関与主体の参入・撤退を含む動的な過程であることを明らかにした。本節では、こうした分譲マンション復興過程の動態をモデル化することを試みる。具体的には、復興過程の動態を記述・評価するドキュメンテーション技法（CED ドキュメンテーション技法）を提示する。次に、それによって、前節で紹介した 3 つの事例の復興過程の分析を試みる。モデル化の目的は、第 1 に、各マンションの復興過程の動態の特徴を明示し、復興過程における問題点を診断すること、第 2 に、個々の具体的事例を相互に比較対照することを通じて、分譲マンション復興に関して一般性の高い知見を得ることにある。

5.4.1 CED ドキュメンテーション技法の概要

本項では、まず、CED ドキュメンテーション技法の概要について述べ、次に、具体的手続きについて説明する。CED ドキュメンテーション技法の概要は、復興過程における各関与主体の意思決定を CED 変換モデル(岡田, 1992)で表し、そのパスを復興へのコミットメントレベルと、合意形成の際の集合的情報共有レベルとを 2 軸とする平面上に、意思決定のパスを描いていこうというものである。一般に、意思決定は、認知(cognition; C)→評価(evaluation; E)→指令(direction, D)の 3 段階のプロセスで説明できるとされる（認知とは状況を把握すること、評価とは対応を練ること、指令とは行動を特定することである）。つまり、一つの意思決定は、C を前提として E がなされ、さらにそれらを前提として D がなされるという一連のプロセスとして捉えるこ

とができる。さらに、決議へ至るまでの復興過程の全体を、マンション全体による一つの集合的意思決定として見れば、C（被害状況の確定）→E（復興事業計画、資金計画）→D（決議）という CED ユニットとして捉えることができる。すなわち、復興過程においては、被害状況が前提となって、復興事業計画が策定され、資金計画が立てられ、さらにそれらを前提として決議がなされる。したがって、マンション全体としての意思決定（復興過程の全体）がスムーズに進捗するためには、各段階において十分な合意が形成されていなければならない。以上を踏まえつつ、CED ドキュメンテーション技法の具体的な手続きについて、順を追って具体的に説明していこう。

①コミットメントレベル（commitment-level space: CS）：Figure 5-2 の各段階は、決議にいたるまでに乗り越えられなければならないハードルを示している。重要なことは、各段階において、住民間の合意形成が必要なことだ。各段階での合意形成が、次の段階での合意形成の担保となって、復興過程は進捗していく。つまり、復興過程は、住民たちが、復興方法の決議に向けてコミットメントを強めていく過程である。その意味で、Figure 5-2 の各段階は、マンション住民のコミットメント・レベルを示している。

②集合的情報共有レベル（Information-sharing-level space: IS）：各段階で合意形成がなされるためには、住民間で情報が十分に共有されている必要がある。復興過程は、各段階における合意形成が担保となって進捗していく。したがって、ある段階での合意形成が円滑に行われるためには、前段階までの合意形成の内容が、情報として住民間に十分共有されていなければならない。具体的には、例えば、復興基本方針の策定段階で、十分な合意が図られるためには、前段階の被害程度が情報として十分に共有されている必要があるだろう。すなわち、Figure 5-2 の各段階は、復興過程の進捗に応じて、合意形成がうまくいくために住民間で共有されるべき情報を表している。

③各関与主体の意思決定の記述：各コミットメントレベルにおける、各関与主体の意思決定を、CED 変換モデルにより記述する。例えば、復興基本方針の策定段階において、住民は、マンションの被害程度や、自身の経済事情などを認知し(C)、建替と補修のいずれが望ましいかを評価し(E)、復興方法についての選好を表明する(D)。復興過程における全ての意思決定を、このように CED の形で書き出す。

④復興過程の動態のドキュメンテーション：各関与主体の意思決定(CED)を、コミットメントレベル (CS)と、集合的情報共有レベル(IS)の CS-IS 平面上にプロットする。

すなわち、各コミットメントレベルにおける各関与主体による社会的意思決定を、その時点における集合的情報共有レベルに対応させて、プロットする (Figure 5-4 を参照。ただし、図が徒らに煩雑になることを避けるために、CED の 3 要素を逐一表記することはしていない)。

以上が、CED ドキュメンテーション技法の具体的手続きである。この技法を用いることによって、複雑な復興過程の動態を視覚的に明示できる点が重要である。一枚岩型のマンションでは、各段階で多少の意思決定の齟齬や関与主体間のコンフリクトは存在するにせよ、全体としては、復興過程はほぼリニアに進捗する (Figure 5-3a)。すなわち、スムーズな復興過程の場合、意思決定のパスは平面上の斜め 45 度の直線で表現できる。一方、対立型では、コミットメントレベルの回帰 (一度した決定のやり直し) や、十分に合意が形成されないままコミットメントレベルだけが高まる、といったことが生じるだろう (Figure 5-3b)。個々のマンションの復興過程の動態は、こうした観点から整理し、評価することができる。

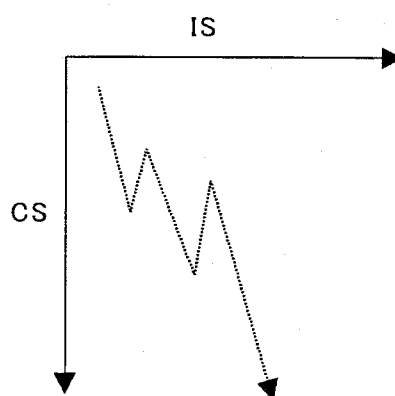
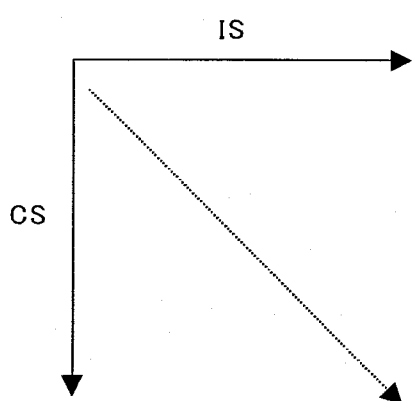


Figure 5-3a 一枚岩型マンションの復興過程

Figure 5-3b 対立型マンションの復興過程

5.4.2 分譲マンション復興過程の動態の分析

本項では、前節で事例報告した 3 つのマンションの復興過程について、上述の CED ドキュメンテーション技法を用いて分析した結果を報告する。

Figure 5-4 は、マンション A の復興過程の動態を、CED ドキュメンテーション技法を用いて記述したものである。また、Figure 5-5 は、同じくマンション A の復興過程について、各コミットメントレベルにおけるマンション全体としての意思決定がな

された時期を、CS-IS 平面状にプロットしたものである。マンション A の復興過程の特徴として、次の点が挙げられる。第 1 に、当初は、被害程度（補修不能）について十分な合意が成立しており、それに基づいて建替方針が選択された（Figure 5-4 中の①、以下同様）。第 2 に、にもかかわらず、建替計画が頓挫した(②)。第 3 に、補修可能性を検討すべく建物調査が実施された。その結果、補修可能との判定が下り、補修派が拡大した(③)。第 4 に、補修案は、積極的建替派の反対により、いったんは否決された(④)。もっとも、被害程度についての認識（補修可能）は共有されていた。結局、補修費用を低額にすることで、補修決議が可決された。

Figure 5-6 は、マンション B の復興過程の動態を、CED ドキュメンテーション技法を用いて記述したものである。また、Figure 5-7 は、同じくマンション B の復興過程について、各コミットメントレベルにおけるマンション全体としての意思決定がなされた時期を、CS-IS 平面状にプロットしたものである。マンション B の復興過程の特徴として、次の点が挙げられる。第 1 に、当初から執行部は強硬に建替を主張、それに対して、少数の積極的補修派が存在した(①)。第 2 に、補修派は、補修可能性を検討するための建物調査の実施を主張、建替派は補修可能性を検討すること自体に拒否の姿勢をとった(②)。第 3 に、結局、建物調査は複数回実施されたが、建替派、補修派とも、自らの望む復興方法を正当化するような被害程度を、正当なものとして認定しようとした(③)。最終的に決議にはいたったものの、被害程度をめぐる認識は最後まで共有されず、決着は裁判に持ち込まれることとなった。

Figure 5-8 は、マンション C の復興過程の動態を、CED ドキュメンテーション技法を用いて記述したものである。また、Figure 5-9 は、同じくマンション C の復興過程について、各コミットメントレベルにおけるマンション全体としての意思決定がなされた時期を、CS-IS 平面状にプロットしたものである。対立型マンションと比較しつつ、マンション C の復興過程の特徴を述べる。第 1 に、復興過程を通じて被害程度の正当性が問題になったことはない。第 2 に、建替決議に反対する住民も数名いたが、彼らは補修を主張するのではなく、建替事業に不参加となった。

全ての対立型マンションの復興過程を、CED ドキュメンテーション技法を用いて整理した結果、対立型マンションの復興過程は、2つのパターンに分類できることが明らかになった。第 1 は、建替方針でスタートしたものの、既存不適格問題など何らかの理由で建替計画が頓挫し、補修方向に転換したケースである。マンション A もこの

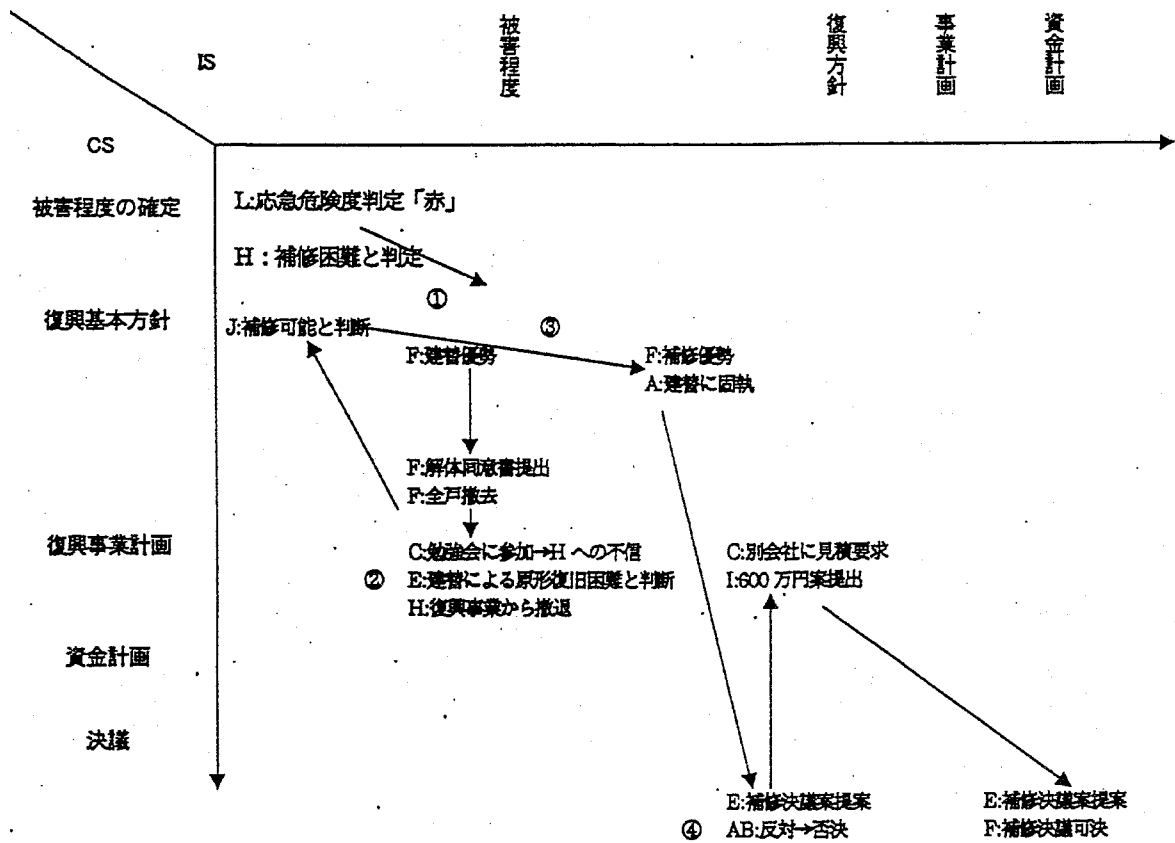


Figure 5-4 マンション A の復興過程のドキュメンテーション(1)

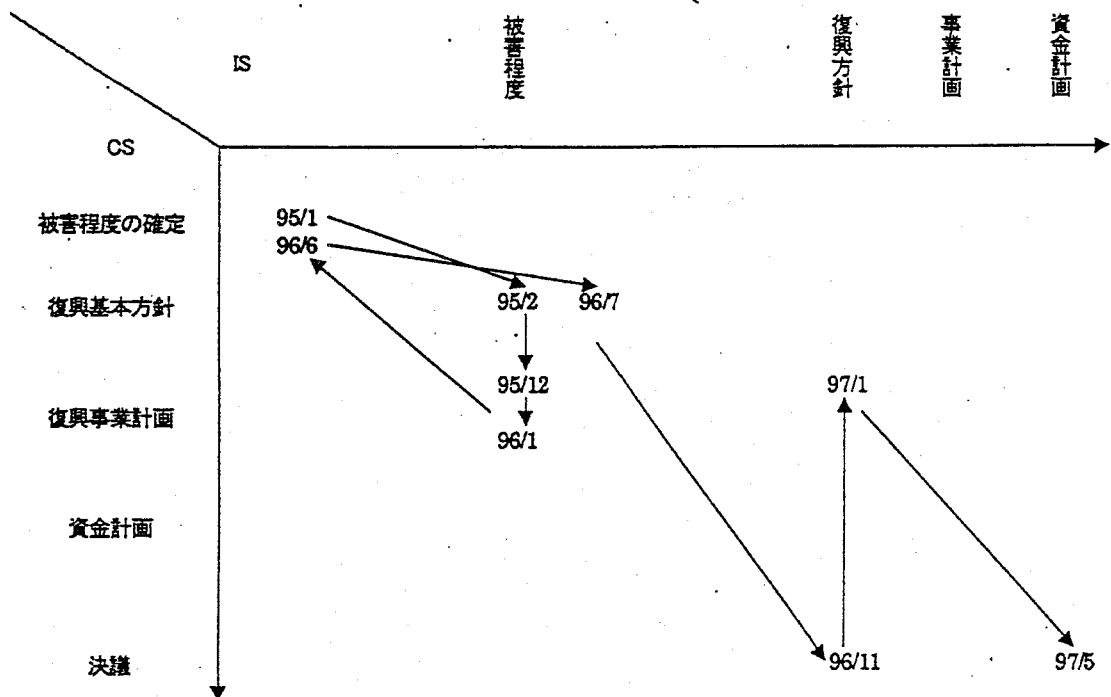


Figure 5-5 マンション A の復興過程のドキュメンテーション(2)

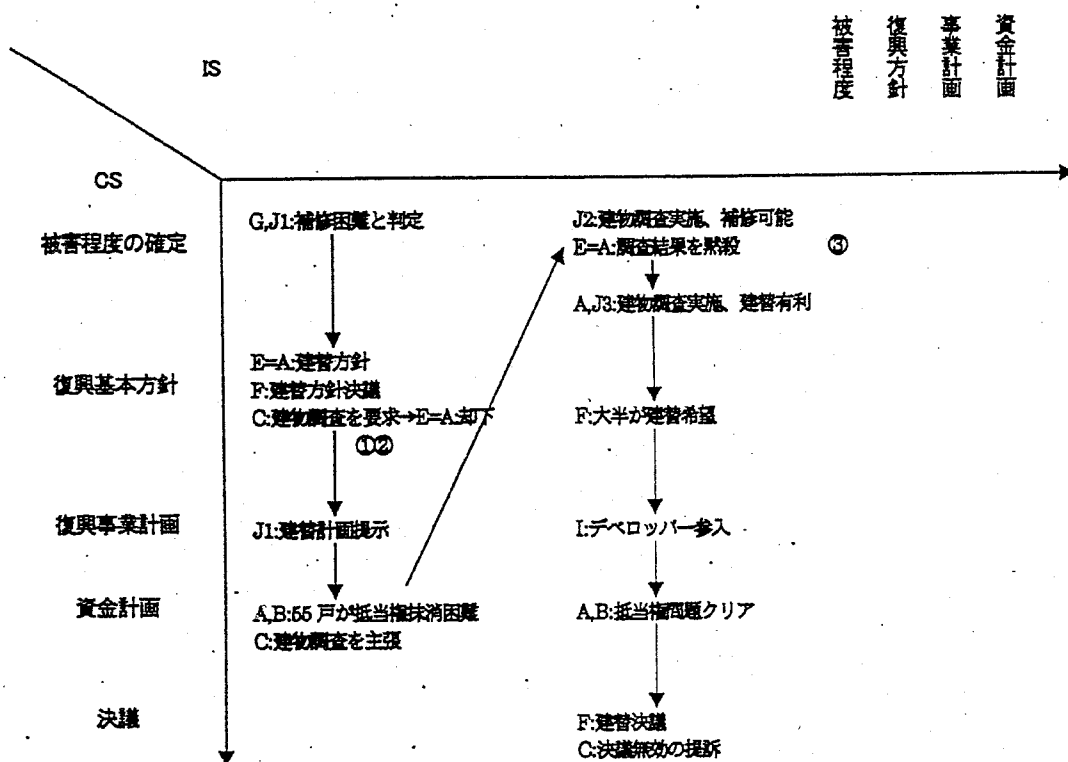


Figure 5-6 マンション B の復興過程のドキュメンテーション(1)

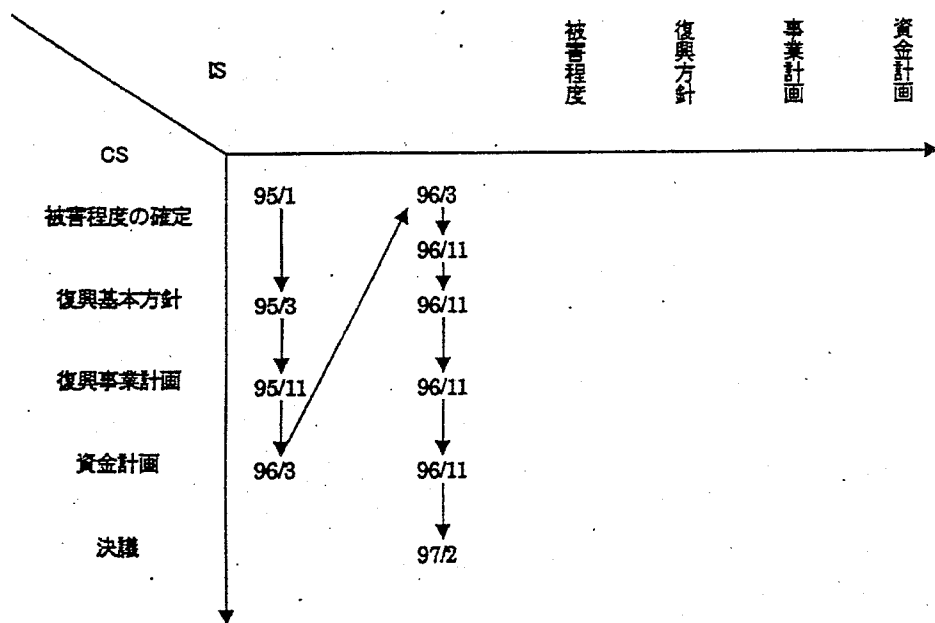


Figure 5-7 マンション B の復興過程のドキュメンテーション(2)

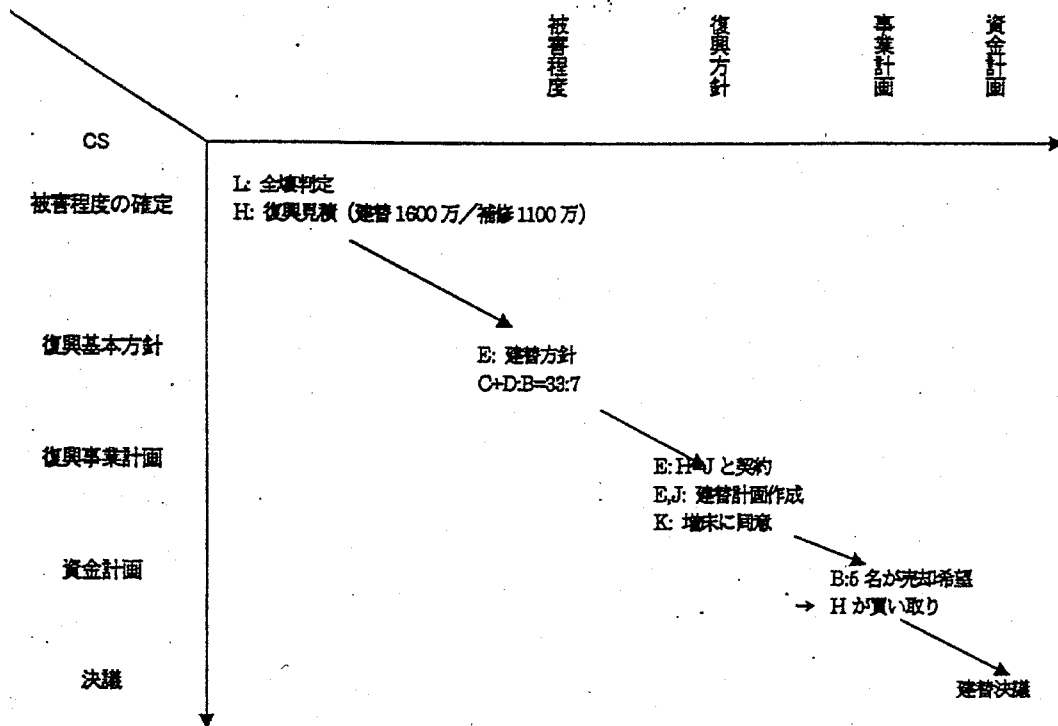


Figure 5-8 マンション C の復興過程のドキュメンテーション(1)

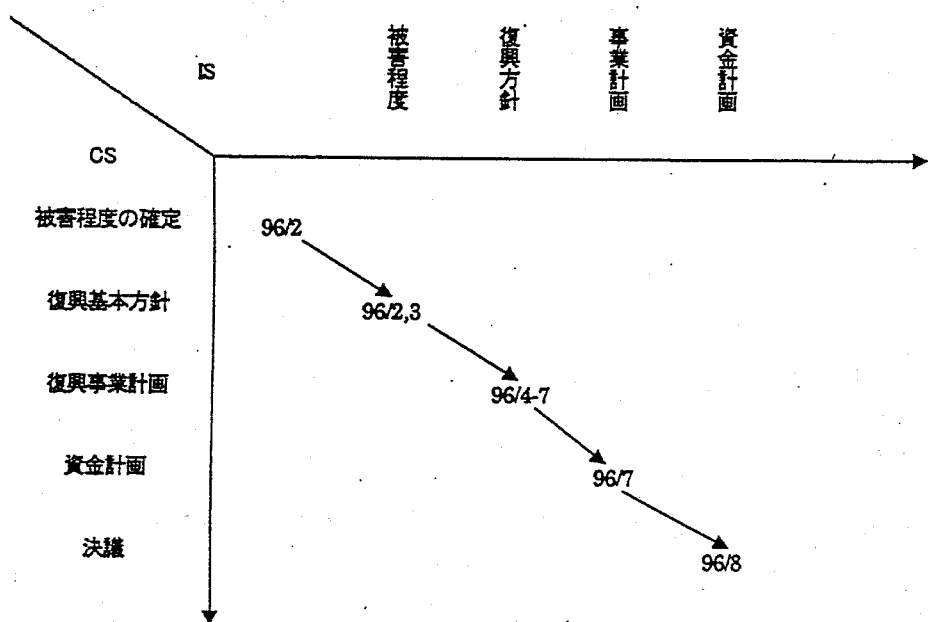


Figure 5-9 マンション C の復興過程のドキュメンテーション(2)

パターンに含まれる。このパターンの事例においては、当初は、被害程度について住民の合意がほぼ成立しており、多くの住民が建替を希望していた（より正確には、建て替えるしかないと考えていた）。しかし、既存不適格問題などの事情により原形復旧が事実上不可能であることが判明し、建替計画が頓挫した。その後、建物調査が実施され、被災建物が補修可能であることが判明した。すなわち、当初は多くの住民に建替を希望せしめるほど甚大であった「被害程度」が、実は補修可能な程度の被害程度であったことが明らかにされ、それに基づいて補修による復興がなされた。これらのケースでは、被害程度が「建て替えるしかない」というものから「補修可能である」というものへ移行する過程で、復興方法をめぐるコンフリクトが生じた。ただし、被害状況については基本的に合意が成立していた。

第2は、当初から建替派と補修派の間に明確な対立が存在していたケースである。マンションBがこのパターンに含まれる。これらのマンションでは、被害程度の確定をめぐって、激しいコンフリクトが生じた。すなわち、建物調査を実施するか否か、実施する場合、誰に調査を依頼するか、調査結果の正当性をどう評価するか、調査結果が複数ある場合、どれを正しいものとみなすか——これらをめぐって、建替派と補修派の間の対立が深まった。このことは、復興の法的ロジックからすれば、むしろ当然のことである。というのは、復興方法を正当化するのは、客観的な被害状況であるからだ。とりわけ、建替を選択する場合、被害の過分性が客観的に示されなければならないことは、先述の通りである。

以上のように、対立型マンションにおいては、「被害程度の確定」が復興方法をめぐる合意形成の鍵となっていた。とりわけパターン2のマンションにおいては、復興方法をめぐる住民間のコンフリクトは、実質的に、被害程度の確定をめぐるコンフリクトであった。

一方、一枚岩型マンションにおいては、被害程度について、住民間に、あるいは、住民と専門家の間に齟齬があった例はない。より正確に言えば、一枚岩型マンションでは、「被害程度の確定」についての合意は、そもそも明示的な問題たりえていなかった。また、一枚岩型マンションといえども、全員が建替（補修）に賛成であったわけではない。しかし、マンションCのように、反対者は補修（建替）を強硬に主張することなく、事業に不参加という選択をとった。つまり、一枚岩型マンションにおいては、復興方法が既成事実化し、反対者はそのもとで復興事業に「参加か不参加か」

の選択を迫られていた。

5.5 分譲マンション復興の実態：コンフリクト状況の社会的構成

前節では、CED・ドキュメンテーション技法に基づいて対立型マンション、一枚岩型マンションそれぞれの復興過程を分析し、対立型マンションにおいては「被害程度の確定」が復興の鍵になっていることを明らかにした。本節では、分譲マンション復興の実態が、法的（ないし、公的）ロジックとは別のロジックに従っていたことを指摘し、そのことが分譲マンション復興問題に対してもつインプリケーションを考察していこう。最後に、本章で提示したドキュメンテーション技法が災害研究に対してもつ意義を考察する。

これまで述べてきたように、分譲マンションの復興方法は、法的には、客観的な被害程度に基づいて、社会的に選択されるものとされている。特に、建替決議が成立するためには、被害の過分性が客観的に示されなければならない。一枚岩型マンションの復興過程は、少なくとも当事者の事後了解に即する限り、この法的ロジックに則ったものであった。しかし、対立型マンションの復興過程は、法的ロジックで想定されているようなりニアな過程ではなかった。以下、被害程度の確定と復興方法の（社会的）決定との関係を、一枚岩型マンション、および、対立型マンションの2つのパターンのそれぞれについて検討していこう。

一枚岩型マンションにおいては、一見、客観的な被害程度に基づいて、妥当な復興方法が選択されていたように見える。実際、当事者の事後的な了解によれば、例えば「補修できないほどの被害だったので、建替で復興することになった」というように、復興過程は法的ロジックと整合したものであった。しかし、実際には、まさに「補修できないほどの被害」という言明に現れているように、専門的知識を持たない一般住民にとって、被害程度と復興方法はトートロジカルに結びついたものであった。つまり、被害程度がまず客観的に確定されて、その後に復興方法が選択されるというよりも、被害程度と復興方法が実質的には同時決定的であるというのが、一枚岩型マンションの復興過程の実態だろう。言い換えれば、「被害が客観的に一意に定まったから、復興方法について齟齬が生じなかった」というよりも、「復興方法に齟齬が生じなかったから、被害程度の確定がそもそも問題にならなかった」という方が如実の実態をより正確に表しているのではあるまいか。実際、パターン1のマンションにおいては、被害程度についての合意が当初成立していた

にもかかわらず、建替の実現可能性の認識が変化して、復興方法に住民間で齟齬が生じたために、被害程度が見直されざるをえなかった。

対立型マンションの復興過程においては、前節の分析結果が示しているように、被害程度が客観的に確定された後に復興方法についての合意がなされたわけではなく、逆に、住民らの選好する復興方法から被害程度が確定されていた⁵⁰⁾。パターン 1 では、建替計画が頓挫した後、補修可能性を確認するために建物調査が実施され、当初は「建て替えるしかない」ことが共通認識となっていた被災建物が、補修可能であることが判明した。このことは、復興方法（補修）を妥当なものとして正当化する被害程度が、事後的に選択可能であることを示している。すなわち、被害程度の現実構成の仕方は、決して一意に決まるものではなく、当事者の選好によって別の姿を取り得る多層的なものなのである。もっとも、当事者の理解に即せば、被害程度と復興方法の関係は法的ロジックに基づいたものと認識されていることが多い——「建物調査の結果、実は補修可能な程度の被害であることが判明したので、補修で復興することになった」というように。

被害程度という現実の多層性がより明確に見て取れるのが、パターン 2 のマンションである。パターン 2 のマンションにおいては、建替派と補修派の双方が、自らの選好する復興方法を正当化する被害程度を妥当な（客観的な）ものであると主張し、被害程度の確定をめぐる深刻なコンフリクトが生じたのであった。つまり、自らの望まない復興方法を正当化する被害程度に対して、常に異議を申し立てることが可能であった。このことは、「客観的な被害程度」という現実そのものが多層的であり、多くの当事者の関与によって別の姿を取り得るのだということを示している。専門家の提示する「客観的な」被害状況も、そうした多層的な現実の一つに過ぎず、現実を一意的に収斂させるだけの力を持ち得なかった。実際、パターン 2 のマンションでは、専門家の判断自体が、当の専門家の利害関心を反映していると、住民達によって認識されていた——「あの人は、補修よりも建替の方が会社が儲かるので、住民の意見を建替に誘導しようとして、補修費用を高額なものと算定しているのだ」というように。ただし、パターン 2 のマンションにおいても、当事者の事後的理解に即せば、被害程度はあくまでも「客観的」なものと捉えられており、それに基づいて正当な復興方法を主張していると理解されていた。

以上のように、対立型マンションにおいては、被害程度という現実が多層的であり、それが「客観的」被害程度として社会的に合意されるか（あるいは、されないか）は、住民の選好する復興方法に応じて決まっているといえる。ただし言うまでもなく、被害程度と

いう現実がどの程度多層性をもち得るかは、物理的な被害状況と、資金調達能力をはじめとする住民側の諸事情の双方によって制約される(Figure 5-10)。第 1 に、極端な話、建物が跡形も無く崩壊した場合には「建替しかあり得ない」との現実認識が共有され、それ以外の被害程度が現実味を帯びて信憑されることはまずないだろう。逆に、窓が割れた程度の軽微な被害であれば、被害程度は「建替など考えられない」といった形で一意に定まるだろう。これらの場合、復興方法の合意は容易に成立する。物理的被害がこれらの中間にある場合、被害程度について多様な現実構成が（潜在的には）許容されることになる。第 2 に、被害程度の多層性は、住民側の事情によっても制約される。物理的な被害が「中途半端」で潜在的には多様な被害程度という現実を許容するものであったとしても、資金調達能力やマンションの資産価値に対する価値観に住民間で大きな違いがなければ、復興方法についての合意は比較的容易になされるだろう。逆に、住民間でこれらに違いがあれば、復興方法をめぐる対立が生じ易いだろう。その場合、被害程度という現実も、それぞれの選好する復興方法に相関して構成されることになる。要するに、客観的な被害程度とは、資金調達能力などの諸事情が異なり、その事情に基づいて復興方法を選好する住民たちによる、社会的構成の産物なのである。

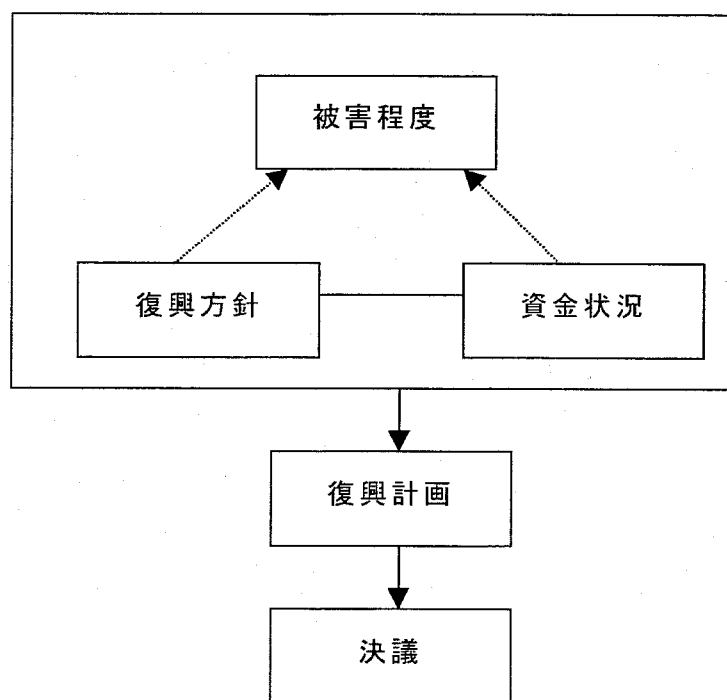


Figure 5-10 「被害程度」の社会的構成

以上のことから、分譲マンション復興過程は、循環的な 2 つのロジックによって支配されていたと言えよう (Figure 5-11)。一方で、復興過程は、法的・公的ロジック、すなわち、「被害程度に基づいて、復興方法についての合意がなされる」というロジックに従っている（と了解されている）。これは、当事者が、事後的・反省的に復興過程を整理したり、復興過程について第三者に説明したりするときに用いられるロジックであるとともに、法的要請である以上、（少なくとも表面的には）遵守せざるを得ないロジックである。他方、復興過程の渦中においては、当事者たちは「復興方法に基づいて、被害程度を社会的に構成（選択）する」というロジックに従っていた。このことは、対立型のパターン 2 において、とりわけ明瞭であった。

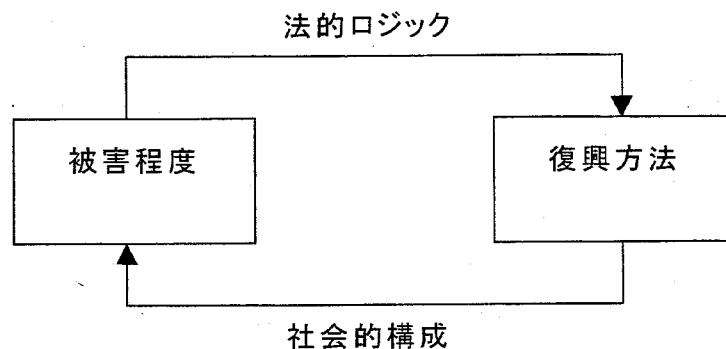


Figure 5-11 分譲マンション復興の 2 つのロジック

そうすると、マンション復興にとって重要なことは、被害程度を正確に判断して復興方法を決める（法的ロジック）のではなく、資金状況をはじめとする復興の条件を十分に見通して、それを正当化する被害程度をその復興方法を「客観的に」正当化するものとして認定することだろう。つまり、復興が円滑に進捗し、確実に復興できるかどうかは、復興初期の被害状況の確定段階において、資金状況をはじめとする復興の条件について、どれだけ正確に見通しているかによって決まると言える。言うなれば、復興初期に未来をどれだけ織り込んでいるかが、復興の確実性を高めるのである⁵¹⁾。実際、対立型のパターン 1 では、建替計画が頓挫したため、補修に方向転換せざるを得なかった。これらのマンションは最終的には復興されたものの、復興方法の決議に至るまでにはかなりの時間を要した。あるいは、われわれの調査事例には含まれていないが、中には再建方針のもと早期に建物を解体したものの、建替計画が頓挫し、解散せざるを得なくなったケースも数例存在する。これなどは、初期段階に未来を織り込まずに復興に失敗した典型といえよう。

では、そもそも復興方法をめぐって建替派と補修派との間にコンフリクトが存在している場合（パターン 2）、それを解決する有効な方法はあるだろうか。現状では、その解決はきわめて難しい。なぜなら、このコンフリクトは、結局のところ被害程度の確定をめぐるコンフリクトに収斂するわけであるが、複数の（可能的な）被害程度のうちどれが客観的なものであるかを担保する手段がないからだ。すなわち、いわば「ごね得」が常に成立する可能性がある、当事者によって認識されてしまう状況なのである。建替派と補修派の双方が、事態をこのように認識することによって、相互の不信は一層増幅されてしまうだろう。したがって、筆者としては、何らかの形で被害程度の客観性を担保することが必要であるとする。具体的には、実務レベルでの被害程度確定方法の整備、被害程度の客観性を認定する第三者機関（と当事者にとって認定される機関）の設立などが考えられよう⁵²⁾。

最後に、本章で提示した CED ドキュメンテーション技法が、災害復興事業をめぐるコミュニティ・コンフリクト研究に対してもつ意義を考察しよう。第 1 に、CED ドキュメンテーション技法によって図示されるパスは、コンフリクト状況における実効的なオプションが、当事者集合体による社会的構成の産物として、いかに変化していくかを表現している。言い換えれば、コンフリクト解析などのゲーム・モデルが分析対象とするゲーム状況そのものが、当事者集合体の集合性のせめぎあいによって、いかに社会的に構成されるのかを表現している。一般に、本章が対象とした分譲マンション復興過程に限らず、災害からの地域復興やまちづくりにおいては、当事者、専門家を含む複数の関与主体間の合意形成が必須となる（例えば、阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク編, 1998）。これらの合意形成過程においては、各関与主体の意思決定の制約条件となる状況や制度が時系列的に変化することがしばしばであるし、また、関与主体の参入・撤退を含む、利害対立構造の動的な変容が見られることもある。こうした複数の関与主体による合意形成過程の動態の特徴を明示し、その問題点を抉出する手法として、本技法は、広範な災害復興過程、都市開発過程の分析に適用することができるだろう。

第 2 に、モデルの「了解可能性」を挙げることができる。災害復興過程に実践的に携わろうとする研究者にとって、生成力(Gergen, 1994a)のある理論を提供することが最も重要となる。理論の生成力とは、社会（集合体）の自明の前提を疑い、社会（集合体）の中に新たな代替案を生み出す能力である。災害復興に即して言えば、復興に携わる当事者たちの自明の前提を疑い、当事者たちが復興を実現するのに実践的に役立つような代替案

を生み出す理論が、生成力をもつ理論である。ところで、理論が生成力をもつためには、その理論が当事者にとって十分に了解可能でなければならない。そのことによって始めて、復興過程の渦中にいる当事者が明確な現状認識をもつことができ、また、理論から示唆される事態改善の代替案が、当事者たちにとって実効的なものとなるからだ。ことに、災害復興やまちづくりの主体が、行政などの一部のエリートから、一般住民へと変化している近年においては（田村，1999）、このことは一層重要性を増している。つまり、モデルの社会的な了解可能性がより求められるようになってきている。本章で提示した CED ドキュメンテーション技法は、複雑な復興過程の特徴と問題点を視覚的に明示するものであり、そうした社会的要請に応える試みの一つと見なすことができるだろう。

5.6 結語

本章では、阪神大震災後の分譲マンション復興をめぐる住民間コンフリクトの動態を、CED ドキュメンテーション技法を用いて検討した。すなわち、第 1 に、41 棟のマンションを対象とした実態調査をもとに、分譲マンションの復興過程の概要を整理した。第 2 に、CED ドキュメンテーション技法を用いて、各マンションの復興過程の動態を検討し、対立型マンションの復興過程を類型化した。第 3 に、復興過程の分析結果から、分譲マンション復興過程が 2 重のロジックに従っていたことを見出した。2 重のロジックとは、「客観的被害状況→復興方法の社会的選択」という法的・公的ロジックと、「復興方法の選好→被害状況の社会的構成」という潜在的ロジックである。最後に、本章で提示した CED ドキュメンテーション技法が、コンフリクト状況の社会的構成の動態を表現する有効な手法であること、また、高い「了解可能性」をもつことを論じた。

もちろん、CED ドキュメンテーション技法は、記述レベルの分析装置にとどまっている。関与主体の変化、意思決定の制約条件の時系列的変化を含むような、コンフリクトの動態を、いかにフォーマルにモデル化するかは、今後の重要な検討課題の一つである。

第 6 章

結論

本研究は、地域計画・災害復興をめぐるコミュニティ・コンフリクトについて、グループ・ダイナミックスの立場から、その「対立の構図」を理論的・実践的に検討した。本章では、研究成果の概要をまとめるとともに、今後の展望について述べる。

6.1 研究成果の概要

第 1 章では、まず、ゆたかな社会が到来した現代日本社会においては、地域計画・災害復興をめぐるコミュニティ・コンフリクトが事実上不可避となっていることを指摘し、コンフリクトを解消する方策を検討することが社会的な要請となっていることを述べた。特に、コンフリクトの「対立の構図」——コンフリクトがいかなる主体間で、いかなる争点をめぐって、いかなるメカニズムによって生起しているのか——を的確に捉えることの必要性を論じた。

次に、本研究の全体を貫く理論的視座であるグループ・ダイナミックスについて、その概要を説明し、本研究の目的を、地域計画・災害復興をめぐるコミュニティ・コンフリクトについて、グループ・ダイナミックスの立場から、その「対立の構図」およびその動態を明らかにすることを通じて、コミュニティ・コンフリクトの解決に向けて実践的な知見を得ることにあると述べた。その上で、本研究の構成について述べた。

第 2 章では、京都駅ビル高層化問題をめぐるコミュニティ・コンフリクトの「対立の構図」を、コンフリクト解析を適用して検討した。具体的には、開発会社、反対派市民連合、仏教会、一般市民の 4 者間のハイパーゲームとして定式化した。モデル化を通じて、コンフリクト解析が、現実のコンフリクトのマクロ的構造を表現する、きわめて有効な手法であることを示した。また、(顕在的なプレイヤーに加えて)一般市民(世論)をプレイヤーとして捉えることの必要性を論じ、同時に、コンフリクト解析において、それが実際に可能であることを示した。なお、分析対象時点以降の事実経過は、コンフリクト解析によるモデル化が十分に妥当であることを示していた。最後に、コンフリクト解析の意義について考察した。第 1 に、コンフリクト解析によって得られる均衡解は、コンフリク

ト状況のマクロ構造の全体的性質を表現したものであることを論じた。第 2 に、コンフリクト解析には、当事者たちに、コンフリクト状況の全体像についての現状認識を与えるという実践的意義があることを論じた。

第 3 章では、長崎大水害語の復興事業をめぐるコミュニティ・コンフリクトを、スーパーゲームおよび感度分析を適用して検討した。スーパーゲームとは、複数時点のコンフリクト解析をつなぐことによって、コンフリクトの時系列的変化を表現する手法である。また、感度分析とは、コンフリクト解析で得られる均衡解が不変であるために各プレイヤーの選好順位が満たすべき必要十分条件を求める手続きである。まず、長崎大水害後の復興過程における、中島川の改修および眼鏡橋の復元計画をめぐるコミュニティ・コンフリクトを、スーパーゲームを用いて分析した。具体的には、復興過程を 3 つの phase に分け、それぞれの phase をコンフリクト解析を適用してモデル化し、コンフリクト状況の時系列的変化の特徴を論じた。次に、phase 2 のコンフリクトに感度分析を適用した結果について報告した。その結果、同コンフリクトが、行政の出方に大きく左右される状況であったことが示唆された。最後に、感度分析の意義を、理論的・実践的に考察した。感度分析によって得られる制約条件の多寡は、各プレイヤーの「事態規定力」、および、コンフリクト状況の「マクロ的安定性」の指標として捉えることができる。とりわけ後者は、マクロ変数の新たな計量法として、理論的意義を有するものである。第 2 に、実践的には、感度分析の導入によって、コンフリクト解析を実施するにあたっての調査戦術の改善、および、当事者に対するより具体的な働きかけが可能となることを論じた。

ところで、コンフリクト解析（を含むゲームモデル）は、1 つの重大な前提に基づいている。それは、プレイヤーたちが（コンフリクト解析が想定するような）共通のロジックに従って行動決定する、という前提である。言い換えれば、コンフリクト解析によるモデル化は、プレイヤーたちが、いわば同一の土俵に乗っているという想定を前提として、成立している。しかし、この前提は、現実のコンフリクト状況をつぶさに観察すると、必ずしも現実的ではない。したがって、コンフリクトの「対立の構図」を（コンフリクト解析のように）第三者的視座から明らかにすることはきわめて重要であるが、同時に、「対立の構図」そのものが、当事者たちによっていかに社会的に構成されているのかを、当事者的視座から、可能な限りありのままに掬い取る試みも必要である。

以上のような理解に基づいて、第 4 章では、コンフリクト状況における「プレイヤー」の社会的構成という問題に焦点を当てた。具体的には、長崎大水害の被災体験者集合体が、

長崎大水害についていかなる災害イメージを構成しているか（長崎大水害という社会的現実をいかに構成しているか）を、会話分析を通じて明らかにすることを試みた。対象としたのは、第3章でもプレイヤーとして設定した行政（防災関連担当者）と中島川を守る会、および、同水害で甚大な被害を受け、現在は自主防災活動に積極的に取り組んでいる2つの自治会の4集合体である。まず、災害イメージを、主観的表象としてではなく、コミュニケーションを通じた社会的構成の産物として捉えるべきであることを論じ、併せて廣松渉の判断論に基づいて、災害イメージの類型——事象・事態——を提示した。次に、長崎大水害の特徴を述べるとともに、調査対象とした4つの集合体について、概略を報告した。そして、各グループの長崎大水害をめぐる会話を分析し、それぞれの集合体の構成している長崎大水害イメージの特徴を、事象—事態の観点から整理した。最後に、事象—事態という集合性の相違が、災害復興事業をめぐるコミュニティ・コンフリクトに対してもつ含意を考察した。すなわち、災害を事象化している集合体（あるいは、事態化を拒否している集合体）は、コンフリクトのプレイヤーとして顕在化しない可能性を指摘した。言い換えれば、そのような集合体は、コンフリクトの土俵に上がることもできず、「蚊帳の外」に置かれつづけてしまう危険性を有していることを指摘した。

第5章では、「オブション」を含むコンフリクト状況が、当事者集合体によっていかに社会的に構成されているかについて、CED ドキュメンテーション技法を用いて表現することを試みた。具体的には、阪神大震災後の分譲マンション復興過程をめぐる住民間コンフリクトを事例とし、その動態を検討した。まず、分譲マンション復興過程を規定する法的ロジックを整理するとともに、甚大な被害を受けた分譲マンション41棟を対象とした調査結果を報告し、震災後の分譲マンション復興の全体像を明らかにした。次に、CED ドキュメンテーション技法を提示し、いくつかの事例の復興過程を分析した。その結果、分譲マンションの復興過程が、二重のロジックに従って進行していたことを見出した。すなわち、「客観的な被害状況→復興方法の社会的選択」という法的ロジックと、「復興方法の選好→（客観的）被害状況の社会的構成」というロジック、である。最後に、CED ドキュメンテーション技法は、コンフリクト状況が社会的に構成される動態（紆余曲折）を、視覚的に明示するものであること、その点で、きわめて「了解可能性」の高いモデルであることを指摘した。

以上が研究成果の概要である。要点を整理すると、

1. コンフリクト状況の「対立の構図」を捉えるためのモデルとして、ゲーム・モデルを

提案した。具体的には、コンフリクト解析、および、感度分析が、コンフリクト状況のマクロ的構造を表現する有力な手法であることを明らかにし、事例分析を通じて、コンフリクト解決に向けての実践的知見を提供し得ることを確認した。

2. コンフリクト状況の動態を表現する手法として、スーパーゲーム、CED ドキュメンテーション技法を導入し、それらがコンフリクト状況の推移のエッセンスを的確に捉え得るものであることを明らかにした。特に、CED ドキュメンテーション技法は、コンフリクト状況の展開の紆余曲折を視覚的にわかりやすく表現できる点がポイントである。
3. ゲーム・モデルで表現される「対立の構図」が、そもそも当事者集合体によっていかに社会的に構成されているのかを明らかにすることの重要性を指摘し、会話分析の手法を用いて、「プレイヤー」がいかに社会的に構成されるのかを示した。
4. コンフリクト状況の「対立の構図」、とりわけ、可能的な「オプション」が、当事者集合体による社会的構成の産物として変化していく様態を、CED ドキュメンテーション技法を用いて表現した。

6.2 展望

最後に、本研究の成果を踏まえ、コミュニティ・コンフリクト研究の今後の展望について述べておこう。以下、理論的課題と実践的課題について述べる。

理論的には、次の2点が今後の課題と言える。第1は、コンフリクトの時系列的変化を、いかにモデル化するかである。再三指摘しているように、コンフリクト状況は、本来、動的な性質をもつ。したがって、その動態を的確にモデル化することが必要である。第3章では、複数時点のコンフリクト解析をつなぐスーパーゲームを用いて、コンフリクト状況の時系列的変化を表現することを試みた。スーパーゲームを発展させる試みとしては、坂本・萩原(2000)が、プレイヤーの態度変化を微分方程式でモデル化し、態度変化関数の値に基づいて、プレイヤー、オプション、選好順位を決定することによって、複数時点のコンフリクト解析を時系列的につなぐアプローチを提案している。こうしたコンフリクト解析と力学系モデルを組み合わせるアプローチは、コンフリクト状況の動態をモデル化する1つの重要な手法となるだろう。

コンフリクト状況の質的变化を表現するには、コンフリクト解析の枠組みを離れてモデ

ルを検討する必要もあるだろう。第 5 章で提案した CED ドキュメンテーション技法は、コンフリクト状況の質的变化を記述するアプローチの 1 つである。今後、このようなコンフリクト状況の推移を、より分析的に明らかにするモデルの開発が必要であろう。この点については、例えば、ペトリネット理論(青山・内平・平石, 1995)を用いてコンフリクト状況の時系列的推移を分析するアプローチが提案されている(Okada & Hideshima, 1995; 秀島・岡田・榎本・檀村, 1996)。

理論的課題の第 2 は、当事者の現実構成の様態（生活世界のあり様）を的確に捉える方法論の整備である。第 4 章で用いた事象－事態の枠組みは、そうした試みの 1 つである。今後、こうした当事者のロジックの本態を捉える概念枠組みを開発し、蓄積していくことが必要であろう。例えば、過疎地域の活性化運動の展開を、大澤(1990)の贈与－略奪概念で分析した森(1997)の研究、地域医療をめぐる住民運動を、廣松(1993)に基づいた役割－役殻概念を用いて論じた孫(1998)の研究、などは、こうした試みの 1 つとして位置付けることができる。

次に、実践的課題について述べる。本研究では、コンフリクト状況の「対立の構図」を、第三者－当事者の二重の視座から捉えることの重要性を論じ、そのことを試みてきた。しかし、メタ的に見ると、本研究は、現実のコンフリクト状況に外在し、第三者的にコンフリクト状況を記述・分析したものである。言い換えれば、理論を介したフィールド当事者との協働(杉万, 1998b)という側面は、本研究では完全に欠けている。グループ・ダイナミックスが実践を第一義的目標とする学問分野であり、また、理論の価値が生成的能力(Gergen, 1994a)にあるとするならば、今後、より積極的に現実のコンフリクト状況に関与し、当事者との協働的实践を通じて、状況改善を志向していくことも必要だろう。そのためには、理論モデル（とそこから得られる知見）をフィールドに適用するための方法論の整備、当事者による理論モデルの評価をモデル構築に反映させるためのフィードバック・システムの開発、などが必要であろう。

地域計画・災害復興をめぐるコミュニティ・コンフリクトは、理論的にも実践的にも、チャレンジすべき課題を多数含んでいる。それは、現代社会における重要な社会問題であるばかりでなく、理論モデル開発のフロンティアでもある。今後、述べてきたような理論的・実践的課題に取り組んでいきたい。

注

- 1)ここで言う主体は、個人にとどまらず、さまざまな規模の集団、組織を含む。
- 2)住民運動は、例えば、「地域住民が、居住地域に発生した、あるいは発生すると予測される問題を解決するために、住民単独で、あるいは主体的に他の集団や他の地域の構成員に働きかけて共同で、問題の発生源や政府、自治体などに交渉しつつ、展開する運動」と定義されている（奥田,1993）。
- 3)近年、社会心理学において、集合体と個人の相互規定関係を主題化する、いわゆるミクロ・マクロ問題の視点が広まりつつあり(永田編, 1993; 杉万, 1992)、さまざまな立場が表明されている——方法論的個人主義に立脚し、(社会)環境に対する個人の道具的適応という観点から、個人—社会関係を論じる「進化論的社会心理学」の立場(例えば、山岸, 1998; 亀田・村田, 2000、など)、「心と文化とは歴史的循環の中で互いに生成しあう」(北山・唐沢, 1995)という観点から、文化と心の相互構成過程を論じる「文化心理学」の立場(北山, 1995; 1998)、個人の認知システムと社会制度・社会関係との相互影響関係を論じる「認知社会心理学」の立場(池田・村田, 1991; 池田, 1997)など。しかし、本論が依拠するグループ・ダイナミックスは、これらとは異なり、社会構成主義(Gergen, 1994a; 1994b; 1999)に立脚している。社会構成主義とは、「われわれが、普通、外界に実在していると思っている存在は、ことごとく、自分を含む集合体によって存在せしめられたものである」という命題を基本的主張とし、物象化(廣松, 1983)の様態やメカニズムを明らかにしようとする理論的立場である。要するに、本論に謂うグループ・ダイナミックスは、集合性一元論をとるのであって、個人と集合体の二元論に立脚するミクロ・マクロの視点とは、明確に峻別されねばならない。
- 4)集合性とは、正確には、次のような 4 項関係態のことである。すなわち、「コミュニケーション」としての「集合的行動」が、「間主観的外部」としての「環境的外部」と相互規定的に進展する、という 4 項関係態である。詳しくは、Sugiman(1997)、楽学舎編(2000)を参照。
- 5)古くは Lewin(1945)が、「よき理論ほど実践的なものはない」として、グループ・ダイナミックスにおける実践の重要性を説いている。
- 6)同じく、Gergen(1994a)は、社会構成主義の立場から、理論の価値を「生成的能力」という言葉で表している。理論の生成的能力とは、「社会の前提そのものを疑い、現代の

社会生活そのものを疑い、「当たり前」とされていることを疑い、そして、その結果、社会の中に新鮮な代替案を生み出す能力」である(訳書 p.143)。

7)このことは、グループ・ダイナミックスが、「人間科学」の一部であることの、必然的な帰結である。人間科学とは、自然科学とは異なり、研究者と研究対象との間に、明確な一線など引けない、ということを方法論的公理とする科学である。言い換えれば、研究者と当事者は、同じ土俵の上で、互いに影響を与え合っているという前提からスタートする科学である。詳しくは、楽学舎編(2000)を参照。

8)この点について、廣松(1993)は、人間行動の研究にとって、フュア・ウンス(学知的・反省的見地)の視座と、フュア・エス(当事者的見地)の視座の双方が必須であることを、詳しく論じている。また、矢守(1999)は、グループ・ダイナミックスには、<鳥瞰図>の知識と<虫瞰図>の知識の双方が必要であることを、きわめて明快に論じている。

9)例えば、Luhmann(1984)は、社会システム理論の立場から、コンフリクトを「矛盾がコミュニケーションをとおして自立化するオペレーション」(訳書 p.708)と定義した上で、コンフリクトが、社会システムの維持に重要な役割を果たすことを論じている。

10)ゲーム理論についての全般的な解説については、岡田(1996)、鈴木(1994)などを参照。また、ゲーム理論には、非協力ゲーム理論と協力ゲーム理論とがあり、「コンフリクト解析」は、前者の範疇である。

11)なお、均衡解は、少なくとも1つ、必ず求めることができる。証明は、岡田ら(1988, p.37)を参照。

12)全てのプレイヤーにとって合理的安定である均衡解は、ナッシュ均衡と同義である。

13)敷地の一定割合を、公共的な公開空地として提供すれば、高さや容積率の割増が認められる制度。

14)京都ホテル周辺の高さ制限は45メートルであるが、総合設計制度の適用により60メートルまで可能になる。

15)本コンフリクトの特徴として、各プレイヤーの選好順位が、開発会社のオプション選択を基準にしてブロッキングされていることが挙げられる。つまり、開発会社が「早期着工」「コンセンサス形成」「規模縮小」のどれを選択するかが、各プレイヤーの選好順位の基準になっている。

一般に、誰か一人のプレイヤーの選好順位が、そのプレイヤー自身のオプションによっ

てブロッキングされている場合、そのプレイヤーの最も好ましい選択肢を含む発生事象が均衡解になることが証明できる。本コンフリクトに即して言えば、開発会社の選好順位が「早期着工」「コンセンサス形成」「規模縮小」でブロッキングされたものである限り、「早期着工」が必ず均衡解に含まれることになり、それを阻止するのに有効な（他プレイヤーの）オプションは存在しないことになる。その結果として、一般市民をも巻き込んだ、開発会社と反対勢力（反対連合と仏教会）の全面对立という可能性を残すことになる。

16)一定の幅以上の道路に囲まれた街区で、公共空地などが確保されていれば、建築基準法と都市計画法に基づき、容積率や高さ規制についての基準設定を、新たに緩和できる制度

17)岡田ら(1995)は、特に、Robustness 分析と命名している。

18)ステップ 3 は非常に煩雑であり、集約が困難な場合が多い。

19)中島川を守る会について、詳細は、本章第 4 節を参照。

20)同一ゲームの繰り返しの系列をスーパーゲームと呼ぶこともある(瀧川, 1989)。

21)この指標は、言うまでもなく、制約条件の多寡を表すものとしては近似的である。

正確を期するためには、1 つの発生事象に対して複数の制約条件が得られた場合に、それらの制約条件の間の相互関係を考慮しなくてはならない。しかし、このことは事実上、ステップ 3 の実行と同値であり、行政については、現状では技術的制約から断念せざるを得なかった。それゆえ、不等号の数によって近似することにした。

22)このこと一「規定力」の大小一は、当該コンフリクトの外部にいる「観察者」の視座から明らかになることである。すなわち、コンフリクトの「当事者」がそのような実感をもっていることや、（事態が自分にとって有利に展開するように）実際に規定力を行使することを、ただちに含意するものではない。

23)「規定力」に関する以上の考察については、次のような疑問が浮上するかもしれない。

「規定力」の強弱は、結局のところ、各プレイヤーのもつオプションの数に規定されているのではないか。Phase2 において行政の「規定力」が強かったのも、行政のもつオプションの数が、復興委、一般市民に比べて多かったからではないのか。確かに、オプションの数が個々のプレイヤーの「規定力」に影響を及ぼす面もある。しかし、その影響の仕方はそれほど単純なものではない。つまり、オプションの数が個々のプ

レイヤーの「規定力」を一意に決定するわけではない。今度、オプション数と規定力との間の関係を明らかにして、その関係を踏まえた上で、各プレイヤーの「規定力」を捉えていく必要がある。

24)注 22 でも述べたように、ここでの議論は「観察者」の視座を想定している。一方、「当事者」の視座に立てば、例えば、当該コンフリクト状況に対する市民の態度（選好）が不明である場合に、行政（に代表されるような開発主体）が、都市計画を推進するにあたってクリティカルな市民の選好を探るといった目的で、感度分析を利用することも可能であろう。

25)グラフの横軸は、長崎大水害発生からの経過月数、縦軸は、長崎新聞に掲載された長崎大水害関連記事の面積の対数値である。

26)この構図の致命的な欠陥についてはここでは触れないが、廣松(1982; 1993)を参照されたい。また、矢守(2001)は、こうした構図を認知主義的誤解としてしりぞけつつ、(客観的)対象および(心的)イメージの双方が、社会的表象作用によって現出せしめられる、社会的(間主観的)構成の産物であることを、きわめて明快に論じている。

27)厳密に言えば、そもそも当該の出来事が「災害」として認識されるか否か、そのこと自体が問題とされる場面にまで遡及すべき場合もある。が、論述がいたずらに煩雑になるのを避けるために、以下では逐一指摘することはしない。

28)こうした機制は、災害に限らず、あらゆる存在者——客観的に存在していると思われるモノ、観念など——について当てはまる。大澤(1988; 1990)は、この機制を「第三者の審級の先向的投射」と呼び、詳細に論じている。

29)(物理的)環境の激変(という現実)とコミュニケーションとの関係については、杉万(1995)、Gergen(1994a)を参照されたい。また、Bruner(1990)は、'narrative'という概念を用いて、コミュニケーションの現実構成的な役割について論じている。

30)会話時点(1993年7月)における自主防災組織の結成数は、自治会数758団体中264組織である。

31)長崎市防災会議は防災マップを作成し、市内の災害危険箇所を公表している(長崎新聞, 1992年5月)。

32)昭和32年7月25日から26日にかけて諫早市を襲い、死者539名を出した大水害。

33)第3章を参照。

34)いわゆる優先隣接対の破綻(cf. 山崎・江原, 1993)の見られた会話があった。以下は、

浸水による被害が拡大した原因について議論している場面での会話である。

A: (浸水被害の元凶は、もともと別の川であった中島川と銅座川を下流で 1 本にくっつけてしまったことであるという持説について)「われわれが銅座川を切り離せということを行ったにもかかわらず……K 先生、どういうふうに思います？ 県議会、市議会、全く取り上げなかったですね。まあ、どうなのでしょうね？」

K:「切り離しそのものがね、それほど説得力のない面もありましてね、切り離すと多少の効力はあるけども、技術的にはね、切り離してもあんまり変わらんと」

A:「いや、それぐらい、われわれ素人が（見ても）」

K:「そらまあ確かに放水路としては有効」

A:「だってもともと別々に流れてたんだから」

M:「そうですね、ええ」

A:「それをビュッとひつつけたんだから、2 本の樋を 1 本にしたようなものでしょう」
しかし、この後の K 氏の発言により、会話は再びスムーズに（意見の対立もなく）展開していく。

K:「うん。そこへもってきて上流部がさ……」

35)第 2 節でも触れたように、災害イメージの形成に与るコミュニケーションの主要な類型として、日常会話とマスメディア発信の情報とがある。本章は、言うまでもなく、前者についての論考である。マスメディアの内容分析を通じて、長崎大水害をめぐる災害イメージを検討したものとしては、杉森・岡田・矢守(1994)、鈴木・矢守・岡田(1994)、矢守(1996a; 1996b)を参照されたい。

36)もちろん、「防災には日ごろの心構えが重要である」といった文言をオウム返しに繰り返すことはできるだろう。しかし、ここで語るということは、単に何らかの音声を口に出すということにとどまらない。それは、第 2 節で述べたように、災害について、さまざまな契機に即して、その他の存在・出来事との示差的区別を明確化する営みなのである。

37)もちろん、質問紙調査が常に問題であるというつもりは毛頭ない。全ての方法がそうであるように、研究方法の妥当性は、研究の目的に相関して評価されねばならない。実際、大量のデータを比較的容易に収集・分析できることは、間違いなく、質問紙調査の大きなメリットであるし、例えば、多数の市民の大まかな、ないし、平均的な防災意識を明らかにしようという目的に対しては、質問紙調査が適当である場合もある

う。

38)この数は、調査主体、判定基準により多少のばらつきがある。堤(1996)を参照。

39)再建は被災マンション法（被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法）、建替、補修は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律）が適用される。詳細は、稲本・鎌野(1997)を参照。

40)マンションに限らず被災建築物の撤去費用の全額を行政が負担する制度。この制度の適用を受けるためには、全区分所有者の解体同意書が必要となる（逆に言えば、それしか必要ない）。ちなみに、大規模なマンションでは、解体・撤去に数億円かかる例も少なくない。

41)どの程度の補修費用がかかれば「過分」なのかについては、法律では規定されていない。また、実務レベルでも、少なくとも震災当時は、明確な算出式は存在していなかった。例えば、高木(1996)を参照。

42)なお、決議が成立した場合、決議反対者は、翻意して復興事業に参加するか、区分所有権を任意の賛成者に売り渡してマンションを退去するかの選択を迫られることになる。

43)こうした言説に対する批判としては、例えば、先田(1997)を参照。また、「補修物件は、資産価値ゼロ」という言説は、人々がそれを信じて行動することによって、自己成就してしまう、という問題もある。

44)後述するように、両者の齟齬（例えば、十分に居住可能と信じる住民がいる一方で、専門家は補修困難と判定する、など）は、復興方法をめぐるコンフリクトが生じる一因となった。

45)既存不適格建物とは、建設された当時は適格であったが、その後の法律・条例の改定により、現在は不適格となっている建物である。容積率オーバーが大半だが、高さ制限や日影規制に反している例もある。補修の場合は原形復旧が可能だが、再建・建替の場合は、現行法が適用されるため、規模縮小せざるを得なくなる。震災後は、緩和策が策定され、多くのマンションが被災前の容積率を確保することができたが、中には、それが不可能なケースもあった。なお、既存不適格などにより原形復旧が可能かどうか微妙なマンションでは、そのことが復興方法をめぐるコンフリクトが生じる一因となった（後述）。

46)方針決議は、過半数の賛成で成立する。しかし、法的拘束力はなく、住民の結束を高

めるほどの意味合いしかもたない。にもかかわらず、多くのマンションでは、方針決議の成立とともに、その復興方針が既成事実化した。

47)新たにローンを組めない高齢者、多重・高額債務者が典型である。また、再建・建替に賛成したものの、経済的事情からもとのマンションへの再入居を断念するケースも多く、問題となっている（日本経済新聞 1998 年 12 月 8 日朝刊）。

48)復興をめぐる諸問題については、日経アーキテクチュア編(1997)、梶浦(1995)、先田(1995)を参照されたい。

49)被災地クラブは、マンション問題の専門家が世話役となって、96 年 1 月に発足したグループである。メンバーは、復興方法の決定に難航しているマンションの住民有志であり、マンション相互の情報交換および復興についての勉強会の場として、現在も継続されている。

50)この知見は、陪審場面での議論が、しばしば証拠主導型ではなく評決主導型で進行するという、陪審研究の知見とも共通するものである（例えば、Hastie, Penrod & Pennington, 1983）。

51)このことは、ある意味、当然のことである。しかし、阪神大震災後の復興過程においては、十分な議論をしないまま、復興方針を拙速に定めようとしたケースが少なくない。もちろん、その背景には、過酷なタイムプレッシャーがあった。しかし、再建事例の方が建替事例よりも復興方法の決議に時間を要している事実が示しているように、復興方針の早期確定が、スムーズな復興を意味するわけではない。

52)現状では、被害程度をめぐるコンフリクトを裁定する機関は、裁判所しかない。そして、それにはかなりのコストを要することになる。ちなみに、現在、決議の妥当性をめぐって、数棟のマンションが係争中であるが、いずれも実質的争点は、被害の過分性の客観性をめぐるものである。

引用文献

- 青山幹雄・内平直志・平石邦彦 1995 ペトリネットの理論と実践 朝倉書店
- Bennett, P. G. 1980 Hypergames: Developing a model of conflict. *Futures*, December, pp.489-507
- Bennett, P.G., and Dando, M. R. 1979 Complex strategic analysis: A hypergame study of the fall of France. *Journal of the Operational Research Society*, 30, pp.23-32
- Bruner, J. 1990 *Acts of Meaning*. Harvard University Press.
- 戎正晴 1997 マンション復興の法律上の課題 日経アーキテクチュア(編) 甦る 11 棟のマンション 阪神大震災・再生への苦闘の記録 日経 BP 社 pp.162-165
- Fang, L., Hipel, K.W., and Kilgour, D.M. 1993 *Interactive Decision Making: The graph model for conflict resolution*. Wiley
- Fraser, N.M. and Hipel, K.W. 1984 *Conflict Analysis - Models and Resolutions*. North-Holland
- Galbraith, J.K. 1984 *The Affluent Society*. (4th ed.) 鈴木哲太郎(訳) 1985 ゆたかな社会 岩波書店
- Garfinkel, H. 1967 *Studies in ethnomethodology*. (2nd Chap.) Polity Press 北澤裕・西阪仰(共訳) 1989 日常活動の基盤－あたり前を見る 日常性の解剖学－知と会話－ 第2章 マルジュ社
- Gergen, K.J. 1985 The Social Constructionist Movement in Modern Psychology. *American Psychologist*, 40(3), pp.266-275
- Gergen, K.J. 1994a *Toward Transformation in Social Knowledge* (Second Edition). SAGE Publications 杉万俊夫・矢守克也・渥美公秀(監訳) 1998 もう一つの社会心理学 社会行動学の転換に向けて ナカニシヤ出版
- Gergen, K. J. 1994b *Realities and Relationships--Soundings in Social Construction* Harvard University Press
- Gergen, K. J. 1999 *An Invitation to Social Construction* SAGE Publications
- 阪神大震災マンション復興問題特別委員会 1996 阪神・淡路大震災による分譲マンションの復興過程と管理組合の対応

- Hastie, R., Penrod, S. and Pennigton 1983 *Inside the jury*. Cambridge, MA: Harvard University Press
- 林知己夫 1988 防災と学校 安倍北夫・三隅二不二・岡部慶三(編)自然災害の行動科学 (応用心理学講座 3) 第 15 章 福村出版
- 秀島栄三・岡田憲夫・榎本和章・檀村吾郎 1996 都市拠点開発の基盤整備における利害対立の構造とその解消策に関するモデル論的考察 土木計画学研究・論文集, 13, pp.103-110
- Hipel, K.W., and N.M. Fraser 1980 Metagame analysis of the Garrison conflict. *Water Resources Research* 16(4), pp.629-637.
- 廣井脩 1986 災害と日本人—巨大地震の社会心理— 時事通信社
- 廣松渉 1982 存在と意味 第一巻 岩波書店
- 廣松渉 1983 物象化論の構図 岩波書店
- 廣松渉 1993 存在と意味 第二巻 岩波書店
- Howard, N. 1971 *Paradoxes of Rationality: Theory of metagames and political behavior*. MIT Press
- 飯田経夫 1980 「豊かさ」とは何か—現代社会の視点 講談社現代新書
- 池田謙一 1997 転変する政治のリアリティ 木鐸社
- 池田謙一・村田光二 1991 こころと社会 認知社会心理学への招待 東京大学出版会
- 稲本洋之助・鎌野邦樹 1997 コンメンタール マンション区分所有法 日本評論社
- 梶浦恒男 1995 阪神大震災・被災マンションの建替えをめぐる諸問題 都市住宅学, 12, pp.18-22
- 亀田達也・村田光二 2000 複雑さに挑む社会心理学 適応エージェントとしての人間 有斐閣アルマ
- 片寄俊秀 1992 長崎豪雨災害と都市の再生 論集 1982-1992 長崎出版文化協会
- Kelley, H.H. and Stahelsli, A.J., 1970 Social interaction basis of cooperators' and competitors' beliefs about others, *Journal of Personality and Social Psychology*, 21, pp.190-197
- 菊地馨 1995 阪神大震災・神戸からの報告書 データハウス
- 北山忍 1995 文化的自己観と心理的プロセス 社会心理学研究, 10, pp.153-167
- 北山忍 1998 自己と感情 文化心理学による問いかけ 共立出版株式会社

- 北山忍・唐沢真弓 自己：文化心理学的視座 実験社会心理学研究, 35, pp.133-163
- 京都仏教会 1991 京都の景観保護と将来の町づくりについて.
- 京都駅ビル開発株式会社 1990 JR 京都駅設計競技の概要.
- 京都駅ビル開発株式会社 1991 京都駅ビル（仮称）の計画概要.
- 京都駅開発準備株式会社 1990 京都駅改築実行計画.
- 京都駅建替え問題対策協議会 1991 市民のための京都駅設計案.
- 京都新聞・関連記事 1990年8月7日～1991年12月7日
- Leiter, K. 1980 *A Primer on Ethnomethodology*. Oxford University Press. 高山真知子(訳) 1987 エスノメソドロジーとは何か 新曜社
- Lewin, K. 1945 The research center for group dynamics at Massachusetts Institute of Technology. *Sociometry*, 2, pp.126-136
- Liebrand, W.B.G., Jansen, R.W.T.L., Rijken, V.M., and Shure, C.J.M., 1986 Might over morality: Social values and the perception of other players in experimental games, *Journal of Experimental Social Psychology*, 22, pp.203-215
- Luhmann, N. 1984 *Soziale Systeme*. Suhrkamp Verlag. 佐藤勉(監訳) 1993, 1995 社会システム理論(上)(下) 恒星社厚生閣
- 松村健三 1982 日本人の災害観 安倍北夫・秋元律郎(編) 都市災害の科学 有斐閣
- 宮入興一 1993 災害問題と地域・自治体—自然的災害における被害の全体像と複合的被害構造の解明：雲仙火山災害を事例として— 経営と経済, 73, pp.23-93
- 森永壽 1997 過疎地域活性化における規範形成プロセス—鳥取県八頭郡智頭町の活性化運動 13 年— 実験社会心理学研究, 37, pp.250-264
- Moscovici, S. 1984 The Phenomenon of Social Representations. (In) Farr, R. & Moscovici, S. (Eds.) *Social Representations*. Cambridge: Cambridge University Press
- 長崎大学自然災害科学 社会の防災力研究グループ(編) 1990 長崎県の豪雨災害と自治会・自主防災組織の防災力
- 長崎県土木部 1984 長崎防災都市構想策定委員会報告書
- 長崎・中島川復興委員会 1982 よみがえる中島川 No.1～10
- 長崎市防災会議・長崎市水防協議会 1991 長崎市地域防災計画・長崎市水防計画(平成3年修正)

長崎新聞 1982 年 7 月－1992 年 7 月

長崎市水害誌編さん委員会 1984 長崎市 7.23 大水害誌 長崎市役所

永田素彦 2000 分譲マンション復興をめぐる住民間コンフリクトの動態 実験社会
心理学研究, 39, pp.172-187

永田素彦・杉万俊夫 1993 都市開発をめぐるコンフリクト解析 — 京都駅ビル高層
化問題について — 社会心理学研究, 9, pp.48-64

永田素彦・矢守克也 1994 防災・都市基盤整備をめぐるコンフリクト解析 京都大
学防災研究所水資源研究センター研究報告, 14, pp.97-108

永田素彦・矢守克也 1995 コンフリクト状況のマクロ構造分析—長崎大水害後の復
興事業をめぐる「感度分析」— 実験社会心理学研究, 35, pp.164-177

永田素彦・矢守克也 1996 災害イメージの間主観的基盤 — 昭和 57 年長崎大水害
についての会話分析 — 実験社会心理学研究, 36, pp.197-218

永田良昭 (編) 1993 特集：社会問題の社会心理学…ミクロ現象とマクロ現象の相
互関係, 心理学評論, 36, pp.317-544

中司弓彦・萩原良巳・渡辺仁志 1998 貯水池建設におけるコンフリクトのプロセス
分析 土木計画学研究・講演集, 21, pp.89-92

日経アーキテクチュア(編) 1997 甦る 11 棟のマンション 阪神大震災・再生への苦闘の
記録 日経 BP 社

小幡範雄 1992 環境コンフリクト実験ゲーム 対立から共生への環境創造 技法堂
出版

大澤真幸 1988 行為の代数学 青土社

大澤真幸 1990 身体の比較社会学Ⅰ 勁草書房

岡林隆敏 1990 長崎豪雨災害における自治会の対応と自主防災組織の結成 長崎大学
自然災害科学 社会の防災力研究グループ(編) 長崎県の豪雨災害と自治会・自主
防災組織の防災力 第 4 章

岡部慶三 1988 災害イメージ 安倍北夫・三隅二不二・岡部慶三(編) 自然災害の行動科
学(応用心理学講座 3) 福村出版 p.262

岡田章 1996 ゲーム理論 有斐閣

岡田憲夫 1992 土木計画プロセスとシステムズ・アナリシス 飯田恭敬・岡田憲夫(編)
土木計画システム分析 森北出版 第 2 章

- 岡田憲夫 1996 社会システムのルールの設計としてみたゲーム理論—多目的ダム事業を中心として— 土木計画学研究・講演集, 19, pp.1-16
- Okada, N and Hideshima, E 1995 A Petri-net Approach for Modeling Bottlenecks In the Restoration and/or Restructuring Process of Multiplex Disaster-damaged Urban Infrastructure Systems *Journal of Natural Disaster Science*, 17, pp.75-86
- 岡田憲夫・キース W.ハイブル・ニル M.フレーザー・福島雅夫 1988 コンフリクトの数理 メタゲーム理論とその拡張 現代数学社
- 岡田憲夫・谷本圭志・荒添正棋 1995 都市開発・防災コンフリクトの調整問題に関するメタゲーム論的考察—Robustness分析手法の提案— 土木学会論文集, 524, IV-29, pp.79-92
- 奥田道大 1983 都市コミュニティの理論 東京大学出版会
- Pruitt, D.G. and Kimmel, M.J., 1977, Twenty years of experimental gaming: Critique, synthesis, and suggestions for the future, *Annual Review of Psychology*, 28, pp.363-392
- Quarantelli, E.L. 1954 The nature and conditions of panic. *American Journal of Sociology*, 15(3), pp.23-49
- 楽学舎 (編) 2000 看護のための人間科学を求めて ナカニシヤ出版
- Sacks, H. 1972 An initial investigation of the usability of conversational data for doing sociology. (In) Sudnow, D. (ed) *Studies in Social Interaction*. Free Press 北澤裕・西阪仰 (訳) 会話データの利用法—会話分析事始め 日常性の解剖学— 知と会話— 第3章 マルジュ社
- 坂本麻衣子・萩原良巳 2000 大規模開発におけるコンフリクトの展開過程の分析 土木学会環境システム研究論文, pp.177-182
- 先田政弘 1995 阪神大震災 何が分譲マンションに起こったか? マンション問題研究会
- 先田政弘 1996 被災直後の管理組合の問題点 日本マンション学会第5回大会研究報告集, 163-168
- 先田政弘 1997 阪神大震災 被災分譲マンションからのメッセージ マンション問題研究会

- Schegloff, E.A. and Sacks, H. 1973 Opening up and Closing. *Semiotica*, 7, pp.289-327 北澤裕・西阪仰(訳) 会話はどのように終了されるのか 日常性の解剖学—知と会話— 第4章 マルジュ社
- 島本慈子 1998 倒壊 大震災で住宅ローンはどうなったか 筑摩書房
- 孫治斌 1998 住民運動としての地域医療—京都「西陣健康会」の50年 実験社会心理学研究, 38, pp.215-225
- 杉万俊夫 1992 ミクロ⇄マクロ・ダイナミックス —「かや」のイメージに基く構想— 実験社会心理学研究, 32, pp.101-105
- 杉万俊夫 1995 グループ・ダイナミックスと地域計画 土木学会論文集 No.506/IV-26, pp.13-23
- Sugiman, T. 1997 A New Theoretical Perspective of Group Dynamics (In) Leung, Kim, Yamaguchi, & Kashima (eds.) *Progress In Asian Social Psychology Vol. 1*, John Wiley & Sons, pp.37-53
- 杉万俊夫 1998a 集合性の理論—グループ・ダイナミックス— 山口勸(編) 放送大学テキスト 社会心理学(三訂版):アジア的視点から, 日本放送出版協会, pp.62-70
- 杉万俊夫 1998b 実践としてのグループ・ダイナミックス 実験社会心理学研究, 38, pp.202-204
- Sugiman, T. 1999 From Empirical Fact-finding to Collaborative Practice (In) Sugiman, Karasawa, Liu, & Ward (eds.) *Progress In Asian Social Psychology Vol.2* Kyoyook-Kwahak-Sa, pp.3-7
- 杉万俊夫・矢守克也 1993 マクロ変数の計量 理論と方法, 14, pp.183-197
- 杉森直樹・矢守克也・岡田憲夫 1994 防災意識の長期変動に関する基礎的考察 京都大学防災研究所水資源研究センター研究報告, 14, pp.67-78.
- 鈴木健司・矢守克也・岡田憲夫 1994 社会的災害イメージとその基礎的情報の処理システムに関する研究 京都大学防災研究所水資源研究センター研究報告, 14, pp.79-95
- 鈴木光男 1994 新ゲーム理論 勁草書房
- 高木桂子 1996 建替要件としての「過分」の判定に関するメモ 日本マンション学会第5回大会研究報告集, pp.50-54
- 高橋和雄 1992 防災都市構想と斜面のまちづくり —平成4年度公開講座—「まちづ

くりと私達の暮らし」 pp.96-105

高橋和雄 1993 防災都市構想と斜面のまちづくり 長崎大学(編) 人にやさしい“まちづくり”——長崎から——, pp.135-142

高橋和雄 1994 長崎豪雨災害 10 年にみる防災力の現状と課題に関する調査報告書

瀧川哲夫 1989 メタゲーム・スーパーゲーム・ハイパーゲーム 心理学評論, 32, pp.333-348

田村明 1999 まちづくりの実践 岩波新書

谷垣千秋 1997 復興と管理組合の役割 日経アーキテクチュア(編) 甦る 11 棟のマンション 阪神大震災・再生への苦闘の記録 日経 BP 社, pp.174-177

暉峻淑子 1989 豊かさとは何か 岩波新書

堤金次 1996 被災マンションの復旧・再建の現状と課題 日本マンション学会第 5 回大会研究報告集, pp.149-152

山田富秋・好井裕明 1991 排除と差別のエスノメソドロジー 新曜社

山岸俊男 1998 信頼の構造 ころと社会の進化ゲーム 東京大学出版会

Yamagishi, T. and Sato, K., 1986 Motivational bases of the public goods problem, *Journal of Personality and Social Psychology*, 50, pp.67-73

山崎敬一・江原由美子 1993 沈黙と行為 ソシオロギス, 17, pp.57-78

山崎正和 1984 柔かい個人主義の誕生—消費社会の美学— 中央公論社

矢守克也 1994 自然災害に関する学際的アプローチ「もの」と「ころ」が交錯するところ— 京都大学防災研究所水資源研究センター研究報告, 14, pp.59-65

矢守克也 1996a 「風化」とは忘れさることにあらず—災害体験の風化メカニズムと防止策— 季刊 TOMORROW, 38, pp.12-29

矢守克也 1996b 防災意識の「風化」に関する基礎的研究—1982 年長崎大水害を事例として— 実験社会心理学研究, 36, pp.20-31

Yamori, K. 1998 Going With the Flow: Micro-Macro Dynamics in the Macrobehavioral Patterns of Pedestrian Crowds *Psychological Review*, 105, pp.530-557

矢守克也 1999 <鳥瞰図>、あるいは、<虫瞰図>としてのグループ・ダイナミックス 安藤清志(編著) 43 人が語る「心理学と社会」③性格・産業・社会 ブレーン出版 pp.104-122

矢守克也 2001 社会的表象理論と社会構成主義——W.Wagner の見解をめぐって 実
験社会心理学研究, 40, pp.95-114

好井裕明・山田富秋・西阪仰編 1999 会話分析への招待 世界思想社

京都駅ビル高層化問題に関する京都新聞関連記事 (1990 年 8 月 7 日～1991 年 12 月 7 日)

京都駅改築 120 ㍎は高いか (1990 年 8 月 7 日 朝刊)

京都駅改築 土地は揺れ動く (1990 年 8 月 8 日 朝刊)

京都駅改築 商圈が変わる (1990 年 8 月 9 日 朝刊)

京都駅改築 個性を生かす (1990 年 8 月 14 日 朝刊)

京都駅ビルに伊勢丹 (1990 年 9 月 8 日 朝刊)

地元出資 1 / 3 超す (1990 年 9 月 13 日 朝刊)

総合サービス業への核 (1990 年 9 月 13 日 朝刊)

社長に畠山氏就任 京都駅の J R 西日本伊勢丹 (1990 年 9 月 28 日 夕刊)

社長に井手氏を選出 京都駅ビル開発 (1990 年 9 月 29 日 朝刊)

高さ制限超えたら…「特例で対応を」 設計コンペ (1990 年 11 月 27 日 朝刊)

出資、職員派遣は違法 府、市に監査請求 (1990 年 12 月 22 日 朝刊)

設計者 3 人からは回答 J R 京都駅改築公開質問状 (1991 年 1 月 8 日 朝刊)

住民監査請求を却下 (1991 年 2 月 6 日 朝刊)

府、市の出資は違法 知事ら相手に住民訴訟 (1991 年 3 月 7 日 朝刊)

設計コンペ結果来月 15 日に発表 (1991 年 4 月 11 日 夕刊)

観光客は反対 住民 6 割賛成 立命大鉄道研究会アンケート調査 (1991 年 2 月 9 日
朝刊)

コンペ参加作品はいずれも景観配慮 (1991 年 4 月 17 日 朝刊)

新京都駅は 59.8 ㍎ (1991 年 5 月 9 日 朝刊)

京の玄関 賛否の渦 (1991 年 5 月 9 日 朝刊)

京の地形イメージ“明るさ”を前面に (1991 年 5 月 9 日 朝刊)

新京都駅 1 激論 (1991 年 5 月 9 日 朝刊)

新京都駅 2 規制 (1991 年 5 月 10 日 朝刊)

「超高層化への恐れ」原氏の案を批判 (1991 年 5 月 25 日 朝刊)

駅周辺整備は不可欠 (1991 年 5 月 28 日 朝刊)

上田篤 京都は千載一遇のチャンスを逸した (1991年5月28日 夕刊)

「高層ビルは景観破壊」 (1991年5月31日 夕刊)

「高さ守ればこうスッキリ」反対市民団体が独自案 (1991年6月1日 朝刊)

百貨店は12階 (1991年7月17日 夕刊)

京の小売業界改めて衝撃 明らかになったJR伊勢丹の概要 (1991年7月18日 朝刊)

京都弁護士会 市に申し入れ (1991年7月19日 朝刊)

周辺の景観にマッチ 井手正敬さん (1991年8月4日 朝刊)

ホテル戦争再激化 (1991年8月10日 朝刊)

歴史的景観権を主張 (1991年8月22日 朝刊)

JR京都駅の改築「公聴会で意見を」 (1991年8月28日 朝刊)

「健康都市構想を軸に」田辺京都市長 (1991年9月5日 朝刊)

まちづくりに市民の声 (1991年9月7日 朝刊)

京の高さ制限など指摘 (1991年9月11日 朝刊)

京のまちづくり 活発に討議 (1991年9月26日 朝刊)

第1回京のまちづくりシンポ「景観の危機」一致 (1991年10月3日 朝刊)

京のまちづくりシンポパート2 都市の再生・高さで論争 (1991年10月5日 朝刊)

京のまちづくりシンポ最終回 どうする「南部」の未来 (1991年10月8日 朝刊)

京都駅改築3模型陳列 (1991年10月11日 朝刊)

設計の原教授講演 (1991年10月15日 朝刊)

ポルタ4000平方メートル拡張に (1991年10月15日 朝刊)

京都ホテル系の客 7カ寺「拝観お断り」 (1991年11月2日 朝刊)

京都市まちづくり審一次答申要旨 (1991年11月8日 朝刊)

まちづくり答申1 その日 (1991年11月8日 朝刊)

まちづくり答申2 新ライン (1991年11月9日 朝刊)

まちづくり答申3 南部開発 (1991年11月10日 朝刊)

拝観拒否に広がる波紋 (1991年11月10日 朝刊)

まちづくり答申4 三山保全 (1991年11月12日 朝刊)

まちづくり答申5 歴史的景観 (1991年11月13日 朝刊)

拝観拒否へ看板 京都ホテル系宿泊者を対象 (1991年11月14日 朝刊)

60 ㍻京都ホテル 22 日起工 (1991年11月14日 夕刊)

まちづくり答申6 緩衝地帯 (1991年11月15日 朝刊)

まちづくり答申7 課題 (1991年11月16日 朝刊)

「高さ」見直さず JR 西日本副社長 (1991年11月20日 朝刊)

京都ホテル高さ 60 ㍻断念 (1991年11月21日 朝刊)

「市民不在」古都税と同じ (1991年11月21日 朝刊)

梅原猛 「京都駅コンペの真相」 (1991年11月22日 朝刊)

JR 駅改築円滑に 府会委知事答弁 (1991年11月22日 朝刊)

「59 ㍻案を支援」塚本商議所会頭 (1991年11月29日 朝刊)

まちづくりシンポ 新旧調和まだ望み (1991年11月30日 朝刊)

仏教会がモデル案 京都ホテルの高さ見直し (1991年12月3日 朝刊)

9 割、景観保全地域に 京の住民グループ (1991年12月4日 朝刊)

駅前広場に仮駅舎 (1991年12月4日 朝刊)

「31 ㍻以下まで妥協せぬ」仏教会が申し入れへ (1991年12月4日 夕刊)

「高さ」住民投票を 仏教会が申し入れ (1991年12月5日 朝刊)

京都ホテル 高さ 60 ㍻再決断 (1991年12月5日 夕刊)

根本見直し経営揺るがす 京都ホテル高さ問題 (1991年12月6日 朝刊)

景観問題 問われる市の姿勢 (1991年12月6日 朝刊)

60 ㍻ホテル「圧力なし」市側きっぱり (1991年12月7日 朝刊)